

新潟県国土強靱化地域計画

見直し素案 新旧対照表

下線：見直し部分

新潟県国土強靱化地域計画(見直し素案)新旧対照表

目次

第1章	本県の強靱化に関する基本的な考え方	1～6
第2章	本県の状況	7～41
第3章	脆弱性評価	42～51
第4章	強靱化の推進方針	52～97
第5章	計画の推進と見直し	98～102
付属資料1	推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果	103～134
付属資料2	推進方針の柱ごとのKPI	135～136

第1章 本県の強靱化に関する基本的な考え方

改正前	改正後	改正理由等
<p><u>第2章 本県の強靱化に関する基本的な考え方</u></p> <p>1 強靱化の理念</p> <p>本県は、第1章で述べたとおりこれまで数多くの自然災害に見舞われてきた。自然災害から県民の生命と財産を守ることは新潟県政の根本的な課題であり、これまでもさまざまな取組が行われてきたが、特に、平成16年には7・13水害や中越地震、平成18年には豪雪、平成19年には中越沖地震など、相次いで大規模自然災害に見舞われ、防災・危機管理体制の改革が求められた。</p> <p>このことを踏まえ、本県においては、災害や危機が発生しても県民の生活・地域・産業の機能が停滞しない、また、停滞しても速やかに回復できる社会システムの構築に向けて施策を推進するため「にいがた防災戦略」を策定し、平成21年にその実現のための取組をスタートした。</p> <p>一方、国においては、平成25年度の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の制定・公布を受け、『国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）』を策定し、東京一極集中からの脱却などを基本的な方針とし、広域的、狭域的、両面の視点からの代替輸送ルートの早期確保やエネルギー全体としての需給構造の強靱化などを推進している。</p> <p>また、平成27年10月に策定した「新潟県人口ビジョン」によると、このままでは、将来的な県人口の減少も危ぶまれていることから、将来を見越した県の地域防災力の向上を図る必要がある。</p>	<p><u>第1章 本県の強靱化に関する基本的な考え方</u></p> <p>1 強靱化の理念</p> <p><u>(1) 安全・安心を取り巻く本県の状況の概要</u></p> <p><u>近年、全国で気候変動の影響により、全国各地で激甚化・頻発化した豪雨災害や局地的な短期集中型の大雪被害が毎年のように発生し、国民生活に甚大な被害を与えている。</u></p> <p><u>また、令和6年1月に発生した能登半島地震においては、広範囲に及ぶ液状化被害や半島という地形的要因による復旧の遅れなどの課題が顕在化したほか、首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震の可能性が指摘されている中、同年8月には、宮崎県日向灘を震源とする地震が発生したことなどを受け、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表するなど、これまで以上に災害への備えが求められる状況にある。</u></p> <p><u>巨大災害の発生リスクに対しては、被災地に対する救援ルートの確保やサプライチェーンの寸断による我が国全体の経済活動停滞を招くことがないようにリダンダンシーを確保する観点から、道路ネットワークとして必要な高規格道路の未整備区間の解消や高速道路における暫定2車線区間の4車線化、交通結節点等の機能強化など、交通、情報通信、エネルギー等の全国的な強靱なネットワーク機能の強化が必要となる。</u></p> <p><u>本県においても、これまでに様々な自然災害に見舞われ、大きな被害を受けてきた。大規模自然災害時においては、被災者への的確な支援や早期の生活再建など災害時特有の業務に対して、県と県内全市町村が連携した相互応援を行う体制を構築し</u></p>	<p>第2章から第1章に変更</p> <p>新潟県総合計画第2章「2 安全・安心を取り巻く状況」を引用</p>

第1章 本県の強靱化に関する基本的な考え方

改正前	改正後	改正理由等
<p>加えて、東日本大震災では、関西・北陸と東北、首都圏と東北を結ぶルート¹の結節点として役割を果たした。このような本県の地理的な特性等を鑑みると、本県の強靱化は国土全体の強靱化にも大きな意味を有するものと考えられる。</p> <p>これらを踏まえ、本県の防災・危機管理体制の充実と国土全体の強靱化に資する日本海国土軸の強化を目指し、県民の命と暮らしを守る防災・減災対策や老朽化対策、そして、本県の拠点性の向上等に資する基盤整備等、ハード・ソフト両面の対策を着実に進めるための計画として『新潟県国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）』を策定した。</p> <p>なお、平成30年12月には、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、基本計画の見直しが行われ、本県としても、大規模自然災害に対する脆弱性の評価を改めて行い、令和2年10月、本計画を改定した。</p>	<p>ている。</p> <p>また、国土強靱化に向けて防災・減災対策を進めてきており、令和4年8月に県北地域で発生した記録的な大雨では、これまでの河川整備や河道掘削などにより河川の氾濫が一定程度抑制されたほか、令和6年1月に発生した能登半島地震では、主要幹線道路の法面对策や下水道の耐震化を継続的に進めてきたことが県民のライフラインを守ることに繋がっている。</p> <p>一方で、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災・減災対策は未だ不十分な状況にあり、県の河川の改修率は約5割、土砂災害等から守られる人家戸数の割合は約4割にとどまるなど、更なる対策が必要となっている。</p> <p>また、全域が豪雪地帯である本県では、雪害防除などの克雪対策を着実に実施してきたが依然として高齢者を中心に除雪作業中の死傷事故が発生していることや、短期間集中的降雪による交通障害への対応に加え、道路除排雪作業を担う建設業等の担い手不足も深刻化しており、持続可能な除排雪体制の維持・確保が大きな課題となっている。</p> <p>こうした状況の中で、県民の命と暮らしを守るため、インフラ整備に加え、自主防災組織の活動カバー率や一人当たりの消防団員数は全国平均を上回っており、本県における地域防災力は比較的高い水準となっている。一方で、本県は、全国より早いペースで人口減少や高齢化が進行していることから、今後は、消防団員や地域防災を担う人材の減少による地域防災力の低下が課題となる。</p> <p>加えて、首都直下地震などの大規模自然災害時のリダンダンシーを確保する観点から、日本海沿岸東北自動車道の未整備区</p>	

第1章 本県の強靱化に関する基本的な考え方

改正前	改正後	改正理由等
<p><u>本計画においては、にいがた防災戦略及び基本計画における基本目標を踏まえ、以下の3点を基本目標に設定し、あらゆる主体と連携して強靱化に向けた取組を総合的に推進するものとする。</u></p> <p>基本目標 大規模自然災害が発生しても <u>人命の保護が最大限図られる。</u> <u>県民の生活・地域・経済の機能が停滞しない。</u> <u>停滞しても速やかに回復できる社会システムの構築。</u></p>	<p><u>間の早期解消や磐越自動車道などの早期全線4車線化、新潟港・直江津港における太平洋側港湾の代替港としての機能強化などが必要である。</u></p> <p>(2) <u>目指すべき将来の新潟県の姿及び基本目標</u> <u>目指すべき将来の新潟県の姿</u> <u>本県は、これまで蓄積された自然災害に対する経験や教訓に基づく対応力や県内全市町村と連携した災害時の相互応援体制の構築により、多発する自然災害に対するインフラ整備と人口減少等を踏まえた地域防災力の維持を確保していくことにより、「安全に安心して暮らせる新潟」を目指すこととしている。</u> <u>基本目標</u> <u>本計画においては、上記「(1)安全・安心を取り巻く本県の状況」、国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)(以下「基本計画」という。)の国土強靱化の理念及び新潟県防災基本条例(令和3年条例第44号。以下「基本条例」という。)第3条に規定する基本理念を踏まえ、以下の4点を基本目標に設定し、あらゆる主体と連携して強靱化に向けた取組を総合的に推進するものとする。</u></p> <p>基本目標 大規模自然災害が発生しても <u>ア 人命の保護が最大限図られること</u> <u>イ 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること</u> <u>ウ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること</u></p>	<p>新潟県総合計画に合わせた追加(国の計画策定ガイドラインにおいて目指すべき将来の地域の姿を設定すべきとされている。)</p> <p>国土強靱化基本計画・県防災基本条例にあわせた改正(の考え方も反映)</p> <p>国土強靱化基本計画に合わせた改正</p>

第1章 本県の強靱化に関する基本的な考え方

改正前	改正後	改正理由等
<p>2 強靱化を推進する上での基本的な方針</p> <p>本県における強靱化の理念や中越地震など過去の災害経験を踏まえ、以下の方針に基づき推進する。</p> <p>(1) 新潟県総合計画「～住んでよし、訪れてよしの新潟県～」との調和</p> <p>国土強靱化が目指す、「災害に対し、強くしなやかな社会の実現」は、本県が「新潟県総合計画」の下で推進する「安全に安心して暮らせる新潟」と同趣旨であること、また、国が国土強靱化と地方創生は地域の豊かさを維持・向上させるという同じ目的を有し、地方創生の地方版総合戦略と国土強靱化地域計画を調和しながら策定することが効果的としていること及び「新潟県総合計画」が本県の地方版総合戦略としても位置付けられていることを踏まえ、本県の最上位計画である「新潟県総合計画」と調和を図りつつ取組に当たること。</p>	<p><u>と</u></p> <p><u>エ 迅速な復旧復興が可能となること</u></p> <p>2 本計画の位置付け</p> <p><u>本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、国土強靱化に係る本県の他の計画等の指針となるものである。</u></p> <p>3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針</p> <p>本県における<u>国土強靱化</u>の理念や中越地震など過去の災害経験を踏まえ、以下の方針に基づき推進する。</p> <p>(1) 新潟県総合計画との調和</p> <p>国土強靱化が目指す、「災害に対し、強くしなやかな社会の実現」は、本県が「新潟県総合計画（令和7年3月策定）」の下で推進する「安全に安心して暮らせる新潟」と同趣旨であることから、本県の最上位計画である「新潟県総合計画」と調和を図りつつ取<u>り組む</u>。</p>	<p>文言追加</p> <p>文言修正</p> <p>時点更新</p> <p>文言修正</p>

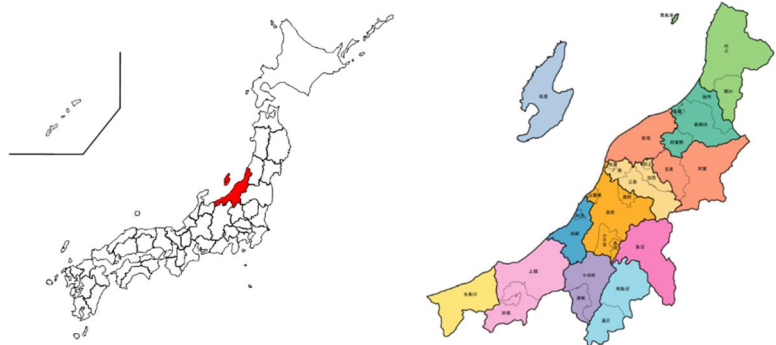
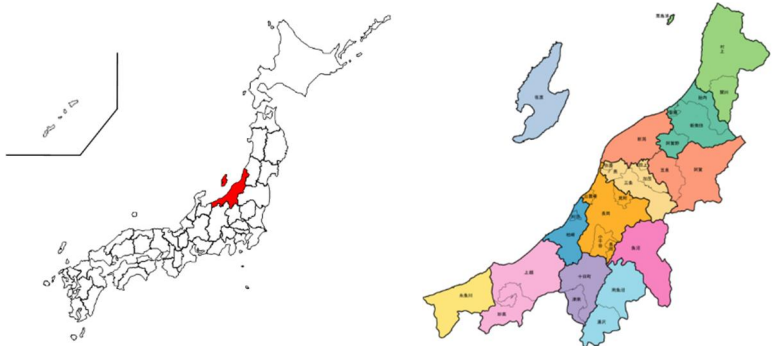
第1章 本県の強靱化に関する基本的な考え方

改正前	改正後	改正理由等
<p>(2) 基本計画との調和</p> <p>本県は日本海側の交通ネットワークの結節点に位置しており、<u>また、日本有数のエネルギー拠点であることから、国土強靱化推進のための本県の役割も十分に認識し、国と連携し取組に当たること。</u></p> <p>(3) 脆弱性評価を踏まえた施策の戦略的な推進</p> <p>ハード対策のみですべての災害を防ぎきることができないという過去の災害の教訓や本県の地域特性、県としての役割の重要度等も踏まえ、俯瞰的に脆弱性を評価した上で、ハード対策・ソフト対策を適切に組み合わせ、<u>取組に当たること。</u></p> <p>災害対応にはあらゆる主体が総力を挙げて取り組む必要があることから、自助、互助、共助、公助を適切に組み合わせるとともに、それぞれの主体の役割分担を見据えて<u>取組に当たること。</u></p>	<p>(2) <u>国</u>の基本計画との調和</p> <p><u>基本法第14条に基づき、国の基本計画との調和するように策定する。</u></p> <p><u>また、</u>本県は日本海側の交通ネットワークの結節点に位置しており、<u>日本有数のエネルギー拠点でもあることから、国土強靱化推進のための本県の役割も十分に認識し、国と連携して取組む。</u></p> <p>(3) <u>新潟県防災基本条例との調和</u></p> <p><u>基本条例は、現在及び将来の世代の県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、あらゆる主体の力を集めて県民の命と暮らしを守り、被災しても災害を乗り越え、誰もが安心して暮らせる豊かな新潟づくりを実現することを目的としており、国土強靱化の目的と同趣旨であることから、条例との調和を図りつつ取組む。</u></p> <p>(4) <u>脆弱性を踏まえた施策の戦略的な推進</u></p> <p>ハード対策のみですべての災害を防ぎきることができないという過去の災害の教訓や本県の地域特性、県としての役割の重要度等も踏まえ、俯瞰的に脆弱性を評価した上で、ハード対策・ソフト対策を適切に組み合わせ、<u>取組む。</u></p> <p>災害対応にはあらゆる主体が総力を挙げて取り組む必要があることから、自助、互助、共助、公助を適切に組み合わせるとともに、それぞれの主体の役割分担を見据えて<u>取組む。</u></p> <p>人と人のつながりや地域コミュニティ機能の向上、女性、</p>	<p>国土強靱化基本法の趣旨を反映</p> <p>県防災基本条例前文追加</p> <p>文言修正</p>

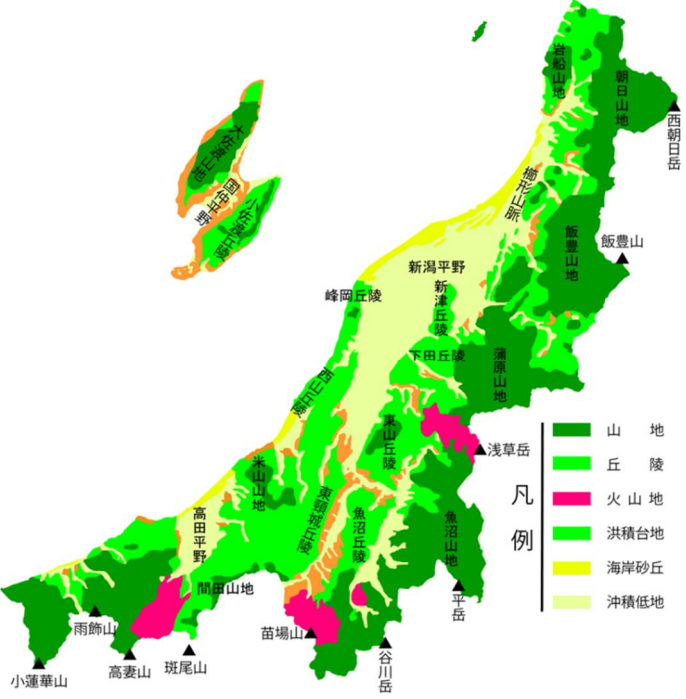
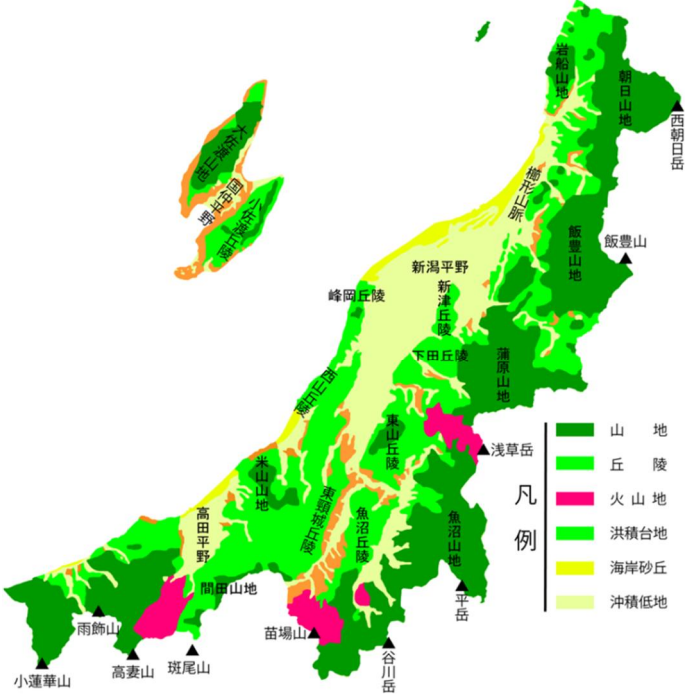
第1章 本県の強靱化に関する基本的な考え方

改正前	改正後	改正理由等
<p>人と人のつながりや地域コミュニティ機能の向上、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。</p> <p>短期的な視点のみならず、中長期的な視野を持って計画的、効率的に取組を進めること。</p> <p>地域一体となって、持続的、継続的な取組が行われるよう工夫すること。</p>	<p>高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮した施策を<u>講じる。</u></p> <p>短期的な視点のみならず、中長期的な視野を持って、計画的、効率的に取組を<u>進める。</u></p> <p>地域一体となって、持続的、継続的な取組が行われるよう<u>工夫する。</u></p> <p><u>(5) 国土強靱化政策の展開方向</u></p> <p><u>国の基本計画において、国土強靱化施策の展開方向（5本柱）は、次のとおりとなっている。本県としても、国の展開方向を踏まえて、国土強靱化施策を推進する。</u></p> <p><u>国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理</u></p> <p><u>経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化</u></p> <p><u>デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化</u></p> <p><u>災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化</u></p> <p><u>地域における防災力の一層の強化</u></p>	<p>国土強靱化基本計画に合わせた改正</p>

第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由
<p>第1章 本県の状況</p> <p>1 位置 本県は日本海沿岸のほぼ中央に位置し、山形県、福島県、群馬県、長野県、富山県に接している。34kmほど離れた海上には、県内有数の観光地の一つである佐渡島が、さらに、その北東部には粟島がある。面積は、<u>12,583.8km²</u>(うち佐渡島 <u>855.3km²</u>、粟島 <u>9.8km²</u>)で全国第5位の広さとなっている。</p>  <p>2 地勢 本県の県境は、飯豊山地、越後山脈、三国山脈、上信越高原及び妙高戸隠連山などの山々に囲まれ、急峻な地形が多く、これらの山岳地帯に源を発する数多くの河川が日本海に注いでいる。 信濃川、阿賀野川をはじめ、これらの河川流域には越後平野、高田平野など広大で肥沃な平野が広がり、社会・経済・文化の基盤を形成し、コシヒカリの一大産地となっている。 佐渡島は日本最大の離島で、北の大佐渡、南の小佐渡を山脈が</p>	<p>第2章 本県の状況</p> <p>1 位置 本県は日本海沿岸のほぼ中央に位置し、山形県、福島県、群馬県、長野県、富山県に接している。34kmほど離れた海上には、県内有数の観光地の一つである佐渡島が、さらに、その北東部には粟島がある。面積は、<u>12,583.67km²</u>(うち佐渡島 <u>854.81km²</u>、粟島 <u>9.69km²</u>)で全国第5位の広さとなっている。</p>  <p>2 地勢 本県の県境は、飯豊山地、越後山脈、三国山脈、上信越高原及び妙高戸隠連山などの山々に囲まれ、急峻な地形が多く、これらの山岳地帯に源を発する数多くの河川が日本海に注いでいる。 信濃川、阿賀野川をはじめ、これらの河川流域には越後平野、高田平野など広大で肥沃な平野が広がり、社会・経済・文化の基盤を形成し、コシヒカリの一大産地となっている。 佐渡島は日本最大の離島で、北の大佐渡、南の小佐渡を山脈が</p>	<p>第1章から第2章に変更</p> <p>数値の時点更新</p>

第2章 本県の状況

改正前	改正後	
<p>平行に走り、この中央部に国仲平野が広がり、国府川が貫流して真野湾に注いでいる。</p>  <p style="text-align: center;">凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 山地 丘陵 火山地 洪積台地 海岸砂丘 沖積低地 <p style="text-align: center;">参考：新潟第四紀研究グループ，1971 資料を一部加工</p>	<p>平行に走り、この中央部に国仲平野が広がり、国府川が貫流して真野湾に注いでいる。</p>  <p style="text-align: center;">凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 山地 丘陵 火山地 洪積台地 海岸砂丘 沖積低地 <p style="text-align: center;">参考：新潟第四紀研究グループ，1971 資料を一部加工</p>	<p>改正理由</p>

第2章 本県の状況

改正前	改正後	
<p>3 地質</p> <p>本県の地質は、大きく三地域に分類される。</p> <p>東部地域は、村上市から新発田市・旧小出町さらに魚野川に沿って苗場山を結ぶ線から、東側の古生層と花崗岩類を中心とした地域である。</p> <p>中部地域は東部地域の境から、いわゆる糸魚川 - 静岡構造線の間の中での地域で、新第三紀、第四期層の津川層から寺泊層、椎谷層、西山層のほか、火山岩類や魚沼層群等からなる。</p> <p>また、西部地域は糸魚川 - 静岡構造線以西で、中世層・古生層が広く分布し、ほかには相川層群や第四紀火山岩類が見られる。</p>	<p>3 地質</p> <p>本県の地質は、大きく三地域に分類される。</p> <p>東部地域は、村上市から新発田市・旧小出町さらに魚野川に沿って苗場山を結ぶ線から、東側の古生層と花崗岩類を中心とした地域である。</p> <p>中部地域は東部地域の境から、いわゆる糸魚川 - 静岡構造線の間の中での地域で、新第三紀、第四期層の津川層から寺泊層、椎谷層、西山層のほか、火山岩類や魚沼層群等からなる。</p> <p>また、西部地域は糸魚川 - 静岡構造線以西で、中世層・古生層が広く分布し、ほかには相川層群や第四紀火山岩類が見られる。</p>	<p>改正理由</p>
<p>Geological map of Niigata Prefecture showing three regions: Western (purple), Central (green), and Eastern (orange). The map includes labels for the Eurasian Plate, North American Plate, and the Niigata-Kanagawa Structural Line. A legend identifies geological features: Quaternary (pink), Holocene/Fish沼 (yellow), Neogene (light blue), Paleozoic/Proterozoic (dark blue), Volcanic rocks (light purple), and Intrusive rocks (brown). Key locations like Niigata, Niigata City, and various mountains are marked.</p>	<p>Geological map of Niigata Prefecture, identical to the one before correction, showing the same regional divisions and geological features.</p>	
<p>出典：新潟県の砂防</p>	<p>出典：新潟県の砂防</p>	

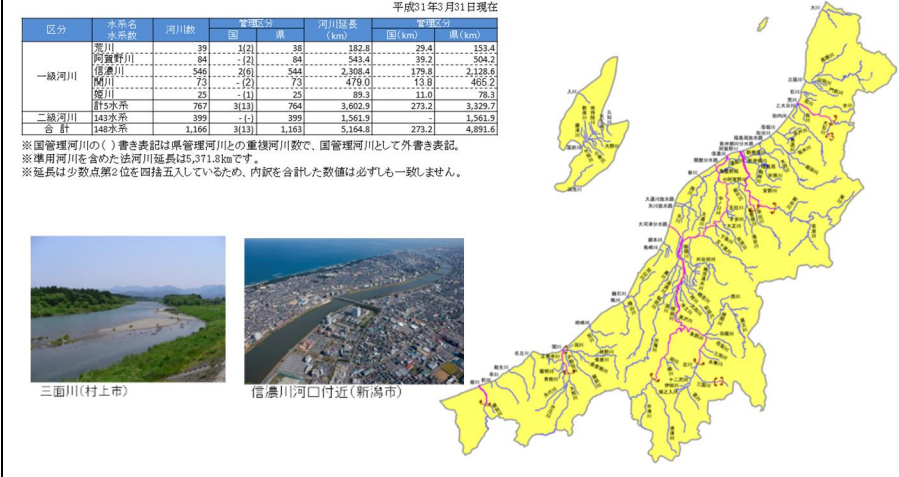
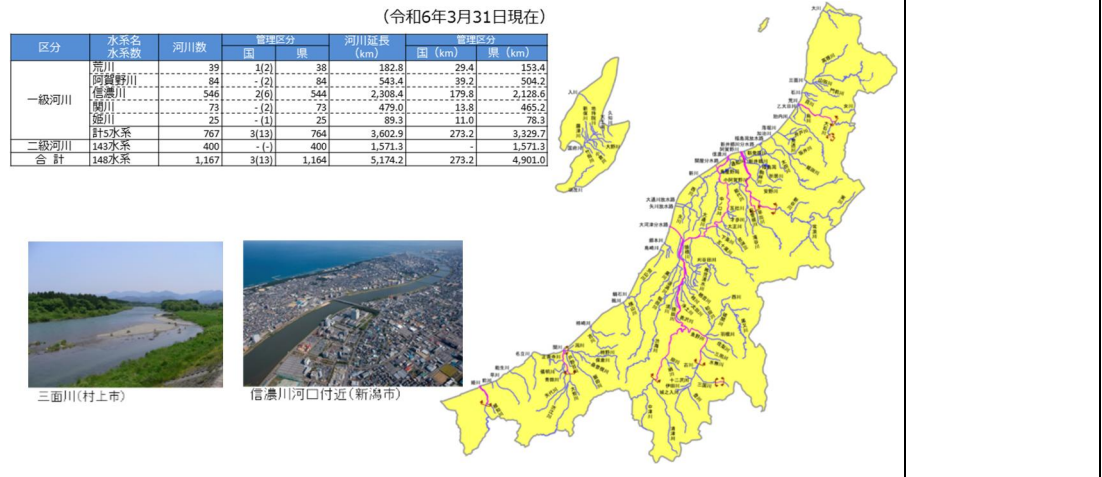
第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由
<p>4 気候</p> <p>本県の年平均気温は山沿いでは 11～<u>12</u>、海岸・平野部では 13～14 となっている。</p> <p>年合計降水量は佐渡や下越の海岸部で 1,500～2,000 mmだが、山沿いでは 3,000 mmを越えるところもある。</p> <p>夏季に降水量が多くなるだけでなく、冬季にも降水量が多くなり、日照時間が少なくなるという特徴がある。また、冬季は気温が低いため、雪の降ることが多くなり、年最深積雪の平年値では海岸部で 100cm 未満、上中越の平野部で 100～150cm、山沿いでは 200～250cm となっている。</p> <p>なお、本県では、気候の長期変動傾向として年平均気温の上昇（100 年あたり 0.8（佐渡市）～1.4（新潟市））や猛暑日の増加（100 年あたり 4 日（上越市））、無降水日の増加（100 年あたり 8 日（新潟市）～15 日（佐渡市））、短時間強雨発生回数の増加（10 年あたり 0.5 回（県内 27 地点の合計））などが観測されている。</p> <p>また、近年、フェーン現象等に由来する全国的に見ても高い気温（平成 30 年 8 月及び令和元年 8 月）や巨大台風の接近（令和元年 10 月）等の極端な気象が観測されている。</p> <p>（出典：新潟地方気象台 HP および新潟県気候変動適応に関する研究会提言書）</p>	<p>4 気候</p> <p>本県の年平均気温は山沿いでは 11～<u>13</u>、海岸・平野部では 13～14 となっている。</p> <p>年合計降水量は佐渡や下越の海岸部で 1,500～2,000 mmだが、山沿いでは 3,000 mmを越えるところもある。</p> <p>夏季に降水量が多くなるだけでなく、冬季にも降水量が多くなり、日照時間が少なくなるという特徴がある。また、冬季は気温が低いため、雪の降ることが多くなり、年最深積雪の平年値では海岸部で 100cm 未満、上中越の平野部で 100～150cm、山沿いでは 200～250cm となっている。</p> <p>なお、本県では、気候の長期変動傾向として年平均気温の上昇（100 年あたり 0.8（佐渡市）～1.4（新潟市））や猛暑日の増加（100 年あたり 4 日（上越市））、無降水日の増加（100 年あたり 8 日（新潟市）～15 日（佐渡市））、短時間強雨発生回数の増加（10 年あたり 0.5 回（県内 27 地点の合計））などが観測されている。</p> <p>また、近年、フェーン現象等に由来する全国的に見ても高い気温（平成 30 年 8 月及び令和元年 8 月）や巨大台風の接近（令和元年 10 月）等の極端な気象が観測されている。</p> <p>（出典：新潟地方気象台 HP および新潟県気候変動適応に関する研究会提言書）</p>	<p>数値の時点更新</p>

第2章 本県の状況

改正前	改正後	
<p>5 本県の道路</p> <p>本県の道路は、高速自動車国道7路線、実延長440.7km、一般国道27路線、実延長1,997.7km、県道535路線、実延長4,681.4km、市町村道84,138路線、実延長30,612.8kmに及んでいる。なお、一般国道とは、国道のうち、高速自動車国道を除く道路であり、全国的な幹線道路網を構成している。また県内における一般国道7号、8号、17号、18号、49号、113号(新潟市～村上市間除く)、116号は政令で指定された区間であり、国土交通省が管理している。なお、新潟県が管理している自転車道を除く道路の総延長は5,377.1kmであり、全国3位となっている。</p>	<p>5 本県の道路</p> <p>本県の道路は、高速自動車国道7路線、実延長440.7km、一般国道27路線、実延長2,009.4km、県道535路線、実延長4,675.1km、市町村道84,632路線、実延長30,676.5kmに及んでいる。なお、一般国道とは、国道のうち、高速自動車国道を除く道路であり、全国的な幹線道路網を構成している。また県内における一般国道7号、8号、17号、18号、49号、113号(新潟市～村上市一部区間除く)、116号は政令で指定された区間であり、国土交通省が管理している。なお、新潟県が管理している自転車道を除く道路の総延長は5,370.2kmであり、管理延長では全国3位となっている。</p>	<p>数値の時点更新</p>
<p style="text-align: center;">道路種別の内訳(実延長)</p> <p style="text-align: center;">※北陸自動車道を99.9%として計上 ※国道119号に指定区間と指定区間外の重複あり</p>	<p style="text-align: center;">道路種別の内訳(実延長)</p> <p style="text-align: center;">北陸自動車道を3路線として計上 (R7.4.1時点)</p>	

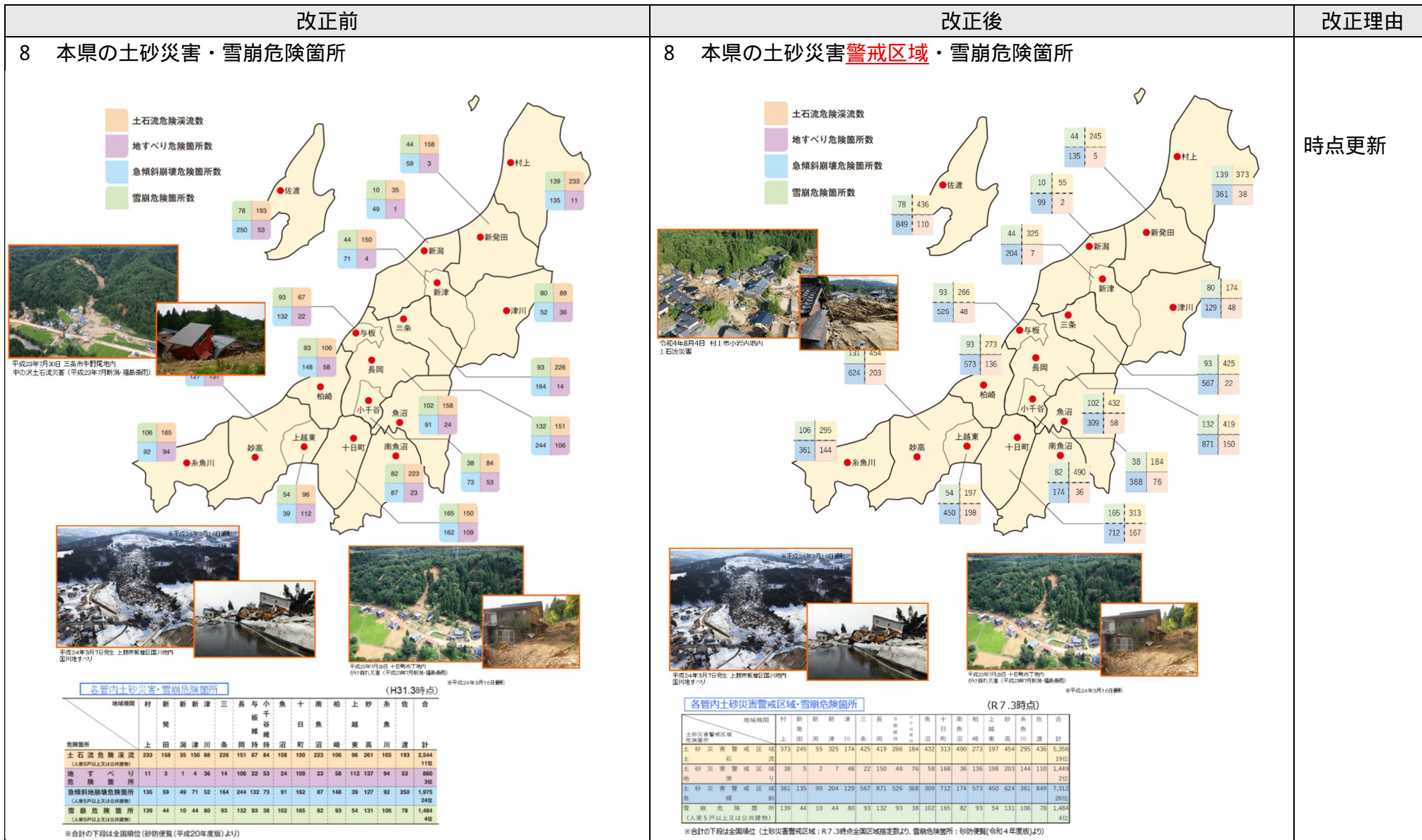
第2章 本県の状況

改正前	改正後																																																																																																																																																	
<p>6 本県の河川</p> <p>本県には我が国最長の信濃川をはじめ、荒川、阿賀野川、関川、姫川、三面川、加治川など多くの河川が日本海に注いでいる。これら新潟県を流れる一級河川及び二級河川の総延長は <u>5,164 km</u>、そのうち <u>4,891 km</u> を新潟県が管理しており管理延長では全国2位となっている。</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">平成31年3月31日現在</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">水系名 水系数</th> <th rowspan="2">河川数</th> <th colspan="2">管理区分</th> <th colspan="2">河川延長 (km)</th> <th colspan="2">管理区分</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>国(km)</th> <th>県(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一級河川</td> <td>荒川</td> <td>39</td> <td>2(2)</td> <td>38</td> <td>182.8</td> <td>29.4</td> <td>153.4</td> </tr> <tr> <td>阿賀野川</td> <td>84</td> <td>(2)</td> <td>84</td> <td>543.4</td> <td>39.2</td> <td>504.2</td> </tr> <tr> <td>信濃川</td> <td>546</td> <td>2(0)</td> <td>544</td> <td>2,308.4</td> <td>178.8</td> <td>2,128.6</td> </tr> <tr> <td>関川</td> <td>73</td> <td>(2)</td> <td>73</td> <td>479.0</td> <td>13.8</td> <td>465.2</td> </tr> <tr> <td>姫川</td> <td>25</td> <td>(1)</td> <td>25</td> <td>89.3</td> <td>11.0</td> <td>78.3</td> </tr> <tr> <td>計5水系</td> <td>767</td> <td>3(13)</td> <td>764</td> <td>3,602.9</td> <td>273.2</td> <td>3,329.7</td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td>143水系</td> <td>399</td> <td>(-)</td> <td>399</td> <td>1,561.9</td> <td>-</td> <td>1,561.9</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>148水系</td> <td>1,166</td> <td>3(13)</td> <td>1,163</td> <td>5,164.8</td> <td>273.2</td> <td>4,891.6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※国管理河川の()書き表記は単管理河川との重複河川数で、国管理河川として外書き表記。 ※専用河川を含めた法河川延長は5,371.8kmです。 ※延長は少数点第2位を四捨五入しているため、内訳を合計した数値は必ずしも一致しません。</p> 	区分	水系名 水系数	河川数	管理区分		河川延長 (km)		管理区分		国	県	国(km)	県(km)	一級河川	荒川	39	2(2)	38	182.8	29.4	153.4	阿賀野川	84	(2)	84	543.4	39.2	504.2	信濃川	546	2(0)	544	2,308.4	178.8	2,128.6	関川	73	(2)	73	479.0	13.8	465.2	姫川	25	(1)	25	89.3	11.0	78.3	計5水系	767	3(13)	764	3,602.9	273.2	3,329.7	二級河川	143水系	399	(-)	399	1,561.9	-	1,561.9	合 計	148水系	1,166	3(13)	1,163	5,164.8	273.2	4,891.6	<p>6 本県の河川</p> <p>本県には我が国最長の信濃川をはじめ、荒川、阿賀野川、関川、姫川、三面川、加治川など多くの河川が日本海に注いでいる。これら新潟県を流れる一級河川及び二級河川の総延長は <u>5,174 km</u>、そのうち <u>4,901 km</u> を新潟県が管理しており管理延長では全国2位となっている。</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">(令和6年3月31日現在)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">水系名 水系数</th> <th rowspan="2">河川数</th> <th colspan="2">管理区分</th> <th colspan="2">河川延長 (km)</th> <th colspan="2">管理区分</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>国(km)</th> <th>県(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一級河川</td> <td>荒川</td> <td>39</td> <td>1(2)</td> <td>38</td> <td>182.8</td> <td>29.4</td> <td>153.4</td> </tr> <tr> <td>阿賀野川</td> <td>84</td> <td>(2)</td> <td>84</td> <td>543.4</td> <td>39.2</td> <td>504.2</td> </tr> <tr> <td>信濃川</td> <td>546</td> <td>2(0)</td> <td>544</td> <td>2,308.4</td> <td>178.8</td> <td>2,128.6</td> </tr> <tr> <td>関川</td> <td>73</td> <td>(2)</td> <td>73</td> <td>479.0</td> <td>13.8</td> <td>465.2</td> </tr> <tr> <td>姫川</td> <td>25</td> <td>(1)</td> <td>25</td> <td>89.3</td> <td>11.0</td> <td>78.3</td> </tr> <tr> <td>計5水系</td> <td>767</td> <td>3(13)</td> <td>764</td> <td>3,602.9</td> <td>273.2</td> <td>3,329.7</td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td>143水系</td> <td>400</td> <td>(-)</td> <td>400</td> <td>1,571.3</td> <td>-</td> <td>1,571.3</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>148水系</td> <td>1,167</td> <td>3(13)</td> <td>1,164</td> <td>5,174.2</td> <td>273.2</td> <td>4,901.0</td> </tr> </tbody> </table> 	区分	水系名 水系数	河川数	管理区分		河川延長 (km)		管理区分		国	県	国(km)	県(km)	一級河川	荒川	39	1(2)	38	182.8	29.4	153.4	阿賀野川	84	(2)	84	543.4	39.2	504.2	信濃川	546	2(0)	544	2,308.4	178.8	2,128.6	関川	73	(2)	73	479.0	13.8	465.2	姫川	25	(1)	25	89.3	11.0	78.3	計5水系	767	3(13)	764	3,602.9	273.2	3,329.7	二級河川	143水系	400	(-)	400	1,571.3	-	1,571.3	合 計	148水系	1,167	3(13)	1,164	5,174.2	273.2	4,901.0	<p>数値の時点更新</p>
区分				水系名 水系数	河川数	管理区分		河川延長 (km)		管理区分																																																																																																																																								
	国	県	国(km)			県(km)																																																																																																																																												
一級河川	荒川	39	2(2)	38	182.8	29.4	153.4																																																																																																																																											
	阿賀野川	84	(2)	84	543.4	39.2	504.2																																																																																																																																											
	信濃川	546	2(0)	544	2,308.4	178.8	2,128.6																																																																																																																																											
	関川	73	(2)	73	479.0	13.8	465.2																																																																																																																																											
	姫川	25	(1)	25	89.3	11.0	78.3																																																																																																																																											
計5水系	767	3(13)	764	3,602.9	273.2	3,329.7																																																																																																																																												
二級河川	143水系	399	(-)	399	1,561.9	-	1,561.9																																																																																																																																											
合 計	148水系	1,166	3(13)	1,163	5,164.8	273.2	4,891.6																																																																																																																																											
区分	水系名 水系数	河川数	管理区分		河川延長 (km)		管理区分																																																																																																																																											
			国	県	国(km)	県(km)																																																																																																																																												
一級河川	荒川	39	1(2)	38	182.8	29.4	153.4																																																																																																																																											
	阿賀野川	84	(2)	84	543.4	39.2	504.2																																																																																																																																											
	信濃川	546	2(0)	544	2,308.4	178.8	2,128.6																																																																																																																																											
	関川	73	(2)	73	479.0	13.8	465.2																																																																																																																																											
	姫川	25	(1)	25	89.3	11.0	78.3																																																																																																																																											
計5水系	767	3(13)	764	3,602.9	273.2	3,329.7																																																																																																																																												
二級河川	143水系	400	(-)	400	1,571.3	-	1,571.3																																																																																																																																											
合 計	148水系	1,167	3(13)	1,164	5,174.2	273.2	4,901.0																																																																																																																																											



第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由
<p>7 本県の海岸</p> <p>本県は日本海に面し細長く伸び、佐渡島と粟島の2つの離島がある。海岸延長は、本土330.8km、離島303.9km、河口部5.7kmを含総延長634.7kmで全国22位、そのうち延長363.9kmが要保全海岸となっておりその延長は全国4位となっている。</p> <p>(出典：海岸統計 令和元年度版)</p>	<p>7 本県の海岸</p> <p>本県は日本海に面し細長く伸び、佐渡島と粟島の2つの離島がある。海岸延長は、本土330.2km、離島304.6km、河口部5.8kmを含む総延長634.8kmで全国22位、そのうち延長363.2kmが要保全海岸となっておりその延長は全国4位となっている。</p> <p>(出典：海岸統計 令和6年度版)</p>	<p>数値の時点更新</p>

第2章 本県の状況



第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由
<p>9 本県の火山</p> <p>新潟県には、新潟焼山、妙高山の二つの活火山 1がある。</p> <p>新潟焼山は、標高 2,000m 前後の山地を基盤とする比高約 400m のドーム状の小型成層火山で、気象庁により 24 時間の体制で観測・監視の行われている常時観測火山 2となっており、山頂部には噴気孔がある。昭和 49 年の水蒸気噴火では、噴石により山頂付近でキャンプ中の登山者 3 名が亡くなっている。</p> <p>妙高山は、成層火山で、その山頂部の直径約 3 km の爆発カルデラと、その中にある中央火口丘の妙高溶岩ドームから形成され、南側の火口原には、噴気地帯がある。有史以降、記録に残る火山活動はない。</p>  <p>1 活火山 概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山（全国に 111 山）</p> <p>2 常時観測火山 活火山の内今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的な影響を踏まえて火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山（全国に 50 山）</p>	<p>9 本県の火山</p> <p>新潟県には、新潟焼山、妙高山の二つの活火山 1がある。</p> <p>新潟焼山は、標高 2,000m 前後の山地を基盤とする比高約 400m のドーム状の小型成層火山で、気象庁により 24 時間の体制で観測・監視の行われている常時観測火山 2となっており、山頂部には噴気孔がある。昭和 49 年の水蒸気噴火では、噴石により山頂付近でキャンプ中の登山者 3 名が亡くなっている。</p> <p>妙高山は、成層火山で、その山頂部の直径約 3 km の爆発カルデラと、その中にある中央火口丘の妙高溶岩ドームから形成され、南側の火口原には、噴気地帯がある。有史以降、記録に残る火山活動はない。</p>  <p>1 活火山 概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山（全国に 111 山）</p> <p>2 常時観測火山 活火山の内今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的な影響を踏まえて火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山（全国に 50 山）</p>	

第2章 本県の状況

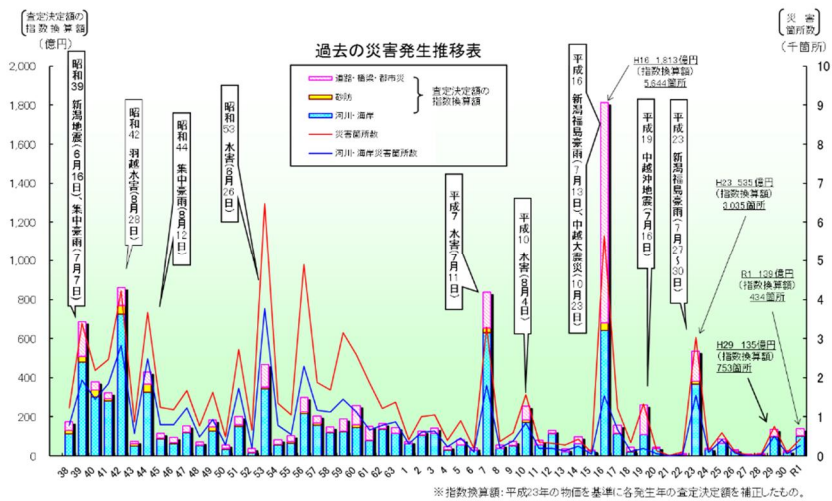
改正前	改正後	改正理由
<p>10 本県の港湾・空港</p> <p>新潟県には、本土側には国際拠点港湾の新潟港をはじめ、重要港湾の直江津港、地方港湾の岩船港、寺泊港、柏崎港、姫川港の6港湾が約40kmの間隔で配置されている。</p> <p>また、佐渡島には重要港湾の両津港、小木港をはじめ、地方港湾の赤泊港、二見港（避難港）の4港湾がある。</p> <p>空港は、国管理空港の新潟空港、地方管理空港の佐渡空港の2空港がある。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">   </div> <p style="margin-left: 20px;">新潟港(東港区)コンテナターミナル</p>	<p>10 本県の港湾・空港</p> <p>新潟県には、本土側には国際拠点港湾の新潟港をはじめ、重要港湾の直江津港、地方港湾の岩船港、寺泊港、柏崎港、姫川港の6港湾が約40kmの間隔で配置されている。</p> <p>また、佐渡島には重要港湾の両津港、小木港をはじめ、地方港湾の赤泊港、二見港（避難港）の4港湾がある。</p> <p>空港は、国管理空港の新潟空港、地方管理空港の佐渡空港の2空港がある。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">   </div> <p style="margin-left: 20px;">新潟港(東港区)コンテナターミナル</p>	

第2章 本県の状況

改正前

11 過去の災害

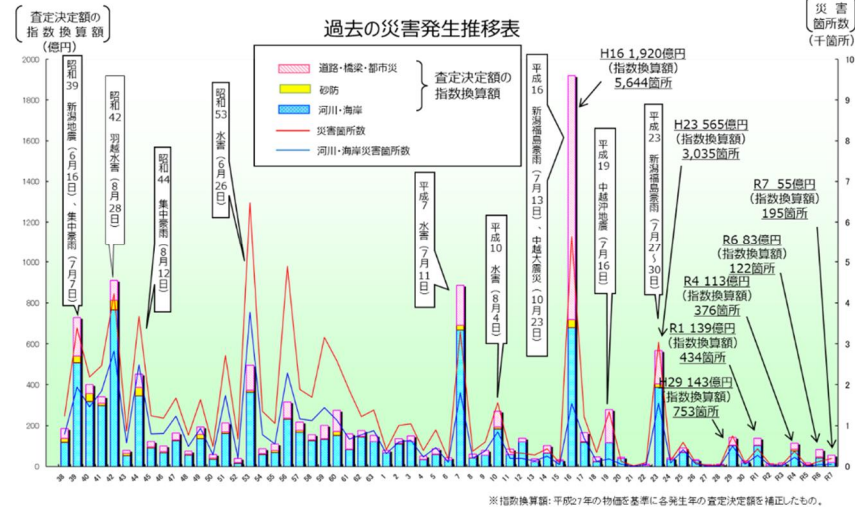
本県は、昭和39年の新潟地震や昭和42年の羽越水害、近年では、平成16年の7・13水害や中越大震災、平成19年の中越沖地震、平成23年の新潟・福島豪雨など数多くの大規模自然災害に見舞われている。



改正後

11 過去の災害





本県は、昭和39年の新潟地震や昭和42年の羽越水害、近年では、平成16年の7・13水害や中越大震災、平成19年の中越沖地震、平成23年の新潟・福島豪雨、令和4年の8・3豪雨、令和6年の能登半島地震など数多くの大規模自然災害に見舞われている。



改正理由

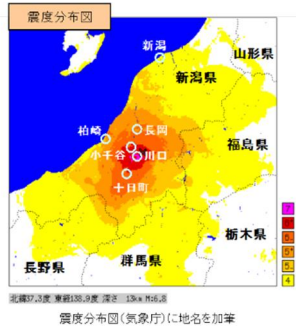
事例追加

第2章 本県の状況

改正前					改正後										改正理由							
人的・建物被害											人的・建物被害											
平成17年3月23日現在(最終報)											平成17年3月23日現在(最終報)											
区分	人的被害(人)				住家被害(棟)					非住家被害(棟)	区分	人的被害(人)				住家被害(棟)					非住家被害(棟)	
	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊(流出含)	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水			死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊(流出含)	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水		
新潟県計	15	0	2	80	71	5,657	82	1,882	6,197	7,189	新潟県計	15	0	2	80	71	5,657	82	1,882	6,197	7,189	
五十嵐川(三条市諏訪)				刈谷田川(旧中之島町中之島)				五十嵐川(三条市諏訪)				刈谷田川(旧中之島町中之島)										
<p>(2) 平成16年10月23日 新潟県中越地震</p> <p>平成16年10月23日午後5時56分、新潟県中越地方を中心とした地域で極めて強い地震(M6.8)が発生した。揺れが特に激しかった旧川口町では、震度計による観測が始まって以来初めてとなる最大震度7を観測した。</p> <p>被害の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本震発生後、2時間の間に震度5弱以上の余震が10回発生。 ・国土の7割を占める中山間地で発生、土砂災害が多数発生した地盤災害であった。 ・上越新幹線や関越自動車道が被害を受け、首都圏への大動脈が途絶した。 											<p>(2) 平成16年10月23日 新潟県中越地震</p> <p>平成16年10月23日午後5時56分、新潟県中越地方を中心とした地域で極めて強い地震(M6.8)が発生した。揺れが特に激しかった旧川口町では、震度計による観測が始まって以来初めてとなる最大震度7を観測した。</p> <p>被害の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本震発生後、2時間の間に震度5弱以上の余震が10回発生。 ・国土の7割を占める中山間地で発生、土砂災害が多数発生した地盤災害であった。 ・上越新幹線や関越自動車道が被害を受け、首都圏への大動脈が途絶した。 											

第2章 本県の状況

改正前



人的・建物被害

平成21年10月15日現在 (最終報)

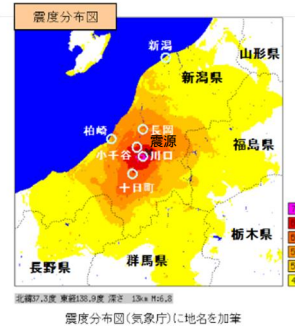
区分	人的被害(人)			住家被害(棟)				非住家被害(棟)
	死者	行方不明者	重軽傷者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
新潟県計	68	0	4,795	3,175	2,167	11,643	104,619	41,737



(3) 平成 19 年 7 月 16 日 新潟県中越沖地震

平成 19 年 7 月 16 日午前 10 時 13 分、新潟県上中越沖を中心とした地域で極めて強い地震 (M6.8) が発生した。この地震により長岡市、柏崎市、刈羽村では震度 6 強を、上越市、小千谷市、出雲崎町で震度 6 弱を記録した。

改正後



人的・建物被害

平成21年10月15日現在 (最終報)

区分	人的被害(人)			住家被害(棟)				非住家被害(棟)
	死者	行方不明者	重軽傷者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
新潟県計	68	0	4,795	3,175	2,167	11,643	104,619	41,737



(3) 平成 19 年 7 月 16 日 新潟県中越沖地震

平成 19 年 7 月 16 日午前 10 時 13 分、新潟県上中越沖を中心とした地域で極めて強い地震 (M6.8) が発生した。この地震により長岡市、柏崎市、刈羽村では震度 6 強を、上越市、小千谷市、出雲崎町で震度 6 弱を記録した。

改正理由

第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由																																																		
<p>被害の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住宅や中心市街地の商店街をはじめとして、多数の建築物が液状化等による地盤災害により被害を受けた。 柏崎刈羽原子力発電所が被災し、操業を停止した。 <p>震度分布図 (気象庁) に地名を加筆</p> <p>人的・建物被害</p> <p style="text-align: right;">平成25年4月1日現在 (最終報)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">人的被害(人)</th> <th colspan="4">住家被害(棟)</th> <th rowspan="2">非住家被害(棟)</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>行方不明者</th> <th>重軽傷者</th> <th>全壊</th> <th>大規模半壊</th> <th>半壊</th> <th>一部損壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県計</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>2,316</td> <td>1,331</td> <td>856</td> <td>4,854</td> <td>37,277</td> <td>31,590</td> </tr> </tbody> </table>	区分	人的被害(人)			住家被害(棟)				非住家被害(棟)	死者	行方不明者	重軽傷者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	新潟県計	15	0	2,316	1,331	856	4,854	37,277	31,590	<p>被害の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住宅や中心市街地の商店街をはじめとして、多数の建築物が液状化等による地盤災害により被害を受けた。 柏崎刈羽原子力発電所が被災し、操業を停止した。 <p>震度分布図 (気象庁) に地名を加筆</p> <p>人的・建物被害</p> <p style="text-align: right;">平成25年4月1日現在 (最終報)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">人的被害(人)</th> <th colspan="4">住家被害(棟)</th> <th rowspan="2">非住家被害(棟)</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>行方不明者</th> <th>重軽傷者</th> <th>全壊</th> <th>大規模半壊</th> <th>半壊</th> <th>一部損壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県計</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>2,316</td> <td>1,331</td> <td>856</td> <td>4,854</td> <td>37,277</td> <td>31,590</td> </tr> </tbody> </table>	区分	人的被害(人)			住家被害(棟)				非住家被害(棟)	死者	行方不明者	重軽傷者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	新潟県計	15	0	2,316	1,331	856	4,854	37,277	31,590	
区分		人的被害(人)			住家被害(棟)					非住家被害(棟)																																										
	死者	行方不明者	重軽傷者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊																																													
新潟県計	15	0	2,316	1,331	856	4,854	37,277	31,590																																												
区分	人的被害(人)			住家被害(棟)				非住家被害(棟)																																												
	死者	行方不明者	重軽傷者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊																																													
新潟県計	15	0	2,316	1,331	856	4,854	37,277	31,590																																												

第2章 本県の状況

改正前

(4) 平成20年2月24日 冬期風浪

平成20年2月22日夜に日本海で発生した低気圧が23日朝には三陸沖に進んで急速に発達し、日本付近は冬型の気圧配置が強まった。

このため、日最大風速は23日に新潟市北区松浜で西の風22m/s、24日は佐渡市弾崎で北西の風20m/sを観測するなど、23日から24日にかけて佐渡や下越の海上や沿岸を中心に非常に強くなった。

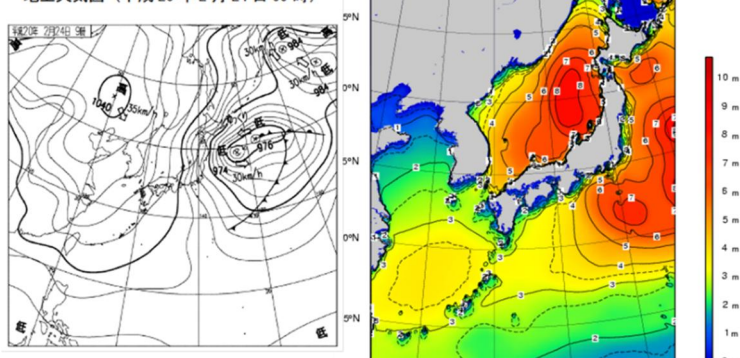
また、日本海では23日から24日にかけて波が高くなり、新潟県の沿岸では24日朝をピークにうねりを伴って波の高さが6メートルを超える大しけとなった。

人的・建物被害

平成20年10月21日現在(最終報)

区分	人的被害(人)			住家被害(棟)					非住家被害(棟)
	死者	行方不明者	重軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上水浸	床下水浸	
新潟県計	0	0	13	0	2	3	13	7	71

地上天気図(平成20年2月24日09時)



改正後

(4) 平成20年2月24日 冬期風浪

平成20年2月22日夜に日本海で発生した低気圧が23日朝には三陸沖に進んで急速に発達し、日本付近は冬型の気圧配置が強まった。

このため、日最大風速は23日に新潟市北区松浜で西の風22m/s、24日は佐渡市弾崎で北西の風20m/sを観測するなど、23日から24日にかけて佐渡や下越の海上や沿岸を中心に非常に強くなった。

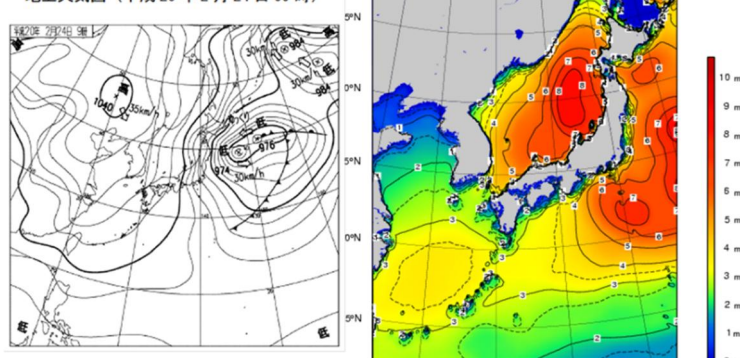
また、日本海では23日から24日にかけて波が高くなり、新潟県の沿岸では24日朝をピークにうねりを伴って波の高さが6メートルを超える大しけとなった。

人的・建物被害

平成20年10月21日現在(最終報)

区分	人的被害(人)			住家被害(棟)					非住家被害(棟)
	死者	行方不明者	重軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上水浸	床下水浸	
新潟県計	0	0	13	0	2	3	13	7	71

地上天気図(平成20年2月24日09時)

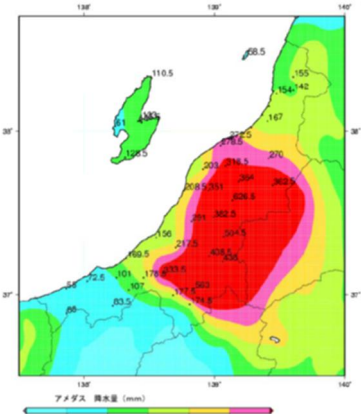
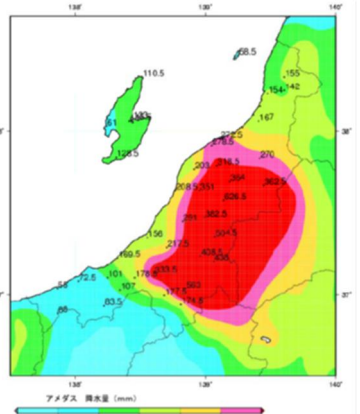


改正理由

第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">(5) 平成 23 年豪雪</p> <p style="margin-top: 20px;">降雪状況</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 45%;">  </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">(5) 平成 23 年豪雪</p> <p style="margin-top: 10px;"><u>平成 22 年 12 月下旬以降、寒気が日本付近に南下しやすい気象状況が続き、数回にわたって強い冬型の気圧配置となったため全国各地で大雪となった。特に、年末から年始にかけては、西日本を中心に強い寒気が流入し、西日本の日本海側等の一部では記録的な大雪となった。また、平成 23 年 1 月にも強い寒気が南下し、北日本から西日本にかけての日本海側で大雪となった。</u></p> <p style="margin-top: 10px;"><u>本県では、雪崩による道路通行止め等、県民生活に影響が生じるとともに、除雪作業中の事故により多くの人的被害が発生した。</u></p> <p style="margin-top: 10px;"><u>長岡市、魚沼市などの 9 市町に災害救助法を適用した。</u></p> <p style="margin-top: 20px;">降雪状況</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 45%;">  </div> </div>	<p>概要を追記</p>

第2章 本県の状況

改正前										改正後										改正理由
人的・建物被害										人的・建物被害										
平成23年6月6日現在(最終報)										平成23年6月6日現在(最終報)										
区分	人的被害(人)			住家被害(棟)					非住家被害(棟)	区分	人的被害(人)			住家被害(棟)					非住家被害(棟)	
	死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水			死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水		
新潟県計	20	134	162	3	1	39	1	11	202	新潟県計	20	134	162	3	1	39	1	11	202	
<p>(6) 平成23年7月 新潟・福島豪雨</p> <p>平成23年7月27日から7月30日にかけて新潟県及び福島県で発生した豪雨は、新潟県内の広い範囲に大きな被害をもたらした。</p> <p>降り始めから7月30日13時までの累計雨量は、笠堀(国)観測所で最大1,006mmを観測したのをはじめ、県内の広い範囲の観測所で200mmを超えた。</p> <p>被害の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録的短時間大雨情報が県内で合計30回発表。 ・十日町地域振興局観測所で7月29日21時に時間雨量121mmを観測 ・県内6河川9箇所破堤。 										<p>(6) 平成23年7月 新潟・福島豪雨</p> <p>平成23年7月27日から7月30日にかけて新潟県及び福島県で発生した豪雨は、新潟県内の広い範囲に大きな被害をもたらした。</p> <p>降り始めから7月30日13時までの累計雨量は、笠堀(国)観測所で最大1,006mmを観測したのをはじめ、県内の広い範囲の観測所で200mmを超えた。</p> <p>被害の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録的短時間大雨情報が県内で合計30回発表。 ・十日町地域振興局観測所で7月29日21時に時間雨量121mmを観測 ・県内6河川9箇所破堤。 										
																				

第2章 本県の状況

改正前		改正後		改正理由																																																								
<p>人的・建物被害</p> <p style="text-align: right;">平成23年6月6日現在(最終報)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">人的被害(人)</th> <th colspan="5">住家被害(棟)</th> <th rowspan="2">非住家被害(棟)</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>重傷者</th> <th>軽傷者</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>一部損壊</th> <th>床上浸水</th> <th>床下浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県計</td> <td>20</td> <td>134</td> <td>162</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>39</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>202</td> </tr> </tbody> </table>		区分	人的被害(人)			住家被害(棟)					非住家被害(棟)	死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	新潟県計	20	134	162	3	1	39	1	11	202	<p>人的・建物被害</p> <p style="text-align: right;">平成23年6月6日現在(最終報)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">人的被害(人)</th> <th colspan="5">住家被害(棟)</th> <th rowspan="2">非住家被害(棟)</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>重傷者</th> <th>軽傷者</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>一部損壊</th> <th>床上浸水</th> <th>床下浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県計</td> <td>20</td> <td>134</td> <td>162</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>39</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>202</td> </tr> </tbody> </table>		区分	人的被害(人)			住家被害(棟)					非住家被害(棟)	死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	新潟県計	20	134	162	3	1	39	1	11	202	<p>災害追加</p>
区分	人的被害(人)			住家被害(棟)					非住家被害(棟)																																																			
	死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水																																																				
新潟県計	20	134	162	3	1	39	1	11	202																																																			
区分	人的被害(人)			住家被害(棟)					非住家被害(棟)																																																			
	死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水																																																				
新潟県計	20	134	162	3	1	39	1	11	202																																																			
		<p>(7) <u>令和元年10月12日～13日 台風19号</u> <u>10月6日に南鳥島近海で発生した台風19号は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。</u></p>																																																										


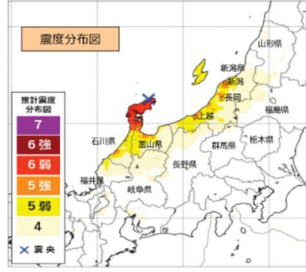
第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由																															
	<p><u>この台風の接近により、新潟県内では10月12日から13日にかけて大雨となり、12日19時50分に上越市、妙高市、糸魚川市に大雨特別警報が発表された。県内の雨量観測所では糸魚川市大平にある火打1号ダム観測所で累計雨量501mmを観測し、今回台風の中で県内最大値となった。</u></p> <p>〽<u>人的・建物被害</u></p> <p style="text-align: right;">新潟県報道発表資料 R2.1.30 13:30現在（最終報）</p> <table border="1" data-bbox="1064 480 1888 603"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">人的被害（人）</th> <th colspan="5">住家被害（棟）</th> <th rowspan="2">非住家被害（棟）</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>行方不明者</th> <th>重傷者</th> <th>軽傷者</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>一部損壊</th> <th>床上浸水</th> <th>床下浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>48</td> <td>25</td> <td>278</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1122 655 1507 959" style="text-align: center;"> <p>一級河川信濃川水系 信濃川（長岡市）</p>  <p>長岡市大宮町～今井町地内 浸水状況</p> </div> <div data-bbox="1541 683 1807 991" style="text-align: center;">  <p>降水量分布図 (令和元年10月11日00時～10月13日24時) 出典:新潟地方気象台</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1144 986 1485 1283" style="text-align: center;"> <p>一級河川関川水系 矢代川（上越市）</p>  <p>堤防決壊 (10月13日撮影)</p> </div> <div data-bbox="1503 1038 1823 1283" style="text-align: center;">  <p>応急復旧 大型土のう設置状況 (10月17日撮影)</p> </div> </div>	区分	人的被害（人）				住家被害（棟）					非住家被害（棟）	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	新潟県計	0	0	2	3	3	9	48	25	278	16	
区分	人的被害（人）				住家被害（棟）					非住家被害（棟）																							
	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水																								
新潟県計	0	0	2	3	3	9	48	25	278	16																							

第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由																															
	<p>(8) 令和4年8月3日～4日 豪雨</p> <p><u>8月3日から4日にかけて、日本海からのびる前線が停滞し、大気の状態が非常に不安定となった影響から、村上市、関川村、胎内市、阿賀町など県北地域を中心に、降水量が統計開始以来の極値を更新するなど、記録的な大雨となった。下越地方では線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続き、顕著な大雨に関する新潟県気象情報が計3回発表されたことに加え、記録的短時間大雨情報が計16回発表されるなど、本県の過去の水害と比べても短時間の降水量が多かったことが特徴。関川村下関にて観測した時間最大雨量149mmは、気象庁観測所で県内観測史上最大値（全国第6位）を記録した。</u></p> <p>〇人的・建物被害</p> <p style="text-align: right;">新潟県報道発表資料 R5.10.2 13:00現在（最終報）</p> <table border="1" data-bbox="1093 730 1892 853"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">人的被害（人）</th> <th colspan="5">住家被害（棟）</th> <th rowspan="2">非住家被害（棟）</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>行方不明者</th> <th>重傷者</th> <th>軽傷者</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>一部損壊</th> <th>床上浸水</th> <th>床下浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>23</td> <td>5</td> <td>889</td> <td>1,506</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1160 890 1518 1165"> <p>一級河川荒川水系 春木山大沢川（村上市）</p>  <p>村上市坂町 浸水状況</p> </div> <div data-bbox="1563 890 1803 1165">  <p>降水量分布図 (令和4年8月3日3時～8月5日5時) 出典:新潟地方気象台</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1160 1189 1518 1476"> <p>二級河川三面川水系高根川（村上市）</p>  <p>村上市黒田 堤防損傷</p> </div> <div data-bbox="1523 1189 1870 1476"> <p>小岩内大沢川（村上市）</p>  <p>村上市小岩内 土石流発生状況</p> </div> </div>	区分	人的被害（人）				住家被害（棟）					非住家被害（棟）	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	新潟県計	0	0	1	0	8	23	5	889	1,506	1	<p>災害追加</p>
区分	人的被害（人）				住家被害（棟）					非住家被害（棟）																							
	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水																								
新潟県計	0	0	1	0	8	23	5	889	1,506	1																							


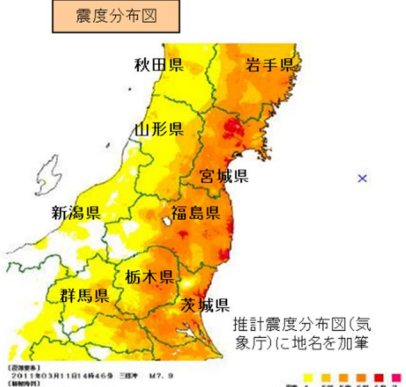

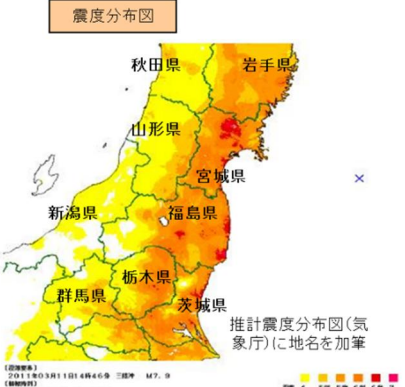
第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由																													
	<p><u>(9) 令和6年1月1日 能登半島地震</u></p> <p><u>令和6年1月1日午後4時10分、石川県能登地方を震源とする極めて強い地震(M7.6)が発生した。この地震により石川県輪島市や志賀町では震度7を記録した。新潟県内では、長岡市の震度6弱をはじめとして、広い地域で震度5強を記録した。</u></p> <p><u>被害の特徴</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・本震発生4分前、本震発生後2時間の間に震度5強以上の余震が5回発生</u> <u>・長周期地震動()が観測され、上越・中越・下越で階級3を観測</u> <u>・長周期地震動：大きな地震で生じる周期(揺れが1往復するのにかかる時間)の長い大きな揺れのこと</u> <u>・新潟市では液状化被害が多く発生し、上越市では津波による浸水被害が発生</u> <p><u>人的・建物被害</u></p> <p style="text-align: right;">新潟県報道発表資料(第107報(令和7年12月26日現在))</p> <table border="1" data-bbox="1124 911 1886 999"> <thead> <tr> <th colspan="4">人的被害(人)</th> <th colspan="5">住家被害(棟)</th> <th rowspan="2">非住家被害(棟)</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>行方不明者</th> <th>重傷者</th> <th>軽傷者</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>一部損壊</th> <th>床上浸水</th> <th>床下浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6()</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>43</td> <td>111</td> <td>4,160</td> <td>21,192</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table> <p>死者は全て災害関連死</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="1117 1059 1473 1295">  <p>国道8号の崩落状況(上越市茶屋ヶ原)</p> </div> <div data-bbox="1550 1023 1854 1295">  <p>震度分布図</p> <p>※：震度分布図(気象庁)に地名を加筆</p> </div> </div>	人的被害(人)				住家被害(棟)					非住家被害(棟)	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	6()	0	11	43	111	4,160	21,192	0	14	68	<p>災害追加</p>
人的被害(人)				住家被害(棟)					非住家被害(棟)																						
死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水																							
6()	0	11	43	111	4,160	21,192	0	14	68																						


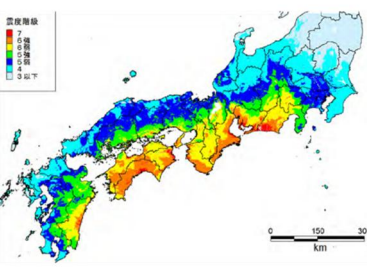
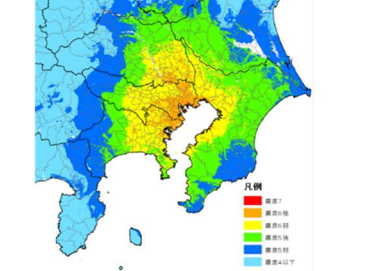

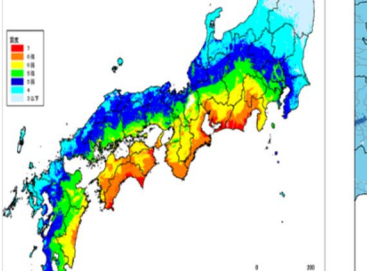
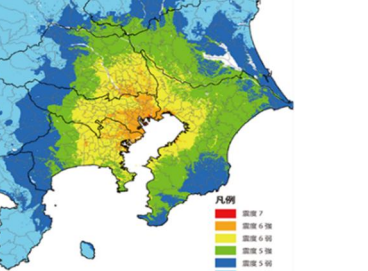
第2章 本県の状況

改正前	改正後	
<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>13 近年の豪雨由来の災害</p> <p>「4 気候」で述べたとおり、近年、集中的な降雨が増加傾向にあり、本県だけでなく全国各地で被害が多発している。</p> <p style="text-align: center;">時間最大雨量、日最大雨量ともに 集中的な降雨の観測頻度が増加</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">○ 時間最大雨量50mm以上の降雨発生状況</p> <p style="text-align: center;">時間最大雨量50mm以上を記録した新潟県のアメダス観測所数の割合</p> <p style="text-align: center;">H22～R1 平均 17 %</p> <p style="text-align: center;">H12～H21 平均 13 %</p> <p style="text-align: center;">H2～H11 平均 6 %</p> <p style="text-align: center;">S55～H1 平均 3 %</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">○ 日最大雨量140mm以上の降雨発生状況</p> <p style="text-align: center;">日最大雨量140mm以上を記録した新潟県のアメダス観測所数の割合</p> <p style="text-align: center;">H22～R1 平均 16 %</p> <p style="text-align: center;">H12～H21 平均 12 %</p> <p style="text-align: center;">H2～H11 平均 9 %</p> <p style="text-align: center;">S55～H1 平均 8 %</p> <p style="text-align: center;"><small>※24時間雨量140mm: H20.4.1時点の大雨警報発令基準値 (ただし大雨警報は予測雨量にて発令)</small></p> </div> </div> <p>令和元年10月に東日本を直撃し、激甚災害に指定された台風第19号では、県内で初めて大雨特別警報が発令され、県内各地域で河川の氾濫や土砂災害が発生し、住宅や道路、農地、農業用施設、農作物などに大きな被害が生じた。</p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p style="font-size: small;">液状化による被害状況（新潟市西区）</p> <p style="font-size: small;">津波による被害状況（上越市直江津海岸）</p> </div> <p>13 近年の豪雨由来の災害</p> <p>「4 気候」で述べたとおり、近年、集中的な降雨が増加傾向にあり、本県だけでなく全国各地で被害が多発している。</p> <p style="text-align: center;">時間最大雨量、日最大雨量ともに 集中的な降雨の観測頻度が増加</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">○ 時間最大雨量50mm以上の降雨発生状況</p> <p style="text-align: center;">時間最大雨量50mm以上を記録した新潟県のアメダス観測所数の割合</p> <p style="text-align: center;">H17～H26 平均 16 %</p> <p style="text-align: center;">H27～R8 平均 15 %</p> <p style="text-align: center;">H7～H16 平均 12 %</p> <p style="text-align: center;">S60～H6 平均 2 %</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">○ 日最大雨量140mm以上の降雨発生状況</p> <p style="text-align: center;">日最大雨量140mm以上を記録した新潟県のアメダス観測所数の割合</p> <p style="text-align: center;">H17～H26 平均 15 %</p> <p style="text-align: center;">H27～R8 平均 10 %</p> <p style="text-align: center;">H7～H16 平均 15 %</p> <p style="text-align: center;">S60～H6 平均 3 %</p> </div> </div> <p>令和元年10月に東日本を直撃し、激甚災害に指定された台風19号では、県内で初めて大雨特別警報が発令され、県内各地域で河川の氾濫や土砂災害が発生し、住宅や道路、農地、農業用施設、農作物などに大きな被害が生じた。</p>	<p>改正理由</p> <p>時点更新</p>

第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由
<p>14 広域的な大規模自然災害への対応</p> <p>近年、県を跨ぐような大規模自然災害が全国で発生しており、本県においては、過去の被災経験を生かし、広域的な支援も実施している。</p> <p>(1) 平成23年3月11日 東日本大震災への支援</p> <p>平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする極めて強い地震(M9.0)が発生した。この地震により宮城県栗原市では震度7を記録した。</p> <p>また、新潟県内においても南魚沼市、刈羽村の震度5弱をはじめ、県内の広い地域で震度4を記録した。</p> <p>福島県等への職員派遣の状況 知事会の調整により福島県の復旧を集中支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県北建設事務所（福島市） ・ 相馬港湾建設事務所（相馬市） ・ 福島県庁（福島市） ・ 福島県相双農林事務所（南相馬市） ・ 石巻市役所（宮城県）   <p>7</p>	<p>14 広域的な大規模自然災害への対応</p> <p>近年、県を跨ぐような大規模自然災害が全国で発生しており、本県においては、過去の被災経験を生かし、広域的な支援も実施している。</p> <p>(1) 平成23年3月11日 東日本大震災への支援</p> <p>平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする極めて強い地震(M9.0)が発生した。この地震により宮城県栗原市では震度7を記録した。</p> <p>また、新潟県内においても南魚沼市、刈羽村の震度5弱をはじめ、県内の広い地域で震度4を記録した。</p> <p>福島県等への職員派遣の状況 知事会の調整により福島県の復旧を集中支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県北建設事務所（福島市） ・ 相馬港湾建設事務所（相馬市） ・ 福島県庁（福島市） ・ 福島県相双農林事務所（南相馬市） ・ 石巻市役所（宮城県）   <p>7</p>	

第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由
<p>(2) 平成 26 年関東地方を襲った豪雪への支援 関東地方を襲った大雪で発生した孤立状態の解消のため除雪支援を実施した。</p>  <p>(3) 今後、発生が予想されている巨大地震 今後も起こりうる大規模自然災害に対し、本県のみならず広域的な支援体制を構築する必要がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="190 821 555 1018"> <p>■南海トラフ巨大地震 被害想定 (陸側ケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全壊・焼失棟数:最大約238万6千棟 ●死者:最大約32万3千人 ●経済的被害:約214兆円 資産等の直接被害 約169兆円 産業・サービス低下による被害 約45兆円 </div> <div data-bbox="577 821 943 1018"> <p>■首都直下地震 被害想定 (都心南部直下地震(M7.3))</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全壊・焼失棟数:最大約61万棟 ●死者:最大約2万3千人 ●経済的被害:約95兆円 資産等の直接被害 約47兆円 産業・サービス低下による被害 約48兆円 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">出典: 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ第二次報告(内閣府) 出典: 首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告(内閣府)</p>	<p>(2) 平成 26 年関東地方を襲った豪雪への支援 関東地方を襲った大雪で発生した孤立状態の解消のため除雪支援を実施した。</p>  <p>(3) 今後、発生が予想されている巨大地震 今後も起こりうる大規模自然災害に対し、本県のみならず広域的な支援体制を構築する必要がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1086 821 1451 1018"> <p>■南海トラフ巨大地震 被害想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全壊・焼失棟数 最大235万棟 ●死者 最大約29万8千人 ●経済的被害 約270兆円 資産等の被害 約225兆円 経済活動への影響 約45兆円 </div> <div data-bbox="1473 821 1839 1018"> <p>■首都直下型地震 被害想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全壊・焼失棟数 最大61万棟 ●死者 最大約2万3千人 ●経済的被害 約95兆円 資産等の被害 約47兆円 経済活動への影響 約48兆円 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div>	<p>南海トラフ巨大地震の被害想定を更新</p>

第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由
<p>(4) 巨大地震発生による影響</p> <p>燃料供給拠点は、太平洋側に集中。首都直下型地震や、南海トラフ巨大地震（三連動地震）が発生した場合、日本全体の供給能力は相当長期にわたり大きく毀損されるおそれがある。</p> <p>【首都圏、東海地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域にある拠点（対全国比）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油精製：約79%（内、関東約38%） 石油タンク：約60%（内、関東約26%） LNG基地：約86%（内、関東約41%） LPG基地：約84%（内、関東約36%） LNG火力：約84%（内、関東約44%） 石炭火力：約39%（内、関東約5%） 石油火力：約60%（内、関東約27%） <p>（注） 石油精製：製油所の原油処理能力の対全国比率 石油タンク：製油所・油槽所等のタンク容量の対全国比率 LNG基地：積換中の輸入基地における受入規模の対全国比率 LPG基地：輸入基地における実貯蔵能力の対全国比率 LNG火力：LNG火力の発電設備容量の対全国比率 石炭火力：石炭火力の発電設備容量の対全国比率 石油火力：石油火力の発電設備容量の対全国比率</p> <p>【今後30年以内の地震発生確率】 東海：88%程度、東南海地震：70%程度、南海：60%程度 ※いずれも、マグニチュード8クラスのものであり、マグニチュード9以上の地震や連動型を想定したものでない。 出典：平成24年2月 地震調査研究推進本部（文部科学省）</p> <p>出典：経済産業省 HP</p>	<p>(4) 巨大地震発生による影響</p> <p>【首都圏、東海地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域にある拠点（対全国比）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油精製能力：約83%（内、関東約41%） （製油所の原油処理能力の対全国比率） 石油タンク：約60%（内、関東約26%） （製油所・油槽所等のタンク容量の対全国比率） <p>【今後30年以内の地震発生確率】 東海：88%程度、東南海地震：70～80%程度、南海：60%程度 出典：平成25年1月 地震調査研究推進本部（文部科学省）</p>	<p>時点更新</p>
<p>(5) 全国的な大規模自然災害への対応</p> <p>日本海国土軸を強化し、日本海側からの物資輸送や災害対応への支援など国土全体としての強靱化を進める必要がある。</p> <p>図 新潟県の取り組み</p>	<p>(5) 全国的な大規模自然災害への対応</p> <p>日本海国土軸を強化し、日本海側からの物資輸送や災害対応への支援など国土全体としての強靱化を進める必要がある。</p> <p>図 新潟県の取り組み</p>	

第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由								
<p>本県における災害時相互応援協定の締結状況</p> <p>本県単独では対応できない大規模・広域災害等に備える等のため、他道県との災害時相互応援協定締結により広域的な応援体制を構築している。</p> <p>本県における災害時相互応援協定の締結状況 (H28. 1. 31現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道・東北八道県の相互応援 (北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県) ○ 五県相互応援 (福島県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県) ○ 三県相互応援 (埼玉県・群馬県・新潟県) ○ 中央日本四県相互応援 (静岡県・山梨県・長野県・新潟県) ➡ 個別相互応援 (富山県・新潟県・石川県・新潟県・兵庫県・新潟県・山形県・新潟県) 	<p>本県における災害時相互応援協定の締結状況</p> <p>本県単独では対応できない大規模・広域災害等に備える等のため、他道県との災害時相互応援協定締結により広域的な応援体制を構築している。</p> <p>本県における災害時相互応援協定の締結状況 (令和8年1月時点)</p> <table border="1" data-bbox="1048 507 1912 999"> <tbody> <tr> <td>大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定</td> <td>北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県</td> </tr> <tr> <td>群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定</td> <td>群馬県・埼玉県・新潟県</td> </tr> <tr> <td>中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)災害時の相互応援等に関する協定</td> <td>山梨県・長野県・静岡県・新潟県</td> </tr> <tr> <td>個別相互応援協定</td> <td>富山県、石川県、兵庫県、三重県</td> </tr> </tbody> </table>	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県	群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定	群馬県・埼玉県・新潟県	中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)災害時の相互応援等に関する協定	山梨県・長野県・静岡県・新潟県	個別相互応援協定	富山県、石川県、兵庫県、三重県	<p>時点更新</p>
大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県									
群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定	群馬県・埼玉県・新潟県									
中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)災害時の相互応援等に関する協定	山梨県・長野県・静岡県・新潟県									
個別相互応援協定	富山県、石川県、兵庫県、三重県									

第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由
<p>15 気候の将来予測</p> <p>近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、毎年のように「数十年に1度」「想定外」と言われる大規模な自然災害が発生している。</p> <p>今後、地球温暖化が最も進行した場合の予測(RCP8.5シナリオ)に基づく 気象庁等の計算によれば、本県の気候の将来予測概要は以下のとおり。</p> <p>(1) 気温</p> <p>県内の年平均気温(新潟市、上越市、佐渡市3地点の平均)は、20世紀末(1980~1999年)に比べて21世紀末(2076~2095年)には約5 上昇すると予測されている。</p> <p>また、新潟市における年間の階級別日数は、猛暑日が約20日増加するほか、真夏日は約50日、夏日及び熱帯夜は約60日増加する一方で、冬日は約40日減少すると予測されている。</p> <p>(2) 降雨</p> <p>県内の大雨(1時間降水量50mm以上)の年間発生回数は、20世紀末に比べて21世紀末には約0.3回増加(およそ3年に1回の割合で増加)する一方、無降水日の年間日数も約13日増加すると予測されている。なお、このまま温室効果ガスの排出が続いた場合、短時間強雨(1時間降水量50mm以上)の年間発生回数が、全国平均で2倍以上に増加する可能性があるとしている。</p> <p>また、台風に関する予測では、21世紀末には、全世界で熱帯低気圧(台風)の年間発生総数は減少するものの、猛烈な熱帯低気圧(台風)の頻度が日本の南海上で高まるとの研究報告が</p>	<p>15 気候の将来予測</p> <p>近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、毎年のように「数十年に1度」「想定外」と言われる大規模な自然災害が発生している。</p> <p>今後、地球温暖化が最も進行した場合の予測(RCP8.5シナリオ)に基づく 気象庁等の計算によれば、本県の気候の将来予測概要は以下のとおり。</p> <p>(1) 気温</p> <p>県内の年平均気温(新潟市、上越市、佐渡市3地点の平均)は、20世紀末(1980~1999年)に比べて21世紀末(2076~2095年)には約5 上昇すると予測されている。</p> <p>また、新潟市における年間の階級別日数は、猛暑日が約20日増加するほか、真夏日は約50日、夏日及び熱帯夜は約60日増加する一方で、冬日は約40日減少すると予測されている。</p> <p>(2) 降雨</p> <p>県内の大雨(1時間降水量50mm以上)の年間発生回数は、20世紀末に比べて21世紀末には約0.3回増加(およそ3年に1回の割合で増加)する一方、無降水日の年間日数も約13日増加すると予測されている。なお、このまま温室効果ガスの排出が続いた場合、大雨(1時間降水量50mm以上)の年間発生回数が、全国平均で2倍以上に増加する可能性があるとしている。</p> <p>また、台風に関する予測では、21世紀末には、全世界で熱帯低気圧(台風)の年間発生総数は減少するものの、猛烈な熱帯低気圧(台風)の頻度が日本の南海上で高まるとの研究報告がある。</p>	<p>文言修正</p>

第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由
<p>ある。</p> <p>(3) 雪 21世紀末には、年最深積雪・降雪量は北海道内陸の一部地域を除いて全国的に有意に減少し、特に本州日本海側で大きな減少が予測されている。 しかし、最深積雪深と積雪量の変動幅の予測からは、20世紀末と同程度の降雪量となる年もあると考えられている。 また、降雪は全体的には減少するが、大気中の水蒸気が増加するため、気温の低い本州や北海道の内陸部では、たまに起こる極端な降雪の頻度が増える可能性についての研究報告がある。</p> <p>(4) 海（世界平均） 海面水温は、21世紀にわたって世界全体で昇温が続くと予測されている。 また、世界の平均海面は上昇しており、IPCCの海洋・雪氷圏特別報告書(2019年)によれば、今世紀初めと比較して、2100年には0.61～1.10m(RCP2.6シナリオでは0.26～0.55m)の上昇が予測されている。なお、2100年以降も上昇は継続すると予測されており、2300年には、最も低位の予測でも1m前後の海面水位上昇が起こることを示している(この予測は世界平均であり、地域性や季節性は考慮されておらず、本県近海にそのまま適用することは注意が必要である)。 (出典：新潟県気候変動適応に関する研究会提言書)</p>	<p>(3) 雪 21世紀末には、年最深積雪・降雪量は北海道内陸の一部地域を除いて全国的に有意に減少し、特に本州日本海側で大きな減少が予測されている。 しかし、最深積雪深と積雪量の変動幅の予測からは、20世紀末と同程度の降雪量となる年もあると考えられている。 また、降雪は全体的には減少するが、大気中の水蒸気が増加するため、気温の低い本州や北海道の内陸部では、たまに起こる極端な降雪の頻度が増える可能性についての研究報告がある。</p> <p>(4) 海（世界平均） 海面水温は、21世紀にわたって世界全体で昇温が続くと予測されている。 また、世界の平均海面は上昇しており、IPCCの海洋・雪氷圏特別報告書(2019年)によれば、今世紀初めと比較して、2100年には0.63～1.01mの上昇が予測されている。なお、2100年以降も上昇は継続すると予測されており、2300年には、最も低位の予測でも1m前後の海面水位上昇が起こることを示している(この予測は世界平均であり、地域性や季節性は考慮されておらず、本県近海にそのまま適用することは注意が必要である)。 (出典：新潟県気候変動適応に関する研究会提言書)</p>	<p>数値の更新</p> <p>新潟県総合</p>

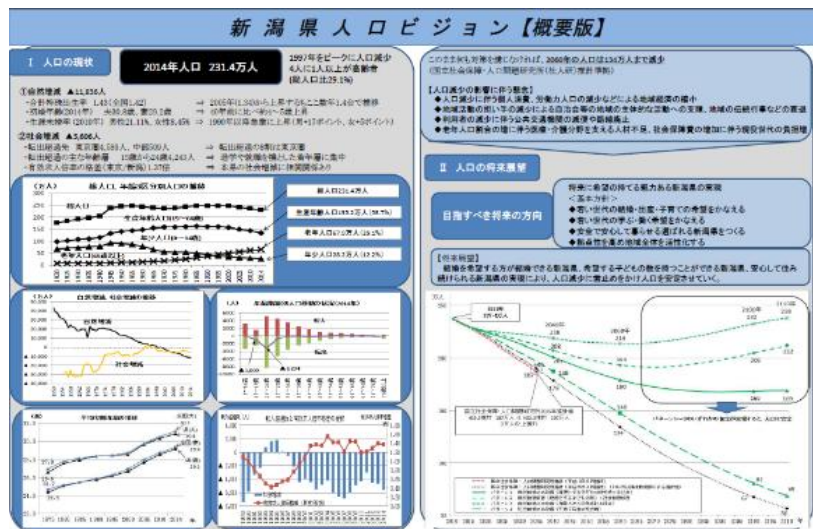
第2章 本県の状況

改正前

16 人口減少社会の到来

本県の総人口は、国よりも早く、平成9年の249万人をピークに減少してきており、平成27年4月の推計人口は戦後初めて230万人を割り、このまま人口減少が続くと、社会の活力が奪われ、地域の社会機能が失われて行くことが懸念されている。

このため、本県の人口の現状を明らかにするとともに、人口の将来展望を示すことにより、県民の間に広く人口問題について共通認識が醸成され、その解決に向けての施策の方向性が共有されることを目的として、平成27年10月に「新潟県人口ビジョン」を策定した。



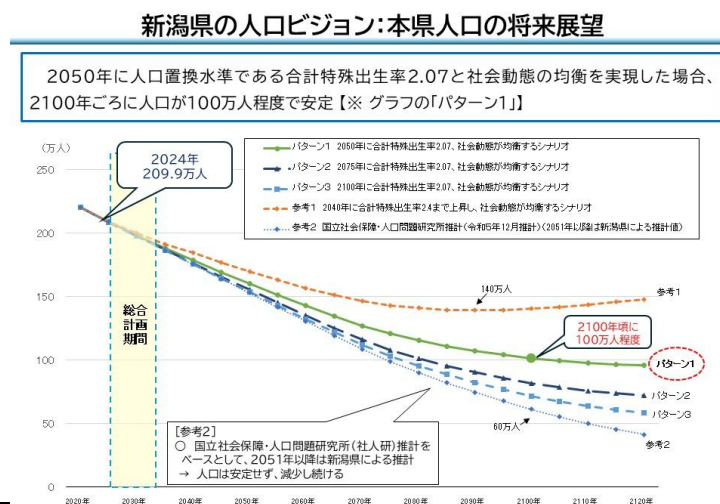
改正後

16 人口減少社会の到来

本県の総人口は、平成10年1月の249.4万人をピークに、令和6年には209.9万人まで減少し、今後も不可避免的に減少局面が継続することが見込まれている。

また、国立社会保障・人口問題研究所が行った推計においても、本県の総人口は、2050(令和32)年には152.5万人程度まで減少すると見込まれている。

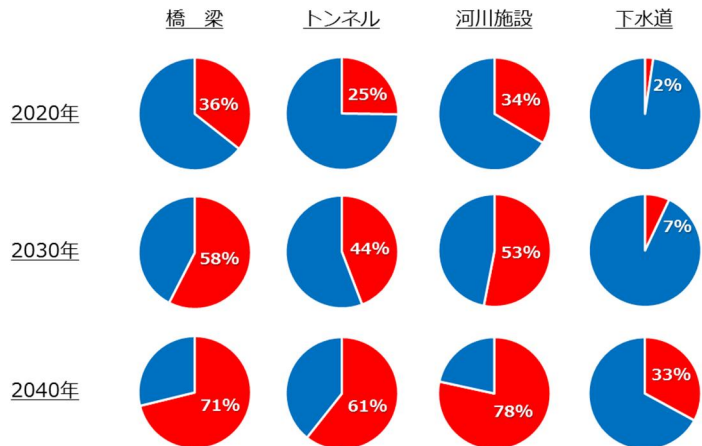
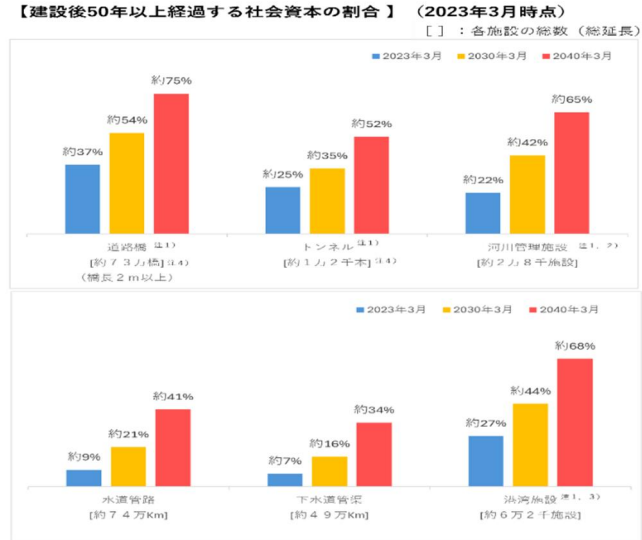
そのような中でも、将来的な「人口定常化」を目指し、少ない人口であっても、成長力のある持続可能な社会を構築していくため、令和7年3月に策定した新潟県総合計画において人口ビジョンを示した。県民全体で人口減少問題に対する意識を共有するとともに、引き続き県政のあらゆる取組を総動員し、自然減・社会減対策を重点的に推進する。



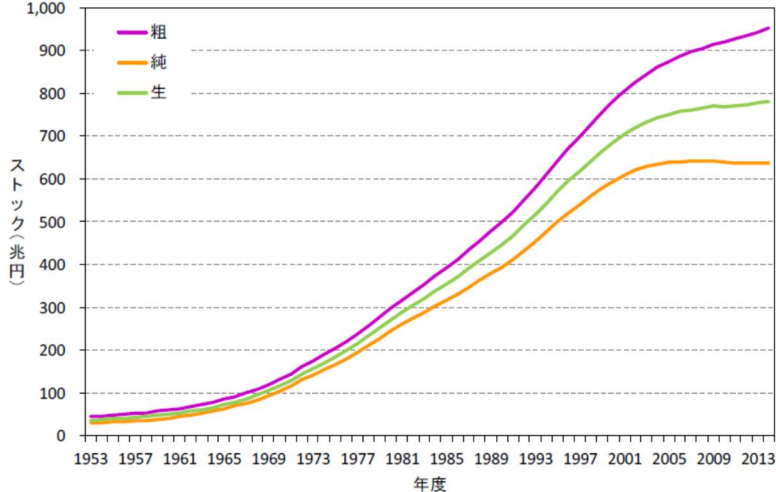
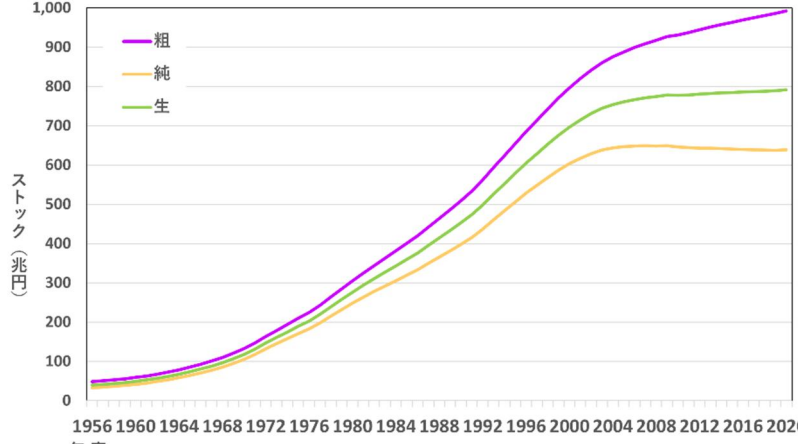
改正理由

計画の改定による修正

第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由																																																
<p>17 その他特筆すべき事項</p> <p>(1) 社会資本の老朽化の進行</p> <p>高度成長期以降に整備された橋梁、トンネル、河川施設、下水道などの社会資本において、建設から50年以上経過する施設割合は加速度的に増加する見込み。適正に補修・更新されなければ、利用できなくなる施設が発生し県民の生活に多大な影響を及ぼすことになる。また、防災や防疫においても社会資本は重要であり、社会資本の機能が常に発揮されるようインフラメンテナンスが重要である。</p>  <table border="1"> <caption>建設後50年以上経過する施設の割合</caption> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>2020年</th> <th>2030年</th> <th>2040年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁</td> <td>36%</td> <td>58%</td> <td>71%</td> </tr> <tr> <td>トンネル</td> <td>25%</td> <td>44%</td> <td>61%</td> </tr> <tr> <td>河川施設</td> <td>34%</td> <td>53%</td> <td>78%</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>2%</td> <td>7%</td> <td>33%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※橋梁、トンネル、下水道は建設後50年経過施設数/管理施設数 ※河川施設は建設後40年経過施設数/管理施設数 ※下水道施設は、公共下水道と流域下水道を合わせた下水処理場数</p> <p>図 建設後50年以上経過する施設の割合 (河川施設は40年以上経過する施設)</p>	施設種別	2020年	2030年	2040年	橋梁	36%	58%	71%	トンネル	25%	44%	61%	河川施設	34%	53%	78%	下水道	2%	7%	33%	<p>17 その他特筆すべき事項</p> <p>(1) 社会資本の老朽化の進行</p> <p>高度成長期以降に整備された<u>道路橋</u>、トンネル、河川<u>管理施設</u>、水道<u>管路</u>、<u>下水道管渠</u>などの社会資本において、建設から50年以上経過する施設割合は加速度的に増加する見込み。適正に補修・更新されなければ、利用できなくなる施設が発生し県民の生活に多大な影響を及ぼすことになる。また、防災や防疫においても社会資本は重要であり、社会資本の機能が常に発揮されるようインフラメンテナンスが重要である。</p>  <p>【建設後50年以上経過する社会資本の割合】 (2023年3月時点) [] : 各施設の総数 (総延長)</p> <table border="1"> <caption>建設後50年以上経過する社会資本の割合 (2023年3月時点)</caption> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>2023年3月</th> <th>2030年3月</th> <th>2040年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路橋 (注1) [約73万橋] (4.4) (橋長2m以上)</td> <td>約37%</td> <td>約54%</td> <td>約75%</td> </tr> <tr> <td>トンネル (注1) [約1万2千本] (4.4)</td> <td>約25%</td> <td>約35%</td> <td>約52%</td> </tr> <tr> <td>河川管理施設 (注1、2) [約2万8千施設]</td> <td>約22%</td> <td>約42%</td> <td>約65%</td> </tr> <tr> <td>水道管路 [約7.4万Km]</td> <td>約9%</td> <td>約21%</td> <td>約41%</td> </tr> <tr> <td>下水道管渠 [約4.9万Km]</td> <td>約7%</td> <td>約16%</td> <td>約34%</td> </tr> <tr> <td>河川施設 (注1、3) [約6万2千施設]</td> <td>約27%</td> <td>約44%</td> <td>約68%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。 注2) 田んぼ、停止池、溜池、水門、橋水橋、橋水橋、橋門、橋管、橋脚、管理施設、河川施設、その他(土法、排水路)、ダム、施設が改修入水処理施設と認定する施設を除く。河川施設(成中)：堤(ゲート有り)、溜池、水門、橋門、橋管、橋脚等ゲートを有する施設及び橋水橋、橋水橋、ダム。 注3) 一級事務組合、連携圏を含む。 注4) 施設には、建設年度不明の施設数を含む。</p> <p>図：国土交通省「建設後50年以上経過する施設の割合」</p>	施設種別	2023年3月	2030年3月	2040年3月	道路橋 (注1) [約73万橋] (4.4) (橋長2m以上)	約37%	約54%	約75%	トンネル (注1) [約1万2千本] (4.4)	約25%	約35%	約52%	河川管理施設 (注1、2) [約2万8千施設]	約22%	約42%	約65%	水道管路 [約7.4万Km]	約9%	約21%	約41%	下水道管渠 [約4.9万Km]	約7%	約16%	約34%	河川施設 (注1、3) [約6万2千施設]	約27%	約44%	約68%	<p>文言修正</p> <p>数値の時点更新</p>
施設種別	2020年	2030年	2040年																																															
橋梁	36%	58%	71%																																															
トンネル	25%	44%	61%																																															
河川施設	34%	53%	78%																																															
下水道	2%	7%	33%																																															
施設種別	2023年3月	2030年3月	2040年3月																																															
道路橋 (注1) [約73万橋] (4.4) (橋長2m以上)	約37%	約54%	約75%																																															
トンネル (注1) [約1万2千本] (4.4)	約25%	約35%	約52%																																															
河川管理施設 (注1、2) [約2万8千施設]	約22%	約42%	約65%																																															
水道管路 [約7.4万Km]	約9%	約21%	約41%																																															
下水道管渠 [約4.9万Km]	約7%	約16%	約34%																																															
河川施設 (注1、3) [約6万2千施設]	約27%	約44%	約68%																																															

第2章 本県の状況

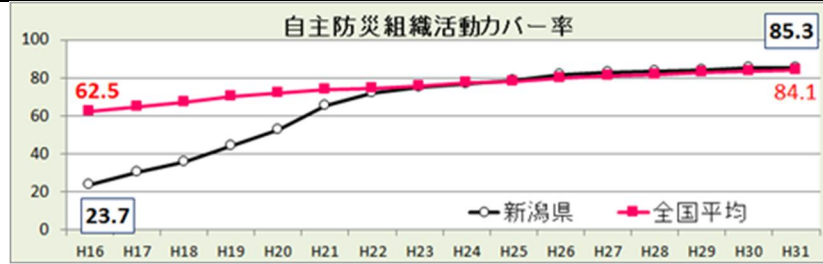
改正前	改正後	改正理由
<p>(2) 社会資本ストックの状況</p> <p>近年、全国各地で自然災害が頻発しており、特に東日本大震災以降は日本列島が地震や火山噴火の活動期に入ったと言われている。このため、災害に強い安全・安心な県土の整備と保全を進めることが重要であるとともに、高度経済成長期に集中的に整備した社会資本の老朽化対策も積極的に進めていく必要がある。</p> <p>一方で、純資本ストックは近年ほぼ横ばいとなっている。これは、1990年代に投資額が急増したことから、1990年代に形成されたストックの除却額等が近年になって高水準で推移しており、この除却額等が新たにストックに加えられる投資額と同程度で推移していると考えられる。</p>  <p>出典：『日本の社会資本 2017』平成 29 年 12 月（平成 30 年 3 月</p>	<p>(2) 社会資本ストックの状況</p> <p>近年、全国各地で自然災害が頻発しており、特に東日本大震災以降は日本列島が地震や火山噴火の活動期に入ったと言われている。このため、災害に強い安全・安心な県土の整備と保全を進めることが重要であるとともに、高度経済成長期に集中的に整備した社会資本の老朽化対策も積極的に進めていく必要がある。</p> <p>一方で、純資本ストックと<u>生産的資本ストック</u>は近年ほぼ横ばいとなっている。これは、1990年代に投資額が急増したことから、1990年代に形成されたストックの除却額等が近年になって高水準で推移しており、この除却額等が新たにストックに加えられる投資額と同程度で推移していると考えられる。</p>  <p>図 1 7 部門全体のストック推計結果</p> <p>1 社会資本ストック推計</p>	<p>記載の修正</p> <p>表の更新</p>

第2章 本県の状況

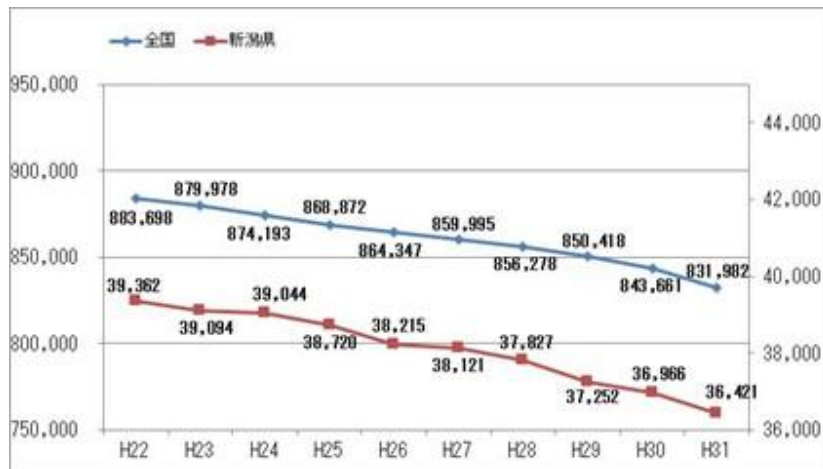
改正前	改正後	改正理由
<p>一部改正) 内閣府</p> <p>○1960年代から社会資本の現状を把握するために社会資本ストックの推計を実施。</p> <p>推計対象：主要18部門(道路、港湾、航空、鉄道、公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教施設、治水、治山、海岸、農林漁業、郵便、国有林、工業用水道、庁舎)</p> <p>粗資本ストック：現存する固定資産について、評価時点で新品として調達する価格で評価した値</p> <p>○純資本ストック：粗資本ストックから供用年数の経過に応じた減価(物理的減耗、陳腐化等による価値の減少)を控除した値</p> <p>○生産的資本ストック：粗資本ストックから供用年数の経過に応じた効率性の低下(サービスを生み出す能力量の低下)を控除した値</p> <p>(3) 地域の安全・安心を担う人材が減少</p> <p>これまでの災害経験を踏まえ、自主防災組織活動カバー率については向上が図られている一方、地域防災の重要な担い手である消防団員数の減少傾向や社会基盤の維持管理や災害時の迅速な復旧等を担う建設業の担い手不足など、地域の安全・安心を担う人材不足が懸念されている。</p> <p>自主防災組織活動カバー率</p>	<p>出典：『日本の社会資本 2023』令和6年3月 内閣府</p> <p>○1960年代から社会資本の現状を把握するために社会資本ストックの推計を実施。</p> <p>推計対象：主要17部門(道路、港湾、航空、鉄道、公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教施設、治水、治山、海岸、農林漁業、国有林、工業用水道、庁舎)</p> <p>粗資本ストック：資産の賦存量を表しており、現存する固定資産について、その取得価格(投資額)によって評価した値</p> <p>生産的資本ストック：粗資本ストックから供用年数の経過に応じた効率性の低下(サービスを生み出す能力量の低下)を控除した値</p> <p>純資本ストック：粗資本ストックから供用年数の経過に応じた減価(物理的減耗、陳腐化等による価値の減少)を控除した値</p> <p>(3) 地域の安全・安心を担う人材が減少</p> <p>これまでの災害経験を踏まえ、自主防災組織活動カバー率については向上が図られている一方、地域防災の重要な担い手である消防団員数の減少傾向や社会基盤の維持管理や災害時の迅速な復旧等を担う建設業の担い手不足など、地域の安全・安心を担う人材不足が懸念されている。</p> <p>自主防災組織活動カバー率</p>	

第2章 本県の状況

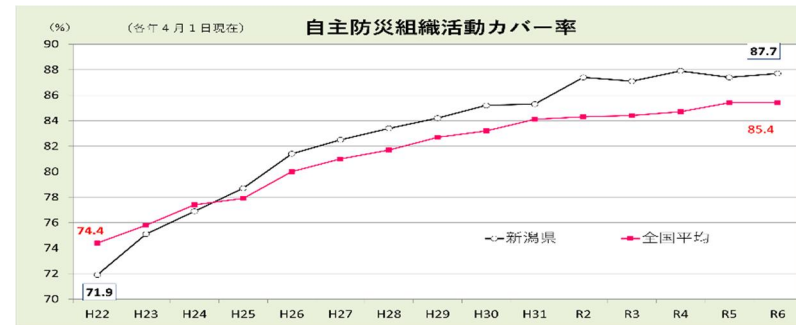
改正前



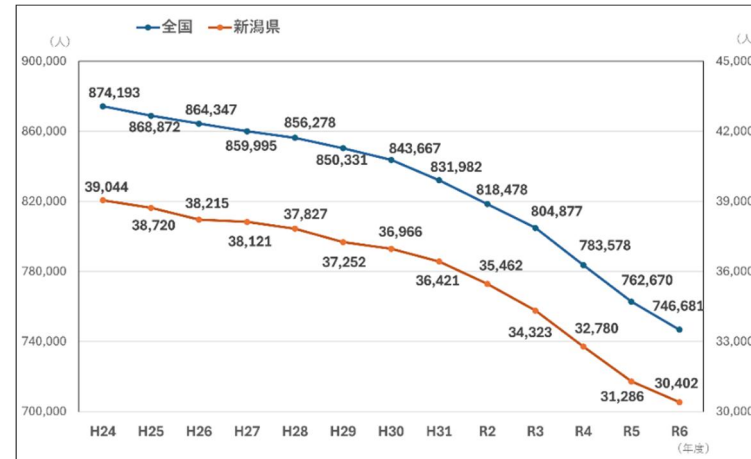
消防団員数の推移



改正後



消防団員数の推移



改正理由

数値の時点更新

数値の時点更新

第2章 本県の状況

改正前	改正後	改正理由																																																																																																																																																																																																						
<p style="text-align: center;">建設業就業者数の推移</p> <p style="text-align: center;">県内建設業常用労働者数(事業所規模5人以上)及び建設業就業者総数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>年(年度)</th> <th>就業者総数</th> <th>常用労働者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H2</td><td>145,146</td><td>91,999</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>88,638</td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td>89,834</td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td>103,413</td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td>107,353</td></tr> <tr><td>7</td><td>166,252</td><td>109,547</td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td>112,535</td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td>115,977</td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td>114,527</td></tr> <tr><td>11</td><td>159,342</td><td>112,900</td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td>109,049</td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td>103,649</td></tr> <tr><td>14</td><td></td><td>97,402</td></tr> <tr><td>15</td><td></td><td>95,072</td></tr> <tr><td>16</td><td></td><td>84,109</td></tr> <tr><td>17</td><td>138,608</td><td>85,379</td></tr> <tr><td>18</td><td></td><td>83,603</td></tr> <tr><td>19</td><td></td><td>84,438</td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td>87,818</td></tr> <tr><td>21</td><td></td><td>82,129</td></tr> <tr><td>22</td><td>118,493</td><td>80,440</td></tr> <tr><td>23</td><td></td><td>78,219</td></tr> <tr><td>24</td><td></td><td>68,714</td></tr> <tr><td>25</td><td></td><td>68,453</td></tr> <tr><td>26</td><td></td><td>67,964</td></tr> <tr><td>27</td><td></td><td>66,786</td></tr> <tr><td>28</td><td></td><td>66,803</td></tr> <tr><td>29</td><td></td><td>65,757</td></tr> <tr><td>30</td><td>113,017</td><td>65,323</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">注：常用労働者数は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、就業者総数は総務省「国勢調査」による。</p>	年(年度)	就業者総数	常用労働者	H2	145,146	91,999	3		88,638	4		89,834	5		103,413	6		107,353	7	166,252	109,547	8		112,535	9		115,977	10		114,527	11	159,342	112,900	12		109,049	13		103,649	14		97,402	15		95,072	16		84,109	17	138,608	85,379	18		83,603	19		84,438	20		87,818	21		82,129	22	118,493	80,440	23		78,219	24		68,714	25		68,453	26		67,964	27		66,786	28		66,803	29		65,757	30	113,017	65,323	<p style="text-align: center;">建設業就業者数の推移</p> <p style="text-align: center;">県内建設業常用労働者数(事業所規模5人以上)及び建設業就業者総数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>年(年度)</th> <th>就業者総数</th> <th>常用労働者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H2</td><td>145,146</td><td>91,999</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>88,638</td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td>89,834</td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td>103,413</td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td>107,353</td></tr> <tr><td>7</td><td>166,252</td><td>109,547</td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td>112,535</td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td>115,977</td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td>114,527</td></tr> <tr><td>11</td><td>159,342</td><td>112,900</td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td>109,049</td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td>103,649</td></tr> <tr><td>14</td><td></td><td>97,402</td></tr> <tr><td>15</td><td></td><td>95,072</td></tr> <tr><td>16</td><td></td><td>84,109</td></tr> <tr><td>17</td><td>138,608</td><td>85,379</td></tr> <tr><td>18</td><td></td><td>83,803</td></tr> <tr><td>19</td><td></td><td>84,438</td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td>87,818</td></tr> <tr><td>21</td><td></td><td>82,129</td></tr> <tr><td>22</td><td>118,493</td><td>80,440</td></tr> <tr><td>23</td><td></td><td>79,219</td></tr> <tr><td>24</td><td></td><td>68,714</td></tr> <tr><td>25</td><td></td><td>68,453</td></tr> <tr><td>26</td><td></td><td>67,964</td></tr> <tr><td>27</td><td></td><td>66,786</td></tr> <tr><td>28</td><td></td><td>66,803</td></tr> <tr><td>29</td><td></td><td>65,757</td></tr> <tr><td>30</td><td></td><td>65,323</td></tr> <tr><td>R1</td><td>113,017</td><td>61,183</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>59,915</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>60,504</td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td>61,127</td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td>62,595</td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">注：常用労働者数は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、就業者総数は「国勢調査」による。</p>	年(年度)	就業者総数	常用労働者数	H2	145,146	91,999	3		88,638	4		89,834	5		103,413	6		107,353	7	166,252	109,547	8		112,535	9		115,977	10		114,527	11	159,342	112,900	12		109,049	13		103,649	14		97,402	15		95,072	16		84,109	17	138,608	85,379	18		83,803	19		84,438	20		87,818	21		82,129	22	118,493	80,440	23		79,219	24		68,714	25		68,453	26		67,964	27		66,786	28		66,803	29		65,757	30		65,323	R1	113,017	61,183	2		59,915	3		60,504	4		61,127	5		62,595	6			<p>数値の時点更新</p>
年(年度)	就業者総数	常用労働者																																																																																																																																																																																																						
H2	145,146	91,999																																																																																																																																																																																																						
3		88,638																																																																																																																																																																																																						
4		89,834																																																																																																																																																																																																						
5		103,413																																																																																																																																																																																																						
6		107,353																																																																																																																																																																																																						
7	166,252	109,547																																																																																																																																																																																																						
8		112,535																																																																																																																																																																																																						
9		115,977																																																																																																																																																																																																						
10		114,527																																																																																																																																																																																																						
11	159,342	112,900																																																																																																																																																																																																						
12		109,049																																																																																																																																																																																																						
13		103,649																																																																																																																																																																																																						
14		97,402																																																																																																																																																																																																						
15		95,072																																																																																																																																																																																																						
16		84,109																																																																																																																																																																																																						
17	138,608	85,379																																																																																																																																																																																																						
18		83,603																																																																																																																																																																																																						
19		84,438																																																																																																																																																																																																						
20		87,818																																																																																																																																																																																																						
21		82,129																																																																																																																																																																																																						
22	118,493	80,440																																																																																																																																																																																																						
23		78,219																																																																																																																																																																																																						
24		68,714																																																																																																																																																																																																						
25		68,453																																																																																																																																																																																																						
26		67,964																																																																																																																																																																																																						
27		66,786																																																																																																																																																																																																						
28		66,803																																																																																																																																																																																																						
29		65,757																																																																																																																																																																																																						
30	113,017	65,323																																																																																																																																																																																																						
年(年度)	就業者総数	常用労働者数																																																																																																																																																																																																						
H2	145,146	91,999																																																																																																																																																																																																						
3		88,638																																																																																																																																																																																																						
4		89,834																																																																																																																																																																																																						
5		103,413																																																																																																																																																																																																						
6		107,353																																																																																																																																																																																																						
7	166,252	109,547																																																																																																																																																																																																						
8		112,535																																																																																																																																																																																																						
9		115,977																																																																																																																																																																																																						
10		114,527																																																																																																																																																																																																						
11	159,342	112,900																																																																																																																																																																																																						
12		109,049																																																																																																																																																																																																						
13		103,649																																																																																																																																																																																																						
14		97,402																																																																																																																																																																																																						
15		95,072																																																																																																																																																																																																						
16		84,109																																																																																																																																																																																																						
17	138,608	85,379																																																																																																																																																																																																						
18		83,803																																																																																																																																																																																																						
19		84,438																																																																																																																																																																																																						
20		87,818																																																																																																																																																																																																						
21		82,129																																																																																																																																																																																																						
22	118,493	80,440																																																																																																																																																																																																						
23		79,219																																																																																																																																																																																																						
24		68,714																																																																																																																																																																																																						
25		68,453																																																																																																																																																																																																						
26		67,964																																																																																																																																																																																																						
27		66,786																																																																																																																																																																																																						
28		66,803																																																																																																																																																																																																						
29		65,757																																																																																																																																																																																																						
30		65,323																																																																																																																																																																																																						
R1	113,017	61,183																																																																																																																																																																																																						
2		59,915																																																																																																																																																																																																						
3		60,504																																																																																																																																																																																																						
4		61,127																																																																																																																																																																																																						
5		62,595																																																																																																																																																																																																						
6																																																																																																																																																																																																								

第3章 脆弱性評価

改正前	改正後	改正理由等								
<p>第3章 脆弱性評価</p> <p>1 評価の枠組み及び手順</p> <p>平成30年12月に見直された基本計画と国が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を踏まえ、次の枠組み及び手順により大規模自然災害に対する脆弱性の評価を改めて行った。</p> <p>(1) 想定するリスク</p> <p>県民生活や地域経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、本県が、これまで地震、水害、豪雪、火山噴火などの自然災害にたびたび見舞われてきたこと、また、基本計画においては当面大規模自然災害を想定していることから、本計画においても、当面大規模自然災害全般を想定した評価を実施した。</p> <p>(2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態</p> <p>基本計画の8つの事前に備えるべき目標及び45の起きてはならない最悪の事態をベースとしつつ、豪雪など本県の地域特性等を踏まえ、<u>8つの事前に備えるべき目標とその妨げとなる44の起きてはならない最悪の事態を以下のとおり設定した。</u></p> <table border="1" data-bbox="156 1121 981 1364"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 1121 322 1254">事前に備えるべき目標</th> <th data-bbox="331 1121 981 1254">起きてはならない最悪の事態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 1254 322 1364">1 直接死を最大限</td> <td data-bbox="331 1254 981 1364">1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</td> </tr> </tbody> </table>	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	1 直接死を最大限	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	<p>第3章 脆弱性評価</p> <p>1 評価の枠組み及び手順</p> <p>令和5年7月に見直された基本計画と国が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を踏まえ、次の枠組み及び手順により大規模自然災害に対する脆弱性の評価を改めて行った。</p> <p>(1) 想定するリスク</p> <p>県民生活や地域経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、本県が、これまで地震、水害、豪雪、火山噴火などの自然災害にたびたび見舞われてきたこと、また、基本計画においては大規模自然災害を対象としていることから、本計画においても、大規模自然災害全般を想定した評価を実施した。</p> <p>(2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態</p> <p>基本計画の6つの事前に備えるべき目標及び35の起きてはならない最悪の事態をベースとしつつ、豪雪など本県の地域特性等を踏まえ、<u>6つの事前に備えるべき目標とその妨げとなる35の起きてはならない最悪の事態を以下のとおり設定した。</u></p> <table border="1" data-bbox="1057 1121 1877 1364"> <thead> <tr> <th data-bbox="1057 1121 1223 1254">事前に備えるべき目標</th> <th data-bbox="1232 1121 1877 1254">起きてはならない最悪の事態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1057 1254 1223 1364">1 あらゆる自然災</td> <td data-bbox="1232 1254 1877 1364">1-1 大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生</td> </tr> </tbody> </table>	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	1 あらゆる自然災	1-1 大規模地震に伴う 住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 大規模地震に伴う 住宅・建物・不特定多数が集まる施設 等複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	<p>国土強靱化基本計画（R5.7）</p> <p>国土強靱化基本計画に合わせ、大規模自然災害を対象</p> <p>国土強靱化基本計画に合わせた改正</p>
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態									
1 直接死を最大限	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生									
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態									
1 あらゆる自然災	1-1 大規模地震に伴う 住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 大規模地震に伴う 住宅・建物・不特定多数が集まる施設 等複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生									

第3章 脆弱性評価

改正前		改正後		改正理由等	
防ぐ	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	<u>害に</u> 対し、 <u>直接</u> 死を最大限防ぐ	1-2 <u>地震に伴う</u> 密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	改正前 7-1 統合	
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生		
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴うかつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ <u>ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む</u> ）突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		改正前 6-5、7-4 を統合
	1-5 大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生		1-5 大規模な土砂災害（ <u>深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など</u> ）等による多数の死傷者の発生		
	<u>追加</u>		<u>1-6 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生</u>		改正前 7-4 統合 改正前 1-5 分割
	1-6 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生		<u>1-7 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生</u>		
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、 <u>関連死を最大限防</u> ぐ
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	改正前 2-4		
2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・ <u>心理</u> 状態の悪化による死者の発生		改正前 2-7	
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	改正前 2-1		
2-5 大量の帰宅困難者の発生、混乱		2-5 大量の帰宅困難者の発生、混乱		改正前 2-2	
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生			
2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		2-7 <u>大規模な自然災害と感染症との同時</u> 発生	改正前 2-6		
3 必要不	3 必要不	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱		3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	

第3章 脆弱性評価

改正前		改正後		改正理由等
可欠な行政機能は確保する	3-2 県庁機能の機能不全	可欠な行政機能は確保する	3-2 県庁機能の機能不全	
	3-3 学校や地域機関及び市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	3-3 学校や地域機関及び市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
4 必要不可欠な情報通信機能・情報は確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・ <u>一極集中</u> 等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下	改正前 5-1 改正前 5-2、7-2、7-5 を統合 改正前 5-4 改正前 5-6 改正前 5-7 改正前 5-8
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		4-2 コンビナート・ <u>高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出</u>	
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		4-3 海上輸送の機能の停止による海外貿易、 <u>複数空港の同時被災による国際航空輸送</u> や主要な地域産業への甚大な影響 4-4 金融サービス等の機能停止による <u>県民生活・商取引等への甚大な影響</u> 4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、 <u>県民生活・社会経済活動への甚大な被害</u> 4-6 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う <u>県土の荒廃・多面的機能の低下</u>	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 <u>テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態</u>	改正前 7-6 改正前 4-1 ~ 4-3 を統合 改正前 6-1 を分割 改正前 6-1 を分割 改正前 6-2 改正前 6-4、7-3 を統合
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		5-2 <u>電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止</u> 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		5-3 <u>都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止</u>	
	5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易や主要な地域産業への甚大な影響		5-4 <u>上下水道施設等の長期間にわたる機能停止</u>	
	5-5 日本海国土軸及び太平洋側との横断軸に係る幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		5-5 <u>新幹線等の基幹的交通から離島航路など地域生活交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止</u>	
	5-6 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響		6-1 <u>自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョン</u>	
	5-7 食料等の安定供給の停滞			
	5-8 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響			
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止			
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止			

第3章 脆弱性評価

改正前		改正後		改正理由等
<p>ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</p> <p>7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</p> <p>8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<p>6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p> <p>6-1 <u>ンや地域合意の欠如</u>により復興が大幅に遅れ<u>地域が衰退する事</u>態</p> <p>6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、<u>ボランティア</u>、NPO、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態</p> <p>6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞</p> <p>6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の<u>衰退・損失</u></p> <p>6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県経済等への甚大な影響</p>	改正前 8-2	
	6-4 新幹線等基幹的交通から離島航路など地域生活交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止		改正前 8-2	
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全		改正前 8-1	
	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		改正前 8-4	
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生		改正前 8-5	
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺		改正前 8-6	
	7-4 排水機場、ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生		改正前 7-1～7-6 は改正後の 1～6 へ	
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃			
	7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃			
	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態			
8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態				
8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態				
8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の <u>衰退・喪失</u>				
8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態				
8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県経済等への甚大な影響				
(3) 施策分野		(3) 施策分野		
評価範囲を当初から狭めることがないよう、基本計画の17の施策分野に準じ、13の施策分野（8の個別施策分野、5の横断		評価範囲を当初から狭めることがないよう、基本計画の18の施策分野に準じ、14の施策分野（8の個別施策分野、6の横断	国土強靱化基本計画に合わ	

第3章 脆弱性評価

改正前			改正後			改正理由等																		
<p>的分野)を設定した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>県国土強靱化地域計画</th> <th>国土強靱化基本計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別施策</td> <td>行政機能/警察・消防等/ 防災教育等 住宅・都市 保健医療・福祉 産業・情報通信 交通・物流 農林水産 国土保全 環境</td> <td>行政機能/警察・消防等/ 防災教育等 住宅・都市 保健医療・福祉 エネルギー 金融 情報通 信 産業構造 交通・物流 農林水産 国土保全 土地利用(国 土利用) 環境</td> </tr> <tr> <td>横断的</td> <td>A)リスクコミュニケーション B)人材育成 C)官民連携 D)老朽化対策 E)研究開発 (追加)</td> <td>A)リスクコミュニケーション B)人材育成 C)官民連携 D)老朽化対策 E)研究開発 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>				県国土強靱化地域計画	国土強靱化基本計画		個別施策	行政機能/警察・消防等/ 防災教育等 住宅・都市 保健医療・福祉 産業・情報通信 交通・物流 農林水産 国土保全 環境	行政機能/警察・消防等/ 防災教育等 住宅・都市 保健医療・福祉 エネルギー 金融 情報通 信 産業構造 交通・物流 農林水産 国土保全 土地利用(国 土利用) 環境	横断的	A)リスクコミュニケーション B)人材育成 C)官民連携 D)老朽化対策 E)研究開発 (追加)	A)リスクコミュニケーション B)人材育成 C)官民連携 D)老朽化対策 E)研究開発 (追加)	<p>的分野)を設定した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>県国土強靱化地域計画</th> <th>国土強靱化基本計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別施策</td> <td>行政機能/警察・消防等/ 防災教育等 住宅・都市 保健医療・福祉 産業・情報通信 交通・物流 農林水産 国土保全 環境</td> <td>行政機能/警察・消防等/ 防災教育等 住宅・都市 保健医療・福祉 エネルギー 金融 情報通 信 産業構造 交通・物流 農林水産 国土保全 国土保全 土地利用(国 土利用) 環境</td> </tr> <tr> <td>横断的</td> <td>A)リスクコミュニケーション B)人材育成 C)官民連携 D)老朽化対策 E)研究開発 F)デジタル活用</td> <td>A)リスクコミュニケーション B)人材育成 C)官民連携 D)老朽化対策 E)研究開発 F)デジタル活用</td> </tr> </tbody> </table>				県国土強靱化地域計画	国土強靱化基本計画	個別施策	行政機能/警察・消防等/ 防災教育等 住宅・都市 保健医療・福祉 産業・情報通信 交通・物流 農林水産 国土保全 環境	行政機能/警察・消防等/ 防災教育等 住宅・都市 保健医療・福祉 エネルギー 金融 情報通 信 産業構造 交通・物流 農林水産 国土保全 国土保全 土地利用(国 土利用) 環境	横断的	A)リスクコミュニケーション B)人材育成 C)官民連携 D)老朽化対策 E)研究開発 F)デジタル活用	A)リスクコミュニケーション B)人材育成 C)官民連携 D)老朽化対策 E)研究開発 F)デジタル活用
	県国土強靱化地域計画	国土強靱化基本計画																						
個別施策	行政機能/警察・消防等/ 防災教育等 住宅・都市 保健医療・福祉 産業・情報通信 交通・物流 農林水産 国土保全 環境	行政機能/警察・消防等/ 防災教育等 住宅・都市 保健医療・福祉 エネルギー 金融 情報通 信 産業構造 交通・物流 農林水産 国土保全 土地利用(国 土利用) 環境																						
横断的	A)リスクコミュニケーション B)人材育成 C)官民連携 D)老朽化対策 E)研究開発 (追加)	A)リスクコミュニケーション B)人材育成 C)官民連携 D)老朽化対策 E)研究開発 (追加)																						
	県国土強靱化地域計画	国土強靱化基本計画																						
個別施策	行政機能/警察・消防等/ 防災教育等 住宅・都市 保健医療・福祉 産業・情報通信 交通・物流 農林水産 国土保全 環境	行政機能/警察・消防等/ 防災教育等 住宅・都市 保健医療・福祉 エネルギー 金融 情報通 信 産業構造 交通・物流 農林水産 国土保全 国土保全 土地利用(国 土利用) 環境																						
横断的	A)リスクコミュニケーション B)人材育成 C)官民連携 D)老朽化対策 E)研究開発 F)デジタル活用	A)リスクコミュニケーション B)人材育成 C)官民連携 D)老朽化対策 E)研究開発 F)デジタル活用																						
<p>(4) 評価の実施手順</p> <p>まず、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を部局横断的に調査し、次に、施策分野ごとの状況や課題を分析するとともに、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。</p>			<p>(4) 評価の実施手順</p> <p>まず、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を部局横断的に調査し、次に、施策分野ごとの状況や課題を分析するとともに、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。</p>																					

第3章 脆弱性評価

改正前	改正後	改正理由等
<p>2 評価結果のポイント 評価結果は、付属資料1のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。</p> <p>(1) 一段加速した防災・減災対策の推進が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動により激甚化・頻発化する豪雨や大規模な地震の発生など、自然災害による深刻な被害を回避するため、『災害から命を守る』ことを最優先の課題とし、被害を未然に防止・軽減するためのハード対策を強化するとともに、<u>住民の迅速かつ確実な避難行動につなげる</u>住民目線に立ったソフト対策に取り組むなど、一体的・総合的な防災・減災対策を講じる必要がある。 ・ いかなる大規模自然災害においても、人命を守り、迅速な応急対策を講じるためには、<u>災害等における防災・危機管理体制の充実・強化が重要である。庁舎等の耐震化等の推進、代替施設での業務継続等も見据えた行政の事業継続のための計画（BCP）の改善や相互応援体制の強化など複数の対策により災害時の行政機能の維持を図るとともに、市町村や県民に適切な情報を迅速かつ確実に伝達する体制を整備する必要がある。さらに、平時からの効果的な訓練の実施等により、対応力の向上を図る必要がある。</u> 	<p>2 評価結果のポイント 評価結果は、付属資料1のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。</p> <p>(1) 一段加速した防災・減災対策の推進が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動により激甚化・頻発化する豪雨や大規模な地震の発生など、自然災害による深刻な被害を回避するため、『災害から命を守る』ことを最優先の課題とし、被害を未然に防止・軽減するためのハード対策を強化するとともに、<u>避難指示等の防災情報が住民へくまなく伝達され、適切な避難行動に結びつく</u>住民目線に立ったソフト対策に取り組むなど、一体的・総合的な防災・減災対策を講じる必要がある。 ・ いかなる大規模自然災害においても、人命を守り、迅速な応急対策を講じるため、<u>災害経験を踏まえた防災・危機管理体制の充実・強化に取り組むとともに、適切な避難行動に結びつくような情報伝達と、より実践的な教育や訓練の実施について、市町村・関係機関と連携して対応する必要がある。</u> <u>高齢者や障害者等の要配慮者については、円滑・迅速な避難のための支援など、防災の様々な場面において、市町村や福祉関係機関等と連携したきめ細かな対策が必要である。</u> <u>また、被災者への的確な支援や早期の生活再建のため被災自治体が迅速・的確に災害対応業務を遂行できるように、行政の事業継続のための計画（BCP）の実効性を確保するとともに、広域的な応援・受援体制を継続的に強化していく必要がある。</u> 	<p>新潟県総合計画に合わせた改正 第6章 1(1)</p> <p>新潟県総合計画に合わせた改正 第6章 1(1)</p>

第3章 脆弱性評価

改正前	改正後	改正理由等
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>人口の減少・高齢化、過疎化・都市化等により、地域社会の担い手不足や高齢化等が進み、災害対応における地域の互助・共助力の低下が懸念されている。今後、その傾向は更に強まり、次の世代はより厳しい社会環境下で防災に対応しなければならぬと考えられる。県民一人一人の防災意識の向上、地域防災を担う組織の育成、多様な主体の連携等を進め、あらゆる主体の力を集めて効果的に災害に対応する必要がある。</u> <p>(2) 安全・安心な地域を支える基盤づくりの推進が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県においては、これまで多くの自然災害に見舞われてきたが、広い県土と長大な河川や海岸線、多くの中山間地を有し、防災・減災に資する施策が、いまだ道半ばの段階にあるものが多い。また高度成長期などに多数整備された橋梁や防災施設などの社会基盤の老朽化が課題となっている。今後も、防災・減災対策、老朽化対策等を着実に進める必要がある。 ・ 高速道路など本県を經由あるいは起点とする広域的なネットワークが一旦途絶すると、その影響は、本県のみならず、全国的に波及するおそれがあることから、高速道路などの更なる整備や管理者間の垣根を越えた陸・海・空の輸送モード間の連携により、交通ネットワークの多重性を確保する必要がある。 ・ 物流や旅客輸送の拠点となる港湾や空港、鉄道の各施設は、災害時においても避難や物資輸送の重要な拠点である。施設周辺の河川海岸等の整備を含め、施設の耐災害性の向上を図る必要がある。また、いずれかの施設が被災した場合においても、複数の交通手段で機能の代替性が確保されるよう広域的、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢化の進展や人口減少、過疎化・都市化により、地域社会の担い手不足や地域住民の結びつきが希薄化してきており、個人や自主防災組織等の防災活動の低下による、地域防災力の低下が懸念されている中、行政が個人や自主防災組織等の防災活動を支援するとともに、地域における様々な主体との連携を促進することにより、地域防災力の充実強化を図っていく必要がある。</u> <p>(2) 安全・安心な地域を支える基盤づくりの推進が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県においては、これまで多くの自然災害に見舞われてきたが、広い県土と長大な河川や海岸線、多くの中山間地を有し、防災・減災に資する施策が、いまだ道半ばの段階にあるものが多い。また高度成長期などに多数整備された橋梁や防災施設などの社会基盤の老朽化が課題となっている。今後も、防災・減災対策、老朽化対策等を着実に進める必要がある。 ・ 高速道路など本県を經由あるいは起点とする広域的なネットワークが一旦途絶すると、その影響は、本県のみならず、全国的に波及するおそれがあることから、高速道路などの更なる整備や管理者間の垣根を越えた陸・海・空の輸送モード間の連携により、交通ネットワークの多重性を確保する必要がある。 ・ 物流や旅客輸送の拠点となる港湾や空港、鉄道の各施設は、災害時においても避難や物資輸送の重要な拠点である。施設周辺の河川海岸等の整備を含め、施設の耐災害性の向上を図る必要がある。また、いずれかの施設が被災した場合においても、複数の交通手段で機能の代替性が確保されるよう広域的、 	<p>新潟県総合計画に合わせた改正 第6章 1(1)</p>

第3章 脆弱性評価

改正前	改正後	改正理由等
<p>狭域的なネットワークを構築する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等の拠点間を結ぶ交通ネットワークについては、被災等により、その役割を果たせなくなることがないように、施設の耐震化や防災・減災対策の推進、雪害対策の推進、適切な維持管理、補修及び更新を行う必要がある。 大規模自然災害の発生後に、県民の生活・地域・経済の機能を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするためには、企業（中小企業も含む。）の事業継続計画（BCP）策定のさらなる推進やサプライチェーンの維持に欠かせないエネルギーの安定供給の確保が重要である。このため、個別企業のBCP策定に加え、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー関係施設の耐災害性の向上、防災体制の強化等を促進する必要がある。 <p>(3) 安全で安心なまちづくりの推進が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に人命を守るとともに、県民の安全・安心を確保するためには、医療機関の機能が失われないことや救命・救助体制の充実強化、障害児・者や高齢者など要配慮者を支援する体制の構築が重要となる。このため、災害拠点病院を含む医療施設・福祉施設の耐震化や被災地内での避難生活が困難な要配慮者等の広域的な支援体制構築、災害時における水・食料の確保などに係る取組を進める必要がある。 災害時に学校施設の倒壊等による児童生徒の人的被害を避けるとともに、安全な避難所の確保として学校施設の耐震化は重要である。<u>学校施設の耐震対策が完了していない施設について早期に対策を完了させる必要がある。</u>また、学校施設の耐久性を高めるとともに、社会環境や教育環境の変化に対応 	<p>狭域的なネットワークを構築する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等の拠点間を結ぶ交通ネットワークについては、被災等により、その役割を果たせなくなることがないように、施設の耐震化や防災・減災対策の推進、雪害対策の推進、適切な維持管理、補修及び更新を行う必要がある。 大規模自然災害の発生後に、県民の生活・地域・経済の機能を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするためには、企業（中小企業も含む。）の事業継続計画（BCP）策定のさらなる推進やサプライチェーンの維持に欠かせないエネルギーの安定供給の確保が重要である。このため、個別企業のBCP策定に加え、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー関係施設の耐災害性の向上、防災体制の強化等を促進する必要がある。 <p>(3) 安全で安心なまちづくりの推進が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に人命を守るとともに、県民の安全・安心を確保するためには、医療機関の機能が失われないことや救命・救助体制の充実強化、障害児・者や高齢者など要配慮者を支援する体制の構築が重要となる。このため、災害拠点病院を含む医療施設・福祉施設の耐震化や被災地内での避難生活が困難な要配慮者等の広域的な支援体制構築、災害時における水・食料の確保などに係る取組を進める必要がある。 災害時に学校施設の倒壊等による児童生徒の人的被害を避けるとともに、<u>学校施設の多くが指定避難所に指定されていることも踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策による施設の安全確保を進める必要がある。</u>また、学校施設の耐久性を高めるとともに、社会環境や教育環境の変化に対応した機能向上 	<p>文言修正</p>

第3章 脆弱性評価

改正前	改正後	改正理由等
<p>した機能向上を図る必要がある。</p> <p>(4) 自然環境の保全と農産漁村の多面的機能の維持・発揮が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県は、緑豊かな山並みに囲まれ、日本海に向かって肥沃で広大な平野が開け、県土面積の約 25%を占める自然公園は北海道に次ぐ広さとなっている。この豊かで多様な自然環境は、きれいな空気や水を育み、生活に安らぎと潤いをもたらすなど、安全で安心な暮らしの基盤となっていることから、災害によって漏洩・飛散などした有害物質による環境影響の把握と対策や災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に行う必要がある。 農山漁村は、国土保全、水源涵養、景観形成等の多面的機能を有しており、その恩恵は広く国民が享受している。しかしながら、近年、就業者の減少や高齢化により、地域資源の保全や多面的機能を支える農林漁業者の共同活動が困難になりつつあることから、地域全体として保全管理活動を進める必要がある。 <p>(5) 国や市町村、民間等と連携した取組の推進が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 強靱化の取組を実効性あるものとするためには、国や市町村、民間等の幅広い関係者と連携して推進することが重要である。特に、日本海側の交通ネットワークの結節点に位置する本県の強靱化は、国全体の強靱化にも寄与するものであることから、県としての役割等を踏まえつつ、国等と連携した取組を推進することが必要である。また、都道府県間の相互応援の実効性を確保するためには、災害時の相互応援協定に基づく 	<p>を図る必要がある。</p> <p>(4) 自然環境の保全と農山漁村の多面的機能の維持・発揮が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県は、緑豊かな山並みに囲まれ、日本海に向かって肥沃で広大な平野が開け、県土面積の約 25%を占める自然公園は北海道に次ぐ広さとなっている。この豊かで多様な自然環境は、きれいな空気や水を育み、生活に安らぎと潤いをもたらすなど、安全で安心な暮らしの基盤となっていることから、災害によって漏洩・飛散などした有害物質による環境影響の把握と対策や災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に行う必要がある。 農山漁村は、国土保全、水源涵養、景観形成等の多面的機能を有しており、その恩恵は広く国民が享受している。しかしながら、近年、就業者の減少や高齢化により、地域資源の保全や多面的機能を支える農林漁業者の共同活動が困難になりつつあることから、地域全体として保全管理活動を進める必要がある。 <p>(5) 国や市町村、民間等と連携した取組の推進が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 強靱化の取組を実効性あるものとするためには、国や市町村、民間等の幅広い関係者と連携して推進することが重要である。特に、日本海側の交通ネットワークの結節点に位置する本県の強靱化は、国全体の強靱化にも寄与するものであることから、県としての役割等を踏まえつつ、国等と連携した取組を推進することが必要である。また、都道府県間の相互応援の実効性を確保するためには、災害時の相互応援協定に基づく 	<p>誤字修正</p>

第3章 脆弱性評価

改正前	改正後	改正理由等
<p>平時からの取組の推進などにより、平素からの顔の見える関係を構築するとともに、最新の知見等を踏まえ必要に応じ協定内容の見直し等を行う必要がある。</p>	<p>平時からの取組の推進などにより、平素からの顔の見える関係を構築するとともに、最新の知見等を踏まえ必要に応じ協定内容の見直し等を行う必要がある。</p>	

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>第4章 強靱化の推進方針</p> <p>脆弱性評価結果を勘案し、本計画における推進方針の柱立てと施策の方向性を設定した。柱立てごとの推進方針は以下のとおりとする。</p> <p>1 一段加速した防災・減災対策の推進</p> <p>(1) 県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策の推進</p> <p>【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア <u>気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、災害から県民の命と暮らしを守るハード対策と住民目線に立ったソフト対策をあらゆる関係者が協働して流域全体で推進する流域治水に取り組むなど、ハード・ソフト対策をもう一段加速し、一体的・総合的に推進することにより強靱な県土をつくり、自然災害によって尊い命や財産が失われることのない社会を実現する。</u></p> <p>イ 県内でも顕在化し、将来ますます大きくなると予想される気候変動の影響に対処するため、<u>地域気候変動適応計画を策定し、県民の生命・財産を守るための防災・減災対策等を推進する。</u></p> <p>ウ 各市町村等において、地域の防災基盤の向上のため、耐震性貯水槽等の計画的な整備を進める。県においては、市町村の耐震性貯水槽等の整備にかかる国の補助金事務を適切に行う。</p>	<p>第4章 強靱化の推進方針</p> <p>脆弱性評価結果を勘案し、本計画における推進方針の柱立てと施策の方向性を設定した。柱立てごとの推進方針は以下のとおりとする。</p> <p><u>(個別施策分野の推進方針)</u></p> <p>1 一段加速した防災・減災対策の推進</p> <p>(1) 県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策の推進</p> <p>【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア <u>気候変動に伴い災害に対してハード対策を効果的に進めるとともに、住民目線に立ったソフト対策を関係機関・団体等と連携して取り組むなど、流域治水の考え方に基づいてハード・ソフト対策を着実に推進することにより強靱な県土をつくり、自然災害によって尊い命や財産が失われることのない社会を実現する。</u></p> <p>イ 県内でも顕在化し、将来ますます大きくなると予想される気候変動の影響に対処するため、<u>新潟県気候変動適応計画(令和3年3月策定)により、</u>県民の生命・財産を守るための防災・減災対策等を推進する。</p> <p>ウ 各市町村等において、地域の防災基盤の向上のため、耐震性貯水槽等の計画的な整備を進める。県においては、市町村の耐震性貯水槽等の整備にかかる国の補助金事務を適切に行う。</p>	<p>国土強靱化基本計画に合わせた項目を追記</p> <p>新潟県総合計画第6章 1(1)「めざす姿」の文言に合わせた改正</p> <p>県計画策定に伴う文言改正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>【住宅・都市】</p> <p>ア 市町村が復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備の取組を進められるよう支援する。</p> <p><u>イ 県営住宅入居者の生命・財産を守るだけでなく、大災害時の仮入居先として確保するため、耐震改修工事を順次実施する。</u></p> <p><u>ウ 新潟県耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化やブロック塀の安全対策を推進するため、市町村と協調した支援を行うとともに、関係団体との連携による普及啓発等に取り組む。</u></p> <p><u>エ 災害危険区域内又はがけ地に近接する住宅の移転を促進するため、市町村と協調した支援を行う。</u></p> <p>【交通・物流】</p> <p>大規模自然災害時には、救命救急、消火活動、応急復旧や物資の輸送など広域的な救急活動を展開する必要があることから、市町村の庁舎、救援物資等の備蓄地点などの防災拠点へアクセスする緊急輸送道路等の整備を推進する。</p>	<p><u>エ 災害からの復旧・復興の迅速化に資する地籍調査を推進する。</u></p> <p>【住宅・都市】</p> <p>ア 市町村が復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備の取組を進められるよう支援する。</p> <p>削除</p> <p><u>イ 新潟県耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化やブロック塀の安全対策を推進するため、市町村と協調した支援を行うとともに、関係団体との連携による普及啓発等に取り組む。</u></p> <p><u>ウ 災害危険区域内又はがけ地に近接する住宅の移転を促進するため、市町村と協調した支援を行う。</u></p> <p>【交通・物流】</p> <p><u>ア 大規模自然災害時には、救命救急、消火活動、応急復旧や物資の輸送など広域的な救急活動を展開する必要があることから、市町村の庁舎、救援物資等の備蓄地点などの防災拠点へアクセスする緊急輸送道路等の整備を推進する。</u></p> <p><u>イ 平時はもとより、地震発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾施設が緊急輸送ネットワーク</u></p>	<p>新潟県総合計画 第6章 1(1) に合わせた改正</p> <p>新潟県総合計画 第6章 1(1)</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>【国土保全】</p> <p>ア 広い県土と長大な河川や海岸線を有し、また、脆弱な山地が多くを占めるなか、近年、気候変動により豪雨が激甚化・頻発化し、現行施設の能力を上回る災害により甚大な被害が広範囲で発生していることを踏まえ、災害を未然に防ぐ治山・海岸保全施設などの着実なハード整備と避難等のソフト対策を一体的・総合的に組み合わせ、県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策を推進する。</p> <p>イ 自然災害により被災した公共土木施設等は、早期の復旧を行うとともに、<u>激甚な一般被害が発生した場合は、改良復旧事業等の制度活用により、同様規模の自然災害においても再度の災害を防止できる水準を目指し、緊急的なハード対策を講じる。</u></p> <p>ウ 被害を未然に防止・軽減するための<u>事前対応</u>として、河川改修事業やダム建設事業などのハード整備及び既存施設の機能保全・向上を着実に進める。</p> <p>エ 被害を未然に防止・軽減するための<u>事前対応</u>として、砂浜の養浜や海岸保全施設の整備等のハード整備を着実に進める。</p>	<p><u>クの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や圏域総合水産基盤整備事業計画に位置付け、施設整備に努める。</u></p> <p>【国土保全】</p> <p>ア 広い県土と長大な河川や海岸線を有し、また、脆弱な山地が多くを占めるなか、近年、気候変動により豪雨が激甚化・頻発化し、現行施設の能力を上回る災害により甚大な被害が広範囲で発生していることを踏まえ、災害を未然に防ぐ治山・海岸保全施設などの着実なハード整備と避難等のソフト対策を一体的・総合的に組み合わせ、県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策を推進する。</p> <p>イ 自然災害により被災した公共土木施設等は、早期の復旧を行うとともに、<u>甚大な家屋等被害が発生した場合は、</u>同様規模の自然災害においても再度の災害を防止できる水準を目指し、緊急的なハード対策を講じる。</p> <p>ウ 被害を未然に防止・軽減するための<u>事前防災対策</u>として、河川改修事業やダム建設事業などのハード整備及び既存施設の機能保全・向上を着実に進める。</p> <p>エ 被害を未然に防止・軽減するための<u>事前防災対策</u>として、砂浜の養浜や海岸保全施設の整備等のハード整備を着実に進める。</p>	<p>に合わせた改正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>オ 災害発生時の応援協定を関係団体と締結し、日頃から連携を取るとともに、国などと大規模な災害発生時の対応方策について推進する。</p> <p>カ <u>豪雨及び火山噴火等に伴う土砂災害から人命・財産を守るため、自力での避難が困難な要配慮者利用施設や防災拠点等を優先し、砂防関係施設の整備を推進する。</u></p> <p>キ <u>土砂災害により社会経済上重要な施設や避難所・避難路の被災する危険性が高い箇所において、砂防施設の整備を推進する。また、土砂・流木被害、土砂・洪水氾濫等の危険性が高い箇所において、砂防施設の整備を推進する。</u></p> <p>ク 土砂災害発生時に被災状況を調査し、被害拡大防止のための応急対策工事を実施し二次災害防止を図るとともに、迅速な再度災害防止対策を実施する。</p> <p>ケ 集落雪崩災害に対する安全度向上のため、集落雪崩対策事業を推進する。</p> <p>(2) 防災・危機管理体制の強化 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 大規模自然災害等の発生時においても業務を継続するために、重要な情報システム等の復旧・運用継続に係る新潟県 ICT</p>	<p>オ 災害発生時の応援協定を関係団体と締結し、日頃から連携を取るとともに、国などと大規模な災害発生時の対応方策について推進する。</p> <p>カ <u>多くの人家や基礎的・基幹的なインフラ施設（幹線となる道路網など）、要配慮者利用施設の安全確保や円滑な避難を確保（避難所等の保全）するための砂防関係施設の整備を行うことで、より効率的・効果的に、土砂災害から県民の命と暮らしを守る土砂災害対策に取り組む。</u></p> <p>キ</p> <p>ク 土砂災害発生時に被災状況を調査し、被害拡大防止のための応急対策工事を実施し二次災害防止を図るとともに、迅速な再度災害防止対策を実施する。</p> <p>ケ 集落雪崩災害に対する安全度向上のため、集落雪崩対策事業を推進する。</p> <p>(2) 防災・危機管理体制の強化 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 大規模自然災害等の発生時においても業務を継続するために、<u>新潟県業務継続方針及び新潟県業務継続計画(自然災害等・</u></p>	<p>新潟県総合計画 第6章 1(1) に合わせた改正</p> <p>文言修正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>業務継続計画の見直しを進める。</p> <p>イ 災害等の発生に際し、<u>直ちに対策本部を立ち上げ</u>、迅速な情報の収集・伝達などを行い、市町村や関係機関等との連携を図りながら的確な対応を実施するため、危機管理センターや総合防災情報システムなど、対応の基盤となる施設・設備を的確に稼働させる。</p> <p>ウ 災害時に行政機能が発揮できるように非常用発電機のメンテナンスを適切に行う必要がある。また、非常用発電機故障を想定した訓練を実施し、対応方法を確認する。</p> <p>エ 地域機関は、大規模自然災害時の対応拠点施設となることから、機能不全に至らぬよう老朽化した非常用発電設備の更新や給水設備の更新に合わせ高置水槽方式を取り止めるなどの耐震化を進める。</p> <p>オ <u>県と県内市町村の「チームにいがた」相互応援協定に基づく活動の推進や、これまで培った災害対応業務の知見やシステムツールを活用し、業務の標準化を更に進める。また、被災市町村の業務を着実に継続するため、BCP や受援計画の策定支援を</u></p>	<p><u>本庁舎版)の実効性向上に取り組むとともに、重要な情報システム等の復旧・運用継続に係る新潟県 ICT 業務継続計画を更新する。</u></p> <p>イ 災害等の発生に際し、<u>直ちに体制を整え</u>、迅速な情報の収集・伝達などを行い、市町村や関係機関等との連携を図りながら的確な対応を実施するため、危機管理センターや総合防災情報システムなど、対応の基盤となる施設・設備を的確に稼働させる。</p> <p>ウ 災害時に行政機能が発揮できるように非常用発電機のメンテナンスを適切に行う必要がある。また、非常用発電機故障を想定した訓練を実施し、対応方法を確認する。<u>同様に、無線回線が正常に機能するよう適切な保守管理を行うとともに、設備の計画的な修繕・更新に努める。加えて設備を正しく操作できるよう訓練等を通じて職員の操作習熟を図る。</u></p> <p>エ 地域機関は、大規模自然災害時の対応拠点施設となることから、機能不全に至らぬよう老朽化した非常用発電設備の更新や給水設備の更新に合わせ高置水槽方式を取り止めるなどの耐震化を進める。</p> <p>オ 「チームにいがた」相互応援協定に基づく活動の推進や<u>研修のほか、共通システムの利用やマニュアルを整備し、業務の標準化を更に進める。また、被災市町村が業務を継続し、応援を円滑に受け入れるため、BCP や受援計画の策定を支援する。</u></p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>行う。</p> <p>カ 県民の暮らしを脅かす様々な危機に的確に対応するためには、生活環境・医療福祉・産業経済・土木建築・教育など多方面にわたる関連施策の有機的な連携が必要となる。このため、県民、地域、企業・団体などのあらゆる主体の防災の取組を促進するとともに、相次ぐ自然災害からの教訓等を踏まえ、防災・危機管理体制の充実・強化や地域防災計画の見直し、広域避難対策への取組等により、関連施策の一体的な推進を図り、併せて、積極的に情報発信していく。</p> <p>キ <u>中越地震、中越沖地震や東日本大震災等での対応で指摘された課題を踏まえ、県災害対策本部の組織及び体制の充実・強化を図り、図上訓練を含めた多彩な手法による実践的・効果的な訓練の実施により、危機等の発生時における対応力を向上させる。</u></p> <p>ク 災害対応業務の標準化推進、災害対応に資する情報収集・提供の高度化等により災害対応力を強化するとともに、大規模自然災害時に優先すべき業務やそれぞれの業務の相互依存性の確認、業務の補完体制の整備と災害時に最低限必要な人員の確保や関係機関・団体等との連携強化等について検討を進める。</p> <p>ケ 緊急消防援助隊の体制強化等を図るため、市町村等と連携し、緊急消防援助隊の増隊を進める。</p>	<p>カ 県民の暮らしを脅かす様々な危機に的確に対応するためには、生活環境・医療福祉・産業経済・土木建築・教育など多方面にわたる関連施策の有機的な連携が必要となる。このため、県民、地域、企業・団体などのあらゆる主体の防災の取組を促進するとともに、相次ぐ自然災害からの教訓等を踏まえ、防災・危機管理体制の充実・強化や地域防災計画の見直し、広域避難対策への取組等により、関連施策の一体的な推進を図り、併せて、積極的に情報発信していく。</p> <p>キ <u>過去の災害対応で指摘された課題を踏まえ、</u>県災害対策本部の組織及び体制の充実・強化を図り、図上訓練を含めた多彩な手法による実践的・効果的な訓練の実施により、危機等の発生時における対応力を向上させる。</p> <p>ク 災害対応業務の標準化推進、災害対応に資する情報収集・提供の高度化等により災害対応力を強化するとともに、大規模自然災害時に優先すべき業務やそれぞれの業務の相互依存性の確認、業務の補完体制の整備と災害時に最低限必要な人員の確保や関係機関・団体等との連携強化等について検討を進める。</p> <p>ケ 緊急消防援助隊の体制強化等を図るため、市町村等と連携し、緊急消防援助隊の増隊を進める。</p>	<p>文言修正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>コ 消防の救助・救急活動や警戒等に必要な通信機能や資機材等について、整備、高度化を推進する。</p> <p>サ 災害警備訓練施設の運用実績を積み重ね、より実戦的な災害警備訓練ができるよう改善を図る。</p> <p>シ 専門的スキルを有する広域技能指導官を中心とした災害対処訓練及び検討会を継続実施し、北海道、警視庁及び6管区警察局で開催する広域緊急援助隊合同訓練の充実を図る。</p> <p>ス <u>「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき整備する装備資機材（救命ボート、バックホウ等）について活用実績等を検証し、装備資機材の充実強化を推進する。</u></p> <p>セ 新潟空港には4つの救難機関が在駐しているが、空港自体が海及び阿賀野川河口に面しており、<u>大規模災害</u>により空港施設が水没すると全救難機関の活動拠点を失うこととなるため、代替活動拠点の確保を検討する。</p> <p>ソ <u>大規模災害</u>発生時にはヘリテレによる早期の情報収集が不可欠であるが、現在警察が保有するヘリテレ基地局2局だけでは、特に新潟県魚沼地方のヘリテレ配信が不可能であるため、<u>大規模災害</u>発生時の速やかな情報収集のためにも、ヘリテレ基地局の増設の可能性を検討する。 「ヘリテレ」～航空機から映像をリアルタイムに地上に送信</p>	<p>コ 消防の救助・救急活動や警戒等に必要な通信機能や資機材等について、整備、高度化を推進する。</p> <p>サ 災害警備訓練施設の運用実績を積み重ね、より実戦的な災害警備訓練ができるよう改善を図る。</p> <p>シ 災害現場における広域緊急援助隊員の対処能力の維持・向上を図るため、引き続き専門的スキル及び知識を有する広域技能指導官を派遣するほか、関係機関とのより高度かつ実践的な広域緊急援助隊合同訓練を実施するために必要な検討を行う。</p> <p>ス <u>広域緊急援助隊の災害時の救出救助活動に必要な資機材（近年の豪雨災害用等への対応に当たり不足が確認された水難救助セット）の更新整備を実施する。</u></p> <p>セ 新潟空港には4つの救難機関が在駐しているが、空港自体が海及び阿賀野川河口に面しており、<u>大規模自然災害</u>により空港施設が水没すると全救難機関の活動拠点を失うこととなるため、代替活動拠点の確保を検討する。</p> <p>ソ <u>大規模自然災害</u>発生時にはヘリテレによる早期の情報収集が不可欠であるが、現在警察が保有するヘリテレ基地局2局だけでは、特に新潟県魚沼地方のヘリテレ配信が不可能であるため、<u>大規模自然災害</u>発生時の速やかな情報収集のためにも、ヘリテレ基地局の増設の可能性を検討する。 「ヘリテレ」～航空機から映像をリアルタイムに地上に送信</p>	<p>時点更新等</p> <p>語句の統一</p> <p>語句の統一</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>するシステムである「ヘリコプターテレビ中継システム」の略称。</p> <p><u>タ 新潟県の発災率、災害時の活動実績、新潟県の地理的・気象特性を考慮すると、大規模災害が発生した場合には最低限現在警察が保有する3機体制を維持しなければ災害対応が困難となるため、現体制の強化を図る。</u></p> <p>チ 現在運用中の通信指令施設が老朽化している現状から、現通信施設より堅牢かつ高度な施設の設置とそれに伴う平素の習熟訓練と有事を想定しての計画的な訓練を推進する。</p> <p><u>ツ 防災対策を検討するに当たっては、男女共同参画の基本的方針の下、女性ならではの視点も取り入れられる体制づくりに継続して取り組む。</u></p> <p>テ 災害や重大な危機の発生に備え、24時間監視など平時の危機管理を引き続き適切に行う。また、市町村では持ち得ない広域的情報・専門的判断を的確に伝達して、市町村長の判断を支援する。</p>	<p>するシステムである「ヘリコプターテレビ中継システム」の略称。</p> <p>削除</p> <p><u>タ 現在運用中の通信指令システムの更新時期を迎えるに当たり</u> 現通信施設より堅牢かつ高度な施設の設置とそれに伴う平素の習熟訓練と有事を想定しての計画的な訓練を推進する。</p> <p>チ <u>防災に関する施策・方針決定過程及び防災現場においては、女性や高齢者、障害者などの多様な視点を反映させ、きめ細かな対策を講じる。</u></p> <p><u>ツ 災害や重大な危機の発生に備え、24時間監視など平時の危機管理を引き続き適切に行う。また、住民の迅速かつ確実な避難行動につなげるため、身近な河川状況等の防災情報をきめ細やかにかつ切迫感が伝わるように、ITやIoTなど様々な技術を活用し、防災アプリやLアラート()などで情報発信するとともに、市町村の適切な避難指示等の発令支援を行う。</u> <u>Lアラート：災害発生時に、地方公共団体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤。</u></p>	<p>時点更新等</p> <p>時点更新等</p> <p>新潟県総合計画第6章 1(1)に合わせた改正</p> <p>新潟県総合計画第6章 1(1)に合わせた改正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>ト <u>災害対応の知見が組織として継続的に蓄積される仕組みの構築に取り組むとともに、多様な手法により防災に携わる人材の育成を図る。</u></p> <p>ナ 気象災害予測や技術を有する研究機関等と連携し、より詳細で、かつ分かりやすい防災情報を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を推進する。</p> <p>ニ <u>最新の知見や社会情勢を踏まえた地震被害想定を進め、パソコン上で稼働する地震被害想定システムを開発し、市町村や関係機関での活用を図る。</u></p> <p>又 避難所となる<u>県立学校</u>については、避難所を指定する市町村と連携しつつ、避難所機能の向上につながる施設整備を進める。</p> <p>【住宅・都市】 災害時の運転管理マニュアルや応急対策マニュアル等を作成し、市町村の支援や、災害時に必要な資材の備蓄や確保、施設台帳の整理、防災訓練、流域下水道が使用不可能時の市町村から住民への周知体制を整備するとともに、被災後は、被災施設の復旧</p>	<p>テ <u>災害対応の知見の組織的な蓄積、防災に携わる人材の育成等により、県庁全体の危機管理能力を向上させる。</u></p> <p>ト 気象災害予測や技術を有する研究機関等と連携し、より詳細で、かつ分かりやすい防災情報を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を推進する。</p> <p>ナ 最新の知見や社会情勢を踏まえた地震被害想定を<u>基礎として施策を実施するため、パソコン上で稼働する地震被害想定システムの活用を市町村や関係機関へ促す。</u></p> <p>ニ <u>災害時の避難所運営が円滑に行われるように、研修・訓練の実施や避難所の運営体制構築支援等により、市町村の取組を支援する。また、避難所における良好な生活環境の確保に必要な設備、備品等の整備を進めるとともに、市町村の避難所環境改善に係る取組を支援する。</u></p> <p>又 避難所となる<u>県立施設</u>については、避難所を指定する市町村と連携しつつ、避難所機能の向上につながる施設整備を進める。</p> <p>【住宅・都市】 災害時の運転管理マニュアルや応急対策マニュアル等を作成し、市町村の支援や、災害時に必要な資材の備蓄や確保、施設台帳の整理、防災訓練、流域下水道が使用不可能時の市町村から住民への周知体制を整備するとともに、被災後は、被災施設の復旧</p>	<p>新潟県総合計画 第6章 1(1) に合わせた改正</p> <p>内容の時点更新</p> <p>中期計画、R6 検討 会報告を踏まえて追加</p> <p>文言修正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。また、新設及び既存施設については耐震対策を講ずるように努め、老朽化した下水道等施設についてはストックマネジメント計画を作成し、下水道管理者はその適切な維持管理に努める。</p> <p>【保健医療・福祉】 外国人に対しては、多言語による情報提供等を行う多言語支援窓口の設置・運営や通訳・翻訳ボランティア等が必要になることから、県、市町村等関係団体が協働して、多言語支援体制を構築する。</p> <p>【産業・情報通信】 災害対応業務の標準化推進、災害対応に資する情報収集・提供の高度化等により災害対応力を強化するとともに、大規模自然災害時に優先すべき業務やそれぞれの業務の相互依存性の確認、業務の補完体制の整備と災害時に最低限必要な人員の確保や関係機関・団体等との連携強化等について検討を進める。(1(2)【行政機能/警察・消防等/防災教育等】ク再掲)</p> <p>【交通・物流】 災害発生時は、迅速に正確な情報を港湾、空港、鉄道の各施設を利用する旅客に対しても提供する必要があるため、関係機関と</p>	<p>計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。また、新設及び既存施設については耐震対策を講ずるように努め、老朽化した下水道等施設についてはストックマネジメント計画を作成し、下水道管理者はその適切な維持管理に努める。</p> <p>【保健医療・福祉】 <u>ア</u> 外国人に対しては、多言語による情報提供等を行う多言語支援窓口の設置・運営や通訳・翻訳ボランティア等が必要になることから、県、市町村等関係団体が協働して、多言語支援体制を構築する。</p> <p><u>イ</u> <u>市町村が行う避難行動要支援者の個別避難計画策定が促進されるよう、県は、広域的自治体として、市町村、住民、自主防災組織、福祉・医療関係者、関係機関等が連携して計画作成や計画の実効性を高めるための体制づくりの支援を行う。</u></p> <p>【産業・情報通信】 災害対応業務の標準化推進、災害対応に資する情報収集・提供の高度化等により災害対応力を強化するとともに、大規模自然災害時に優先すべき業務やそれぞれの業務の相互依存性の確認、業務の補完体制の整備と災害時に最低限必要な人員の確保や関係機関・団体等との連携強化等について検討を進める。(1(2)【行政機能/警察・消防等/防災教育等】ク再掲)</p> <p>【交通・物流】 災害発生時は、迅速に正確な情報を港湾、空港、鉄道の各施設を利用する旅客に対しても提供する必要があるため、関係機関と</p>	<p>新潟県総合計画 第6章 1(1) に合わせた追加</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>の連携構築など旅客に対する情報伝達体制を強化する。外国人に対しては、多言語による情報提供等を行う多言語支援窓口の設置・運営や通訳・翻訳ボランティア等が必要になることから、県、市町村等関係団体が協働して、多言語支援体制を構築する。(後段1(2)【保健医療・福祉】再掲)</p> <p><u>(3) 県民の防災意識・地域防災力の向上</u> 【行政機能/警察・消防等/防災教育等】</p> <p>ア 各機関の地域防災計画及び各種整備計画の見直しや策定等を行う際の基礎資料として、地震被害想定調査結果を利用し、各種計画の充実を図る。併せて、想定被害を認識することで、事前の対策・準備を促進するための啓発を行う。</p> <p>イ <u>災害による被害を最小限にとどめるために、行政による対応(公助)に加え、県民一人ひとりの防災意識の向上や地域コミュニティ、ボランティア、NPO、企業・団体など多様な主体の連携による自助・互助・共助の取組を推進する。</u></p> <p>ウ <u>地域の災害リスクの認識を高めるためのリスク情報の収集・提供や防災教育、保険・共済制度普及の取組等により、避難活動等に関する県民の自助の取組に対する意識啓発を図る。</u></p>	<p>の連携構築など旅客に対する情報伝達体制を強化する。外国人に対しては、多言語による情報提供等を行う多言語支援窓口の設置・運営や通訳・翻訳ボランティア等が必要になることから、県、市町村等関係団体が協働して、多言語支援体制を構築する。(後段1(2)【保健医療・福祉】再掲)</p> <p><u>(3) 地域防災力の充実・強化</u> 【行政機能/警察・消防等/防災教育等】</p> <p>ア 各機関の地域防災計画及び各種整備計画の見直しや策定等を行う際の基礎資料として、地震被害想定調査結果を利用し、各種計画の充実を図る。併せて、想定被害を認識することで、事前の対策・準備を促進するための啓発を行う。</p> <p>イ <u>人口減少や高齢化等が進む中、自主防災組織、消防団、企業・団体、学校等の地域の多様な主体が災害時に力を合わせる事が重要となっている。地域の実情に応じて、確実かつ円滑に避難誘導や安否確認、避難所運営支援等を行えるよう、地域が行う計画・体制づくり(「地区防災計画」の作成)や訓練等の取組を支援する。</u></p> <p>ウ <u>県民一人一人が普段から災害に対しどのように備え、災害に関する情報に対してどう行動したらよいかを考え、準備や対策を講じる「自助」の取組が重要であることから、市町村とともに県民への防災に関する知識の普及や避難に対する意識の醸成を推進する。</u></p>	<p>新潟県総合計画 第6章 1(1) に合わせた改正</p> <p>新潟県総合計画 第6章 1(1) に合わせた改正</p> <p>新潟県総合計画 第6章 1(1) に合わせた改正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>エ <u>人口減少や少子高齢化など社会情勢の大きな変化に対応するため、自主防災組織の強化や実践的な防災訓練の実施のほか、平時から防災ボランティアや地域に密着した企業・団体等の活動との連携などを通じて地域防災力の向上を図る。</u></p> <p>オ <u>地域防災力の中核である消防団の体制強化等を図るため、市町村等と連携し、消防団員の確保・人材育成を進める。</u></p> <p>(4) 火災予防の推進 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 平時のみならず大規模自然災害時も見据えて、消防本部等の関係機関とも連携しながら、住宅や文化財の火災及びガソリンスタンド等での危険物事故等の防止対策を推進する。</p> <p>【住宅・都市】 ア <u>講習会講師派遣やワークショップ開催支援などにより、県内各地に糸魚川市駅北大火の教訓等を伝えるとともに、火災予防</u></p>	<p><u>また、次世代に災害の教訓を引き継ぎ、災害に適切に対応する能力を持った人材を育成するため、学校・家庭・地域等が連携した防災教育を推進する。</u></p> <p>エ <u>地域防災力の向上のためには、自主防災組織の育成が必要であることから、市町村が行う自主防災組織の育成や活動の活性化の取組について、県が支援を行うことにより全県的な底上げを推進する。</u></p> <p>オ <u>地域防災を中心的に担っている消防団について、市町村や関係機関と、団員の確保、装備の充実、活動環境の整備等に取り組むとともに、その役割が従来の消火活動に加え、避難誘導や安否確認等に多様化していることから、消防団員の資質向上のための教育訓練をより一層強化する。</u></p> <p>(4) 火災予防の推進 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 平時のみならず大規模自然災害時も見据えて、消防本部等の関係機関とも連携しながら、住宅や文化財の火災及び製造所・ガソリンスタンド等での危険物事故等の防止対策を推進する。<u>また、仮貯蔵等実施場所の選定、安全性の確保等を推進する。</u></p> <p>【住宅・都市】 ア <u>防火対策リーフレットや防火対策啓発動画の公開などにより、県内各地に糸魚川市駅北大火の教訓等を伝えるとともに、</u></p>	<p>新潟県総合計画 第6章 1(1) に合わせた改正</p> <p>新潟県総合計画 第6章 1(1) に合わせた改正</p> <p>文言追加</p> <p>時点修正等</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>や初期消火体制の構築などを多様な主体と連携して啓発する。</p> <p>イ 県・市町村は、国が作成した防火対策ガイドラインを踏まえ、県指定文化財の現状把握を行うとともに、所有者に対し防火・消防計画の策定及び防火設備の対策に係る啓発を行う。</p> <p>ウ 県・市町村は文化財の現状把握を行うとともに、所有者に対し施設等の保存活用計画や災害時の対処方針の策定に係る啓発を行う。</p> <p>(5) 災害時の情報伝達に必要な情報インフラの整備 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 災害時に孤立するおそれのある集落などでの情報通信手段の確保のため、衛星携帯電話等の導入の取組を支援する。</p> <p>【産業・情報通信】 ア 携帯電話やラジオは、災害時における重要な情報伝達手段の一つであることから、市町村への情報提供や市町村間の情報共有を図るなど、より良い通信環境の実現に向けて、引き続き取り組んでいく。</p> <p>イ 新潟県総合防災情報システムについて、情報発信等の内容の拡充を図る。</p>	<p>火災予防や初期消火体制の構築などを多様な主体と連携して啓発する。</p> <p>イ 県・市町村は、国が作成した防火対策ガイドラインを踏まえ、県指定文化財の現状把握を行うとともに、所有者に対し防火・消防計画の策定及び防火設備の対策に係る啓発を行う。</p> <p>ウ 県・市町村は文化財の現状把握を行うとともに、所有者に対し施設等の保存活用計画や災害時の対処方針の策定に係る啓発を行う。</p> <p>(5) 災害時の情報伝達に必要な情報インフラの整備 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 災害時に孤立するおそれのある集落などでの情報通信手段の確保のため、衛星携帯電話等の導入の取組を支援する。</p> <p>【産業・情報通信】 ア 携帯電話やラジオは、災害時における重要な情報伝達手段の一つであることから、市町村への情報提供や市町村間の情報共有を図るなど、より良い通信環境の実現に向けて、引き続き取り組んでいく。<u>また、新たな通信技術の社会実装に向けた動向を注視していく。</u></p> <p>イ 新潟県総合防災情報システムについて、情報発信等の内容の拡充を図る。</p>	<p>文言追加</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>ウ 全戸高速ネットワークに接続できる環境が整備されたことにより、今後は、ブロードバンドの利活用促進とともに、次世代通信基盤の活用や災害時の情報伝達など、地域情報化を推進する。</p> <p>(6) ハード対策とソフト対策の一体的・総合的な推進 【行政機能/警察・消防等/防災教育等】</p> <p>ア 激甚化する自然災害に対しては、地震・津波・豪雪・火山噴火等やそれらが複合して発生する災害で、ハード整備だけでは防ぎきれない、命の危機に直結する災害は必ず発生するとの考えに立ち、国、県、市町村等からなる減災対策協議会設置等により連携体制を構築・強化し、住民目線に立ったソフト対策をハード対策と一体的・総合的に推進する。</p> <p>イ 関係行政機関や専門家等で構成する火山防災協議会において、避難計画の策定・見直しや、住民・登山者等を対象とした意識啓発、訓練を実施する。</p> <p>ウ 噴火時等の避難計画に基づき、関係機関の情報連絡及び登山者・住民への情報伝達を速やかに実施するとともに、入山規制や避難誘導を行う。</p>	<p>ウ 全戸高速ネットワークに接続できる環境が整備されたことにより、今後は、ブロードバンドの利活用促進とともに、次世代通信基盤の活用や災害時の情報伝達など、地域情報化を推進する。</p> <p>(6) ハード対策とソフト対策の一体的・総合的な推進 【行政機能/警察・消防等/防災教育等】</p> <p>ア 激甚化する自然災害に対しては、地震・津波・豪雪・火山噴火等やそれらが複合して発生する災害で、ハード整備だけでは防ぎきれない、命の危機に直結する災害は必ず発生するとの考えに立ち、国、県、市町村等からなる流域治水協議会等により連携体制を構築・強化し、住民目線に立ったソフト対策をハード対策と一体的・総合的に推進する。</p> <p>イ 関係行政機関や専門家等で構成する火山防災協議会において、避難計画の策定・見直しや、住民・登山者等を対象とした意識啓発、訓練を実施する。</p> <p>ウ 噴火時等の避難計画に基づき、関係機関の情報連絡及び登山者・住民への情報伝達を速やかに実施するとともに、入山規制や避難誘導を行う。また、降灰については、住民が降灰量に応じた対応を適時かつ整合的に実施できるよう、降灰に関する情報を関係機関で共有するとともに、住民等へ周知する体制を構築し、降灰の状況等に応じた適時の情報発信を行う。</p>	<p>新潟県総合計画 第6章 1(1) に合わせた改正</p> <p>国防災基本計画 等に合わせた改正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>エ 特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会の実施している住民への土砂災害に関する知識の普及・啓発等の活動を支援し、地域における防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、専門家の活用を推進する。</p> <p>【国土保全】</p> <p>ア 大規模津波発生時には膨大な人的、物的被害が発生することから、総合的な津波対策を検討する。</p> <p>イ 津波発生時に住民が的確・迅速に避難するため、県の最新の津波浸水想定等に基づき、全沿岸市町村における津波ハザードマップの作成を促進する。</p> <p>ウ 津波災害警戒区域の指定に基づき、津波避難体制の整備を推進し、浸水リスクに対処する。</p> <p>エ ハード対策と一体的・総合的に、住民目線に立ったソフト対策を推進し、洪水、土砂災害及び津波のハザードマップ作成や要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援、防災情報提供による市町村の避難情報発令や地域防災力の向上に資する支援を通じて市町村や関係団体等との連携・協力を進める。</p> <p>オ 土砂災害防止法に基づき、指定区域の継続的な見直しを行うとともに、市町村がハザードマップを作成・修正するにあたり</p>	<p>エ 特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会の実施している住民への土砂災害に関する知識の普及・啓発等の活動を支援し、地域における防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、専門家の活用を推進する。</p> <p>【国土保全】</p> <p>ア 大規模津波発生時には膨大な人的、物的被害が発生する<u>おそれがあることから</u>、総合的な津波対策を検討する。</p> <p>イ 津波発生時に住民が的確かつ迅速に<u>避難できるよう、沿岸市町村が作成する津波ハザードマップを踏まえ、市町村における、地区単位での津波避難計画の作成や避難訓練実施に係る取組</u>を促進する。</p> <p>ウ 津波災害警戒区域の指定に基づき、津波避難体制の整備を推進し、浸水リスクに対処する。</p> <p>エ ハード対策と一体的・総合的に、住民目線に立ったソフト対策を推進し、洪水、土砂災害及び<u>津波等</u>のハザードマップ作成や要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援、防災情報提供による<u>市町村が行う</u>避難情報発令や地域防災力の向上に<u>資する取組の支援</u>を通じて市町村や関係団体等との連携・協力を進める。</p> <p>オ 土砂災害防止法に基づき、指定区域の継続的な見直しを行うとともに、市町村がハザードマップを作成・修正するにあたり</p>	<p>文言修正</p> <p>R6 能登半島地震検討会報告書等を踏まえた修正</p> <p>文言修正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>必要となる情報を提供する。併せて、日頃から身近な場所で土砂災害のおそれがあることを周知する。</p> <p>カ 県民が「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早めの避難を確実にできるよう、世代などの属性を考慮した周知方法の改善や災害時の状況をイメージしやすい工夫を行うなど、土砂災害の危険度が伝わりやすい情報伝達方法の整備等を推進する。</p> <p>キ 火山噴火など緊急時に対応できるよう、観測機器等の整備により監視体制の強化等緊急ソフト対策を推進する。併せて、緊急ハード対策の計画を策定し、必要な備蓄を推進する。</p> <p>ク 集落雪崩に関する全国的な情報等を共有することで、現在でも雪崩災害が身近に起こりうることを周知する。</p> <p>ケ 防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査を推進する。</p> <p>2 安全・安心な地域を支える基盤づくり (1) インフラ施設及び公共施設の安全の確保 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 老朽化が進む社会基盤については、施設の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理、補修及び更新を計画的かつ効果</p>	<p>必要となる情報を提供する。併せて、日頃から身近な場所で土砂災害のおそれがあることを周知する。</p> <p>カ 県民が「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早めの避難を確実にできるよう、世代などの属性を考慮した周知方法の改善や災害時の状況をイメージしやすい工夫を行うなど、土砂災害の危険度が伝わりやすい情報伝達方法の整備等を推進する。</p> <p>キ 火山噴火など緊急時に対応できるよう、観測機器等の整備により監視体制の強化等緊急ソフト対策を推進する。併せて、緊急ハード対策の計画を策定し、必要な備蓄を推進する。</p> <p>ク 集落雪崩に関する全国的な情報等を共有することで、現在でも雪崩災害が身近に起こりうることを周知する。</p> <p>ケ 防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査を推進する。</p> <p>2 安全・安心な地域を支える基盤づくり (1) インフラ施設及び公共施設の安全の確保 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 老朽化が進む社会基盤については、施設の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理、補修及び更新を計画的かつ効果</p>	

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>的に実施することにより、施設の長寿命化等を推進する。</p> <p>イ 警察活動の拠点施設等の耐災害性をより強固にし、機能継続を確保するため老朽化施設の建替更新を進める。また、災害対応の実効性を更に高めるため、明確な目標を設定した合同訓練の実施等を検討する。</p> <p>ウ 県内でも顕在化し、将来ますます大きくなると予想される気候変動の影響に対処するため、<u>地域気候変動適応計画</u>を策定し、県民の生命・財産を守るためのインフラ施設等の老朽化対策などを推進する。</p> <p>【農林水産】</p> <p>ア 平野部の低平地においては、土地改良施設をはじめとする排水機場が洪水防止や湛水排除に大きな役割を果たしており、これら施設の適切な保全管理を行うとともに必要な管理体制等の整備を進める。</p> <p>イ 被災のおそれが高く、地域への影響の大きいため池について、堤体の補強などを行うことにより施設機能の保全・向上を図る。</p>	<p>的に実施することにより、施設の長寿命化等を推進する。</p> <p>イ 警察活動の拠点施設等の耐災害性をより強固にし、機能継続を確保するため老朽化施設の建替更新を進める。また、災害対応の実効性を更に高めるため、明確な目標を設定した合同訓練の実施等を検討する。</p> <p>ウ 県内でも顕在化し、将来ますます大きくなると予想される気候変動の影響に対処するため、<u>新潟県気候変動適応計画（令和3年3月策定）</u>により、県民の生命・財産を守るためのインフラ施設等の老朽化対策などを推進する。</p> <p>【農林水産】</p> <p>ア 平野部の低平地においては、土地改良施設をはじめとする排水機場が洪水防止や湛水排除に大きな役割を果たしており、これら施設の適切な保全管理を行うとともに必要な管理体制等の整備を進める。</p> <p><u>イ 土地改良区が、地域の土地改良施設の保全に向けた将来像を関係者間で共有し、連携して取り組むことで、地域の農業生産基盤の保全及び土地改良区の運営基盤の強化を図ることができるよう、「水土里ビジョン」の策定を支援する。</u></p> <p>ウ 被災のおそれが高く、地域への影響の大きいため池について、堤体の補強などを行うことにより施設機能の保全・向上を図る。</p>	<p>県計画策定に伴う文言改正</p> <p>新潟県総合計画第6章 2(3)に合わせた改正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>【国土保全】</p> <p>ア 漁港区域内の施設や海岸保全施設は、老朽化が進行するとともに、発生頻度の高い地震・津波に対する耐震・耐津波機能が不足している施設があることから、長寿命化と防災・減災機能の強化を計画的に取り組む。</p> <p>イ 漁港区域内の陸閘等の利用者と利用方法の調整を進め、理解を得た上で施設を整備するとともに、陸閘等の操作規則等の策定を進める。</p> <p>ウ 河川管理施設や海岸保全施設の維持管理、補修及び更新を計画的に行うことで、維持管理費用の抑制、予算の平準化及び施設の長寿命化を図り、予防保全型維持管理を推進する。</p>	<p>【国土保全】</p> <p>ア <u>持続可能な漁業生産の確保のため、老朽化が進み、更新や維持管理費用の増大が懸念される漁港施設について、予防保全型メンテナンスへの転換等による長寿命化対策に取り組む。</u></p> <p>イ <u>災害発生時等における漁港の機能や安全を確保するため、発生頻度の高い津波・地震に対応する防波堤・岸壁等の耐震・耐津波化、近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する台風・低気圧災害に対応する防波堤の耐浪化等に取り組む。</u></p> <p>ウ <u>進行するインフラ老朽化に伴う災害耐力の低下に対応するため、予防保全型メンテナンスへの本格的な転換に向けた計画的・集中的な海岸保全施設のインフラ老朽化対策に取り組む。</u></p> <p>エ <u>発生頻度の高い地震や近年の激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守るため、漁港の海岸保全施設の耐震・耐津波対策及び気候変動による平均海面水位の上昇等を踏まえた整備等に取り組む。</u></p> <p>オ 漁港区域内の陸閘等の利用者と利用方法の調整を進め、理解を得た上で施設を整備するとともに、陸閘等の操作規則等の策定を進める。</p> <p>カ <u>施設</u>の維持管理、補修及び更新を計画的に行うことで、維持管理費用の抑制、予算の平準化及び施設の長寿命化を図り、予防保全型維持管理を推進する。</p>	<p>国中期計画を踏まえて追記</p> <p>国中期計画を踏まえて追記</p> <p>国中期計画を踏まえて追記</p> <p>国中期計画を踏まえて修正</p> <p>文言修正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>エ <u>河川における堆積土砂や雑木等の除去、また護岸の補修などを行うことにより、施設機能の保全・向上を図る。</u></p>	<p><u>削除</u></p>	
<p>オ <u>海岸における養浜や護岸の補修などを行うことにより、施設機能の保全・向上を図る。</u></p>	<p><u>削除</u></p>	
<p>カ 港湾区域内の海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する。</p>	<p><u>主</u> 港湾区域内の海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する。</p>	
<p>キ <u>激甚化・頻発化する豪雨に伴う土砂災害等による被害を防止又は軽減するため、施設の機能が確実に発揮できるよう、老朽化した砂防施設について維持管理計画に基づく適切な維持管理・更新を進める。また、被災のおそれが高く地域への影響の大きい石積砂防堰堤等について、改築・補強等の対策を推進する。</u></p>	<p><u>ク 大規模自然災害時に、学校や不特定多数が集まる施設の周辺において、地震時に土砂災害による二次災害を回避するため、また、救命・救助活動の停滞を回避するため、老朽化した砂防関係施設について維持管理計画に基づく適切な維持管理・更新を進める。</u></p>	<p>新潟県総合計画 第6章 (2) に合わせた改正</p>
<p>ク 集落雪崩被害を防止又は軽減するため、施設の機能が確実に発揮できるよう、老朽化した集落雪崩対策施設について維持管理計画に基づく適切な維持管理・更新を進める。</p>	<p><u>ケ</u> 集落雪崩被害を防止又は軽減するため、施設の機能が確実に発揮できるよう、老朽化した集落雪崩対策施設について維持管理計画に基づく適切な維持管理・更新を進める。</p>	
<p>ケ 老朽化が進む公園施設については、施設の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理、補修及び更新を計画的かつ効果的に実施することにより、施設の長寿命化等を推進する。</p>	<p><u>コ</u> 老朽化が進む公園施設については、施設の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理、補修及び更新を計画的かつ効果的に実施することにより、施設の長寿命化等を推進する。</p>	

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>(2) 安全で快適な日常生活を実現する社会基盤の整備</p> <p>【住宅・都市】</p> <p>ア 大規模自然災害時に、電柱の転倒などにより道路が通行不能となるといった事態を防止するため、無電柱化を推進する。</p> <p>イ 災害発生時に避難路を確保し、消火活動、救命救急活動を支援するため、延焼遮断帯としての道路の整備を促進する。</p> <p>【交通・物流】</p> <p>道路による物資輸送ルートを実実に確保し、災害による交通途絶を避けるため、道路の耐震、豪雨、斜面崩落、落石、<u>越浪</u>、停電・節電、道路冠水、雪崩、地吹雪等の対策を推進する。</p> <p>(3) 地域を支える産業の基盤強化</p> <p>【産業・情報通信】</p> <p>ア 地震及び津波等による被害を最小限にとどめるため、産業への影響について関係機関等から情報収集し必要に応じた措置を講ずる体制や報道機関等に対して情報提供を行う体制を維持する。</p> <p>イ 「小規模事業者支援法」において、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会・商工会議所が市町村と共同で支援していくこととされている。これにより、経営支援機関である商工</p>	<p>(2) 安全で快適な日常生活を実現する社会基盤の整備</p> <p>【住宅・都市】</p> <p>ア 大規模自然災害時に、電柱の転倒などにより道路が通行不能となるといった事態を防止するため、無電柱化を推進する。</p> <p>イ 災害発生時に避難路を確保し、消火活動、救命救急活動を支援するため、延焼遮断帯としての道路の整備を促進する。</p> <p>【交通・物流】</p> <p>道路による物資輸送ルートを実実に確保し、災害による交通途絶を避けるため、道路の耐震、豪雨、斜面崩落、落石、<u>越波</u>、停電・節電、道路冠水、雪崩、地吹雪等の対策を推進する。</p> <p>(3) 地域を支える産業の基盤強化</p> <p>【産業・情報通信】</p> <p>ア 地震及び津波等による被害を最小限にとどめるため、産業への影響について関係機関等から情報収集し必要に応じた措置を講ずる体制や報道機関等に対して情報提供を行う体制を維持する。</p> <p>イ 「小規模事業者支援法」において、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会・商工会議所が市町村と共同で支援していくこととされている。これにより、経営支援機関である商工</p>	<p>文言修正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>会等が、地域の防災を担う関係市町村と連携して作成した自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する計画について認定し、支援体制・取組の強化を図る。</p> <p><u>ウ 不特定多数が集まる旅館・ホテルや観光施設等の建物倒壊等による利用者等の人的被害を避けるため、建物の耐震化を促進する。</u></p> <p><u>エ</u> 大規模自然災害発生後、想定される風評被害に対し、観光入込客の減少等、県内観光への影響を抑える必要があるため、迅速かつ継続して正確な情報発信を行うとともに、観光客からも訪れてもらえるよう、日頃から本県観光のブランドづくりに取り組む。</p> <p>オ 建設産業は、除雪や災害対応等の地域の安全・安心の確保や社会資本の整備等を担うとともに、地域の経済と雇用を支える重要な役割を果たしているため、将来の担い手確保や持続的に安定した経営を行う産業となるよう、建設産業の振興を図る。</p> <p>カ 度重なる被災経験により培った本県の危機管理体制を生かし、防災のために本社機能の一部を地方に移転する企業の誘致を推進する。</p> <p>キ 大規模自然災害発生時にサプライチェーン を確保するため、中小企業のBCPの策定を支援する。 「サプライチェーン」～企業の経営・管理で使用する用語で、</p>	<p>会等が、地域の防災を担う関係市町村と連携して作成した自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する計画について認定し、支援体制・取組の強化を図る。</p> <p>削除</p> <p><u>ウ</u> 大規模自然災害発生後、想定される風評被害に対し、観光入込客の減少等、県内観光への影響を抑える必要があるため、迅速かつ継続して正確な情報発信を行うとともに、観光客からも訪れてもらえるよう、日頃から本県観光のブランドづくりに取り組む。</p> <p>エ 建設産業は、除雪や災害対応等の地域の安全・安心の確保や社会資本の整備等を担うとともに、地域の経済と雇用を支える重要な役割を果たしているため、将来の担い手確保や持続的に安定した経営を行う産業となるよう、建設産業の振興を図る。</p> <p>オ 度重なる被災経験により培った本県の危機管理体制を生かし、防災のために本社機能の一部を地方に移転する企業の誘致を推進する。</p> <p>カ 大規模自然災害発生時にサプライチェーン を確保するため、中小企業のBCPの策定を支援する。 「サプライチェーン」～企業の経営・管理で使用する用語で、</p>	

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、販売、配送までの製品の全体的な流れのこと。</p> <p>ク 災害時において、被災地域内の経済を循環させ、地域の早期復興を促すため、被災地域に密着した企業等からの救援物資等の調達など、物資調達の多様性について検討する。</p> <p>ケ 防災・救災製品の開発など、「にいがたらしさ」「安全・安心」の視点から、より付加価値が高い競争力のある製品づくりや販路開拓に取り組む企業が事業活動を促進できるような制度的枠組みの構築（県庁調達の活用、標準化・規格化による市場創造、知的財産戦略の展開、ビジネス機会獲得の場の提供、産学官の連携、収益確保できる取引ルールの確立等）を進め、地域産業の自立を図る。</p> <p>コ 産業界や学会の知恵を結集しながら、健康・福祉・医療関係の振興、食品産業の高付加価値化など、成長分野に重点を置いた産業施策を推進する。</p> <p>（４）災害時におけるエネルギーの安定供給 【行政機能／警察・消防等／防災教育等】 石油コンビナート施設や高圧ガス設備の損壊は、エネルギー供給の途絶のみならず、大規模な火災や環境汚染等に拡大するおそれがあるため、その耐災害性の向上及び防災体制の強化を促進する。</p>	<p>原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、販売、配送までの製品の全体的な流れのこと。</p> <p>キ 災害時において、被災地域内の経済を循環させ、地域の早期復興を促すため、被災地域に密着した企業等からの救援物資等の調達など、物資調達の多様性について検討する。</p> <p>ク 防災・救災製品の開発など、「にいがたらしさ」「安全・安心」の視点から、より付加価値が高い競争力のある製品づくりや販路開拓に取り組む企業が事業活動を促進できるような制度的枠組みの構築（県庁調達の活用、標準化・規格化による市場創造、知的財産戦略の展開、ビジネス機会獲得の場の提供、産学官の連携、収益確保できる取引ルールの確立等）を進め、地域産業の自立を図る。</p> <p>ケ 産業界や学会の知恵を結集しながら、健康・福祉・医療関係の振興、食品産業の高付加価値化など、成長分野に重点を置いた産業施策を推進する。</p> <p>（４）災害時におけるエネルギーの安定供給 【行政機能／警察・消防等／防災教育等】 石油コンビナート施設や高圧ガス設備の損壊は、エネルギー供給の途絶のみならず、大規模な火災や環境汚染等に拡大するおそれがあるため、その耐災害性の向上及び防災体制の強化を促進する。</p>	

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>【産業・情報通信】</p> <p>ア 大規模自然災害発生時の電力及び工業用水の供給停止は、地域の経済活動に重大な影響を与えることから、施設の耐震化・老朽化対策を推進するとともに、早期復旧に必要な計画の策定や他の事業者との応援・連絡体制の整備等の取組を進め、事業継続性の確保を図る。</p> <p>イ 世界的な地球温暖化問題に対応しながら、災害時も含めた安定供給が求められるエネルギーの分野は、太陽光発電、地熱発電や水素の利活用など、大きな成長が期待できる分野であり、自然や技術力などの本県の特性を生かし、産業基盤の形成に向けた取組を推進する。</p> <p>ウ バイオマス、小水力、地中熱や雪冷熱、波力・潮力などの海洋エネルギー等、本県に豊富に存在する多様な地域資源を活用しながら、次代のエネルギー・産業施策の選択の幅を拡大させるため、再生可能エネルギーの導入拡大を図る。</p> <p>エ メタンハイドレート等の新しい資源の開発を促進するとともに、石油・天然ガスの供給関連施設の整備を促すことにより、国内のエネルギー安定供給の確保に貢献する。</p> <p>(5) 交通ネットワークの整備</p> <p>【交通・物流】</p>	<p>【産業・情報通信】</p> <p>ア 大規模自然災害発生時の電力及び工業用水の供給停止は、地域の経済活動に重大な影響を与えることから、施設の耐震化・老朽化対策を推進するとともに、早期復旧に必要な計画の策定や他の事業者との応援・連絡体制の整備等の取組を進め、事業継続性の確保を図る。</p> <p>イ 世界的な地球温暖化問題に対応しながら、災害時も含めた安定供給が求められるエネルギーの分野は、太陽光発電、地熱発電や水素の利活用など、大きな成長が期待できる分野であり、自然や技術力などの本県の特性を生かし、産業基盤の形成に向けた取組を推進する。</p> <p>ウ バイオマス、小水力、地中熱や雪冷熱、波力・潮力などの海洋エネルギー等、本県に豊富に存在する多様な地域資源を活用しながら、次代のエネルギー・産業施策の選択の幅を拡大させるため、再生可能エネルギーの導入拡大を図る。</p> <p>エ メタンハイドレート等の新しい資源の開発を促進するとともに、石油・天然ガスの供給関連施設の整備を促すことにより、国内のエネルギー安定供給の確保に貢献する。</p> <p>(5) 交通ネットワークの整備</p> <p>【交通・物流】</p>	

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>ア 地震・豪雨・豪雪などの大規模自然災害時には幹線道路が寸断されるリスクがあり、道路ネットワークとしての機能を失わないため、幹線道路を強化するとともに、複数路線の整備を進める。</p> <p>イ 大規模自然災害時における多重性確保のため、既存の鉄道網の充実を図りつつ、上越・北陸新幹線と在来線の直通運転化や日本海国土軸の形成に資する羽越新幹線の整備計画の決定に必要な調査の早期実施を目指すなど、新たな鉄道網の構築を進めるとともに、県内第三セクター鉄道の安定運行が可能となるよう、地元市町村と連携しながら必要な支援等を行っていく。</p> <p>ウ 日本海国土軸を強化し、全国的な大規模自然災害発生時の物資輸送や災害対応への支援の役割を果たせるよう、日本海東北自動車道のミッシングリンクを解消するとともに、日本海側と太平洋側を結ぶ横断軸の強化などによる広域道路ネットワークの構築を図る。 「ミッシングリンク」～交通ネットワークの欠落区間。</p> <p>エ 大規模自然災害発生時に太平洋側等が被災した場合のバックアップとしての機能も発揮できるよう、高速交通網の拠点施設である新潟空港、新潟港、直江津港など交通結節点と関連背後地の機能強化と拠点性の向上を図る。</p>	<p>ア 地震・豪雨・豪雪などの大規模自然災害時には幹線道路が寸断されるリスクがあり、道路ネットワークとしての機能を失わないため、幹線道路を強化するとともに、複数路線の整備を進める。</p> <p>イ 大規模自然災害時における多重性確保のため、既存の鉄道網の充実を図りつつ、上越・北陸新幹線と在来線の直通運転化を<u>含めた北陸新幹線関西延伸や羽越新幹線の実現を見据えた在来線の高速化、日本海国土軸の形成に資する羽越新幹線の整備計画の決定に必要な調査の早期実施を目指すなど</u>、新たな鉄道網の構築を進めるとともに、県内第三セクター鉄道の安定運行が可能となるよう、地元市町村と連携しながら必要な支援等を行っていく。</p> <p>ウ 日本海国土軸を強化し、全国的な大規模自然災害発生時の物資輸送や災害対応への支援の役割を果たせるよう、日本海<u>沿岸</u>東北自動車道の<u>未整備区間</u>を解消するとともに、日本海側と太平洋側を結ぶ横断軸の強化などによる広域道路ネットワークの構築を図る。</p> <p>エ 大規模自然災害発生時に太平洋側等が被災した場合のバックアップとしての機能も発揮できるよう、高速交通網の拠点施設である新潟空港、新潟港、直江津港など交通結節点と関連背後地の機能強化と拠点性の向上を図る。</p>	<p>新潟県総合計画 第6章 1(2) に合わせた改正</p> <p>文言修正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>オ 島民の重要な生活交通を担うとともに、災害時の物資輸送等にもつながる離島の航路・航空路の充実を図る。</p> <p>カ 震災時における人的被害を軽減するとともに、物資等の緊急・代替輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の耐震化を推進する。</p> <p>キ 大規模自然災害時に緊急物資の輸送や地域住民の避難等に支障とならないよう、老朽化が進む道路、港湾、空港等公共施設については、適切な維持管理、補修及び更新を計画的に実施する。</p> <p>ク 大規模自然災害時において、バスの運行情報等が迅速に提供されるよう、関係機関と連携を図りながら、必要な支援等を行っていく。</p> <p>(6) 港湾空港等を活用した災害時の物流拠点の形成 【交通・物流】</p> <p>ア 平時はもとより、地震発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や圏域総合水産基盤整備事業計画に位置付け、施設整備に努める。</p> <p>イ 航空輸送上重要な拠点となる新潟空港について、緊急物資輸</p>	<p>オ 島民の重要な生活交通を担うとともに、災害時の物資輸送等にもつながる離島の航路・航空路の充実を図る。</p> <p>カ 震災時における人的被害を軽減するとともに、物資等の緊急・代替輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の耐震化を推進する。</p> <p>キ 大規模自然災害時に緊急物資の輸送や地域住民の避難等に支障とならないよう、老朽化が進む道路、港湾、空港等公共施設については、適切な維持管理、補修及び更新を計画的に実施する。</p> <p>ク 大規模自然災害時において、バスの運行情報等が迅速に提供されるよう、関係機関と連携を図りながら、必要な支援等を行っていく。</p> <p>(6) 港湾空港等を活用した災害時の物流拠点の形成 【交通・物流】</p> <p>ア 平時はもとより、地震発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や圏域総合水産基盤整備事業計画に位置付け、施設整備に努める。</p> <p>イ 航空輸送上重要な拠点となる新潟空港について、緊急物資輸</p>	

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持や背後圏経済活動の継続性確保、飛行中の航空機の安全確保を図るため、最低限必要となる基本施設等について耐震化を図るとともに、総合的な津波対策を実施する。また自然災害など緊急事態の対応に資する佐渡空港についても、同様に対策を図る。</p> <p>ウ 大規模自然災害発生時に太平洋側等が被災した場合のバックアップとしての機能も発揮できるよう、日本海側の拠点港である新潟港（総合的拠点港・国際海上コンテナ・LNG）、直江津港（LNG）の更なる機能強化を図る。</p> <p>（7）緊急物資等の輸送手段の確保 【交通・物流】</p> <p>ア 災害時の輸送・保管体制の確保のため、協定を締結している団体（公益社団法人新潟県トラック協会、赤帽新潟県軽自動車運送協同組合、新潟県倉庫協会）などとの連携の強化を推進する。</p> <p>イ 陸・海・空の物資輸送ルートを実実に確保するため、関係団体との平時の連携強化、各種訓練などを通じ、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。</p> <p>ウ 各交通モードにおける耐震機能等の強化を図るほか、関係団体との平時の連携強化、各種訓練などを通じ、災害時における施設の早期啓開復旧、輸送体制確保及び代替輸送ルートの確保</p>	<p>送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持や背後圏経済活動の継続性確保、飛行中の航空機の安全確保を図るため、最低限必要となる基本施設等について耐震化を図るとともに、総合的な津波対策を実施する。また自然災害など緊急事態の対応に資する佐渡空港についても、同様に対策を図る。</p> <p>ウ 大規模自然災害発生時に太平洋側等が被災した場合のバックアップとしての機能も発揮できるよう、日本海側の拠点港である新潟港（総合的拠点港・国際海上コンテナ・LNG）、直江津港（LNG）の更なる機能強化を図る。</p> <p>（7）緊急物資等の輸送手段の確保 【交通・物流】</p> <p>ア 災害時の輸送・保管体制の確保のため、協定を締結している団体（公益社団法人新潟県トラック協会、赤帽新潟県軽自動車運送協同組合、新潟県倉庫協会）などとの連携の強化を推進する。</p> <p>イ 陸・海・空の物資輸送ルートを実実に確保するため、関係団体との平時の連携強化、各種訓練などを通じ、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。</p> <p>ウ 各交通モードにおける耐震機能等の強化を図るほか、関係団体との平時の連携強化、各種訓練などを通じ、災害時における施設の早期啓開復旧、輸送体制確保及び代替輸送ルートの確保</p>	

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>に向けた検討を進める。</p> <p>エ 外国貿易航路による物資の輸送が滞らないよう、平時より港湾事業者や船会社等の関係者と連携を強化し、航路の充実を図る。</p> <p>オ 災害発生時には、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行う必要があるため、輸送施設として重要な役割を担う港湾及び空港の輸送能力を確保する。</p> <p>カ 大雪時の幹線道路の交通渋滞や通行止めによる県民生活等への影響を回避するため、除雪体制の強化や迂回路の設定などについて、関係する道路管理者や交通管理者と十分な調整が図られるよう取組を進める。併せて道路除雪を実施し幹線道路の交通確保を行う。</p> <p>【農林水産】</p> <p>ア 迂回路等として活用できる農道及び林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。</p> <p>イ 農道及び林道については、物資供給路として使用する場合がありますことから、点検・診断等を行い、耐震化や老朽化対策など適正な管理を進める。</p>	<p>に向けた検討を進める。</p> <p>エ 外国貿易航路による物資の輸送が滞らないよう、平時より港湾事業者や船会社等の関係者と連携を強化し、航路の充実を図る。</p> <p>オ 災害発生時には、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行う必要があるため、輸送施設として重要な役割を担う港湾及び空港の輸送能力を確保する。</p> <p>カ 大雪時の幹線道路の交通渋滞や通行止めによる県民生活等への影響を回避するため、除雪体制の強化や迂回路の設定などについて、関係する道路管理者や交通管理者と十分な調整が図られるよう取組を進める。併せて道路除雪を実施し幹線道路の交通確保を行う。</p> <p>【農林水産】</p> <p>ア 迂回路等として活用できる農道及び林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。</p> <p>イ 農道及び林道については、物資供給路として使用する場合がありますことから、点検・診断等を行い、耐震化や老朽化対策など適正な管理を進める。</p>	

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>3 安全で安心なまちづくり (1) 医療・福祉の安全・安心の確保 【保健医療・福祉】 ア 医療・福祉施設の耐震化、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・燃料の確保等の取組を推進することにより、防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する。</p> <p>イ 災害拠点病院における災害時の救急医療、重篤患者の受入れなどの機能を確保するため、<u>施設の耐震化、自家発電設備や応急用医療資機材の整備を促進する。また、国通知を踏まえ、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース（入院患者については通常の2倍、外来患者については通常の5倍程度）等を確保するよう努める。</u></p> <p>ウ 災害急性期（発災後48時間以内）において必要な医療を確保するため、引き続き、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を図る。</p> <p>エ 災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等を実施するほか、予防接種法に基づく予防接種を実施する。</p> <p>オ 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、市町村の避難所運営を支援するため、「間仕切り・簡易ベッド」など感染防止用資機材の確保、市町村職員研修の実施、ホテル・旅館の業界団体との調整、市町村間の避難調整、県施設</p>	<p>3 安全で安心なまちづくり (1) 医療・福祉の安全・安心の確保 【保健医療・福祉】 ア 医療・福祉施設の耐震化、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・燃料の確保等の取組を推進することにより、防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する。</p> <p>イ 災害拠点病院における災害時の救急医療、重篤患者の受入れなどの機能を確保するため、自家発電設備や応急用医療資機材の整備を促進する。</p> <p>ウ 災害急性期（発災後48時間以内）において必要な医療を確保するため、引き続き、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を図る。</p> <p>エ 災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等を実施するほか、予防接種法に基づく予防接種を実施する。</p> <p>オ 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、市町村の避難所運営を支援するため、「間仕切り・簡易ベッド」など感染防止用資機材の確保、市町村職員研修の実施、ホテル・旅館の業界団体との調整、市町村間の避難調整、県施設</p>	

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>の更なる提供などを行う。</p> <p>カ 「<u>防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策</u>」に基づき、国が障害福祉関係施設の耐震化を推進していることを踏まえ、老朽化した施設の耐震化整備を優先的に進める。</p> <p>キ 精神保健医療への需要拡大に対応するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備を図る。</p> <p>ク <u>災害拠点精神科病院を整備する。</u></p> <p>ケ 平時のみならず災害時の視点も見据えた地域医療の確保に向け、関係機関との連携により、医師・看護師等医療従事者の確保対策とともに、地域偏在の解消に向けた総合的な施策を推進する。</p> <p>コ 魚沼・県央基幹病院等をはじめとする地域医療ネットワークの整備を進める。また、地域の基幹病院を中心として研修医指導体制を充実させるなど、医師を集めるための魅力ある医療環境を整備する。</p> <p>サ 県民の生命を守る地域医療が、安定的・継続的に提供され、地域で安心して暮らしていけるよう、救急医療体制の整備・充実を図る。</p> <p>シ <u>災害時に避難所等へ派遣可能な災害福祉支援チーム員の増</u></p>	<p>の更なる提供などを行う。</p> <p>カ 国が<u>社会福祉施設等の耐災害性強化対策</u>を推進していることを踏まえ、老朽化した障害福祉関係施設の耐震化整備を優先的に進める。</p> <p>キ 精神保健医療への需要拡大に対応するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の整備を図る。</p> <p>ク 災害拠点精神科病院の<u>確保を図る。</u></p> <p>ケ 平時のみならず災害時の視点も見据えた地域医療の確保に向け、関係機関との連携により、医師・看護師等医療従事者の確保対策とともに、地域偏在の解消に向けた総合的な施策を推進する。</p> <p>コ 魚沼・県央基幹病院等をはじめとする地域医療ネットワークの整備を進める。また、地域の基幹病院を中心として研修医指導体制を充実させるなど、医師を集めるための魅力ある医療環境を整備する。</p> <p>サ 県民の生命を守る地域医療が、安定的・継続的に提供され、地域で安心して暮らしていけるよう、救急医療体制の整備・充実を図る。</p> <p>シ <u>災害派遣福祉チーム員（DWAT）</u>の増員、資質向上を引き続き</p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>員、資質向上を引き続き図っていく。</p> <p>ス 災害時において高齢者、障害者等の要配慮者に対する緊急支援を図るため、市町村、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークの構築を促進する。</p> <p>セ 災害によるダメージを受けやすい要配慮者にきめ細やかなこころのケアを行うため、必要な研修の充実等、支援体制の整備を図る。</p> <p>ソ 大規模広域災害発生時に重症患者を含めた患者の受入れが可能な防災の拠点となる施設(SCU:広域搬送拠点臨時医療施設等)の整備・活用について、国等の関係機関と連携して取り組む。</p> <p>【交通・物流】 日本海国土軸を強化し、全国的な大規模自然災害発生時の物資輸送や災害対応への支援の役割を果たせるよう、日本海沿岸東北自動車道のミッシングリンクを解消するとともに、日本海側と太平洋側を結ぶ横断軸の強化などによる広域道路ネットワークの構築を図る。(2 (5) 【交通・物流】ウ再掲)</p> <p>(2) 飲料水・食料等の確保 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 災害時の飲食料確保のため、飲料水・食料等の備蓄や、事業者等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、住民への備</p>	<p>図っていく。</p> <p>ス 災害時において高齢者、障害者等の要配慮者に対する緊急支援を図るため、市町村、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークの構築を促進する。</p> <p>セ 災害によるダメージを受けやすい要配慮者にきめ細やかなこころのケアを行うため、必要な研修の充実等、支援体制の整備を図る。</p> <p>ソ 大規模広域災害発生時に重症患者を含めた患者の受入れが可能な防災の拠点となる施設(SCU:広域搬送拠点臨時医療施設等)の整備・活用について、国等の関係機関と連携して取り組む。</p> <p>【交通・物流】 日本海国土軸を強化し、全国的な大規模自然災害発生時の物資輸送や災害対応への支援の役割を果たせるよう、日本海沿岸東北自動車道の未整備区間を解消するとともに、日本海側と太平洋側を結ぶ横断軸の強化などによる広域道路ネットワークの構築を図る。(2 (5) 【交通・物流】ウ再掲)</p> <p>(2) 飲料水・食料等の確保 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 災害時の飲食料確保のため、飲料水・食料等の備蓄や、事業者等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、住民への備</p>	<p>文言修正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>蓄の意識啓発を行う。</p> <p>【住宅・都市】 災害発生時における水道の断減水の影響を最小限にとどめるため、市町村等と連携して水道施設の耐震化や応急給水体制等の確立を促進する。</p> <p>(3) 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 児童生徒が自然災害等の危険から自らの命を守り抜く主体的な行動を育成するため、教育活動全体を通じた防災教育を推進する。</p> <p>【住宅・都市】 ア 国、県、市町村において、建物倒壊等による生徒等の人的被害を避けるため、建物の耐震化を促進する。</p> <p>イ <u>耐震対策が未完了の学校施設や、体育館天井等非構造部材について、早期の完了に向けて耐震化及び落下防止対策を推進する。</u></p> <p>(4) 交通安全対策の推進 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p>	<p>蓄の意識啓発を行う。</p> <p>【住宅・都市】 災害発生時における水道の断減水の影響を最小限にとどめるため、市町村等と連携して水道施設の耐震化や応急給水体制等の確立を促進する。</p> <p>(3) 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 児童生徒が自然災害等の危険から自らの<u>命を守り抜くための</u>主体的な行動<u>を起こすことができる能力を</u>育成するため、教育活動全体を通じた防災教育を推進する。</p> <p>【住宅・都市】 ア 国、県、市町村において、建物倒壊等による生徒等の人的被害を避けるため、建物の耐震化を促進する。</p> <p>イ <u>学校施設は築後 30 年以上経過したものが多く、老朽化が進んでいることから、計画的に大規模改修や改築を実施するとともに、非構造部材の耐震化を進め、学校施設の安全性を高めていく。</u></p> <p>(4) 交通安全対策の推進 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p>	<p>文言修正</p> <p>新潟県総合計画 第6章 1(1) に合わせた改正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れ等を回避するため、信号機電源付加装置の整備、信号機設備の老朽化対策、情報提供のためのシステム整備等を推進する。</p> <p>(5) 安全に安心して暮らせるまちづくり 【住宅・都市】</p> <p>ア 県は都市防災に配慮した都市計画区域マスタープランの充実を図るとともに、市町村による災害のおそれのある区域での開発抑制や宅地耐震化の取組などを支援・促進する。</p> <p>イ <u>中越地震や中越沖地震、糸魚川市駅北大火を教訓に、災害に強いまちづくりを目指し、避難・救援活動や延焼遮断などの機能も併せ持つ都市公園などの整備を推進することにより防災機能の強化を図る。</u></p> <p>ウ <u>住宅困窮者の居住の安定確保等の課題に的確に対応していくため、地域住宅計画に基づき、市町村と連携して住宅地区の改良や公的賃貸住宅等の整備等を進める。</u></p> <p>エ 市町村と連携し、避難・救援活動や延焼遮断などの機能も併せ持つ道路や都市公園などの整備とともに、住宅・建築物の耐震化や克雪化などに取り組み、災害に強い住環境の整備を推進</p>	<p>発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れ等を回避するため、信号機電源付加装置の整備、信号機設備の老朽化対策、情報提供のためのシステム整備等を推進する。</p> <p>(5) 安全に安心して暮らせるまちづくり 【住宅・都市】</p> <p>ア 県は都市防災に配慮した都市計画区域マスタープランの充実を図るとともに、市町村による災害のおそれのある区域での開発抑制や宅地耐震化の取組などを支援・促進する。</p> <p>イ <u>過去の災害</u>を教訓に、災害に強いまちづくりを目指し、避難・救援活動や延焼遮断などの機能も併せ持つ都市公園などの整備を推進することにより防災機能の強化を図る。</p> <p>ウ <u>地域住宅計画に基づき、県営住宅の老朽化対応（長寿命化）を着実に進める。</u></p> <p>エ <u>市町村営住宅における、老朽化対応（長寿命化）を促進するため、地域住宅計画への登載及び事業実施の支援を行う。</u></p> <p>オ 市町村と連携し、避難・救援活動や延焼遮断などの機能も併せ持つ道路や都市公園などの整備とともに、住宅・建築物の耐震化や克雪化などに取り組み、災害に強い住環境の整備を推進</p>	<p>文言修正</p> <p>新潟県総合計画第6章（1）に合わせた改正</p> <p>新潟県総合計画第6章（1）に合わせた追加</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>する。</p> <p>オ 港湾施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地及び地域住民の避難場所として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。</p> <p>【交通・物流】 <u>震災時における人的被害を軽減するとともに、物資等の緊急・代替輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の耐震化を推進する。(2(5)【交通・物流力再掲】)</u></p> <p>(6) 雪と共に暮らす地域づくり 【住宅・都市】 新潟県屋根雪対策条例に基づき、屋根雪下ろしが不要な克雪住宅の整備を促進するため、市町村と協調した支援を行う。</p> <p>【交通・物流】 道路による物資輸送ルートを確実に確保し、災害による交通途絶を避けるため、道路の耐震、豪雨、斜面崩落、落石、<u>越浪</u>、</p>	<p>する。</p> <p>カ 港湾施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地及び地域住民の避難場所として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。</p> <p>【交通・物流】 <u>本県に蓄積されたこれまでの自然災害に対する経験や教訓に基づき、地震に強いふるさとづくりを目指し、地域住民の避難所となる公共施設や、住宅・建築物の耐震化等を推進するほか、緊急輸送道路等の確保や都市公園などにおける防災機能の強化を図る。また、安全・安心な道路ネットワークを確保するため、道路施設の維持管理・補修・更新などの老朽化対策を推進する。</u></p> <p>(6) 雪と共に暮らす地域づくり 【住宅・都市】 新潟県屋根雪対策条例に基づき、屋根雪下ろしが不要な克雪住宅の整備を促進するため、市町村と協調した支援を行う。</p> <p>【交通・物流】 道路による物資輸送ルートを確実に確保し、災害による交通途絶を避けるため、道路の耐震、豪雨、斜面崩落、落石、<u>越波</u>、停</p>	<p>新潟県総合計画 第6章 1(1) に合わせた改正</p> <p>文言修正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>停電・節電、道路冠水、雪崩、地吹雪等の対策を推進する。(2 (2) 【交通・物流】再掲)</p> <p>【国土保全】 集落雪崩災害に対する安全度向上のため、集落雪崩対策事業を推進する。(1 (1) 【国土保全】ケ再掲)</p> <p>4 自然環境の保全と農山漁村の多面的機能の維持・発揮 (1) 汚水・廃棄物・有害物質対策 【環境】 ア 災害発生時における有害物質の排出・流出等により、環境汚染及び県民の健康被害が生じることがないように、災害対応マニュアルに基づく環境汚染防止対策や環境監視、調査体制の維持を図る。 イ 大雨等による地盤の低い地域の広域・長期にわたる浸水被害を軽減するため、関係機関とともに、平時から地盤沈下の進行している地域において調査・監視を行い、沈下の状況を把握する。 ウ 浄化槽台帳の運用により、浄化槽の設置・管理状況の把握を継続する。 エ 単独処理浄化から合併処理浄化槽への普及を促進する。</p>	<p>電・節電、道路冠水、雪崩、地吹雪等の対策を推進する。(2 (2) 【交通・物流】再掲)</p> <p>【国土保全】 集落雪崩災害に対する安全度向上のため、集落雪崩対策事業を推進する。(1 (1) 【国土保全】ケ再掲)</p> <p>4 自然環境の保全と農山漁村の多面的機能の維持・発揮 (1) 汚水・廃棄物・有害物質対策 【環境】 ア 災害発生時における有害物質の排出・流出等により、環境汚染及び県民の健康被害が生じることがないように、災害対応マニュアルに基づく環境汚染防止対策や環境監視、調査体制の維持を図る。 イ 大雨等による地盤の低い地域の広域・長期にわたる浸水被害を軽減するため、関係機関とともに、平時から地盤沈下の進行している地域において調査・監視を行い、沈下の状況を把握する。 ウ 浄化槽台帳の運用により、浄化槽の設置・管理状況の把握を継続する。 エ 単独処理浄化から合併処理浄化槽への普及を促進する。</p>	

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>オ <u>ごみ焼却施設の老朽化対策と併せた自家発電設備の設置、一般廃棄物処理施設の耐震化の推進など災害対応力の強化を図る。</u></p> <p>カ 平成 30 年に改定された国の災害廃棄物対策指針などを踏まえ、必要に応じて県計画等を見直すとともに、市町村における災害廃棄物処理計画の策定・見直しを促進する。</p> <p>キ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うため、県内市町村間の広域処理体制や関係団体との協力体制の整備・充実を図る。</p> <p>(2) 農業生産基盤の整備 【農林水産】</p> <p>ア <u>大規模災害時</u>においても円滑な食料等供給機能を維持するために、事業者・関係者間の連携・協力体制の構築やBCPの策定を推進するとともに、施設の老朽化対策や非常用電源設備の導入など、施設・設備整備による耐災害性の向上を図る。</p> <p>イ 農業水利施設等の整備については、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行うとともに気候変動や過疎化等の自然的・社会的状況に対応しつつ、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。</p>	<p>オ <u>激甚化・頻発化する災害に備え、市町村における一般廃棄物処理施設の耐震化を促進する。</u></p> <p>カ 平成 30 年に改定された国の災害廃棄物対策指針などを踏まえ、必要に応じて県計画等を<u>更に充実させるとともに</u>、市町村における災害廃棄物処理計画の策定<u>及び更なる充実を</u>促進する。</p> <p>キ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うため、県内市町村間の広域処理体制や関係団体との協力体制の整備・充実を図る。</p> <p>(2) 農業生産基盤の整備 【農林水産】</p> <p>ア <u>大規模自然災害</u>時においても円滑な食料等供給機能を維持するために、事業者・関係者間の連携・協力体制の構築やBCPの策定を推進するとともに、施設の老朽化対策や非常用電源設備の導入など、施設・設備整備による耐災害性の向上を図る。</p> <p>イ 農業水利施設等の整備については、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行うとともに気候変動や過疎化等の自然的・社会的状況に対応しつつ、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。</p>	<p>新潟県総合計画 第6章 (5) に合わせた改正</p> <p>文言修正</p> <p>語句の統一</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>ウ 大規模自然災害発生時に農業水利施設の用排水機能不全の防止を図るため、<u>老朽化対策や耐震化対策の実施など、適切な維持保全を推進する。</u></p> <p>(3) 中山間地域農業の維持と農山漁村の多面的機能の発揮【農林水産】</p> <p>ア 集落等の共同活動などにより農地等の地域資源の保全管理が</p>	<p>ウ 大規模自然災害発生時に農業水利施設の用排水機能不全の防止を図るため、<u>重要度・緊急度を考慮した耐震化対策を実施するなど、適切な整備・維持保全を推進する。</u></p> <p><u>エ 防災重点農業用ため池については、安全性評価を踏まえ、影響度の高いものから計画的にハード対策を進めるとともに、工事には時間を要することからハザードマップの活用や点検強化などのソフト対策を優先して実施する。</u></p> <p><u>オ 農業水利施設の安定的な機能発揮を確保するため、機能保全計画に基づき、劣化状況を把握する状態監視を一層強化・継続し、早期の補修等を推進する。あわせて、機能低下時の影響度や施設の重要性に応じて優先順位を設定し、適切な時期に長寿命化や更新などの対策を着実に実施する。</u></p> <p><u>カ 土地改良区が、地域の土地改良施設の保全に向けた将来像を関係者間で共有し、連携して取り組むことで、地域の農業生産基盤の保全及び土地改良区の運営基盤の強化を図ることができるよう、「水土里ビジョン」の策定を支援する。(2(1)【農林水産】イ再掲)</u></p> <p>(3) 中山間地域農業の維持と農山漁村の多面的機能の発揮【農林水産】</p> <p>ア 集落等の共同活動などにより農地等の地域資源の保全管理が</p>	<p>新潟県総合計画第6章 1(1)に合わせた改正</p> <p>新潟県総合計画第6章 1(1)に合わせた改正</p> <p>新潟県総合計画第6章 2(3)に合わせた改正</p> <p>新潟県総合計画第6章 2(3)に合わせた改正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>持続的に行われるよう、活動組織・体制の見直しや非農業者の参画を促し、農村協働力の強化を図るとともに、地域の創意工夫による活動計画づくりや実践活動を支援することにより、農村の集落機能を維持し、地域主体の取組を推進する。</p> <p>イ 市町村が行う農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の耐震化・長寿命化等に係る事業が円滑に進むよう支援する。</p> <p>ウ 地域の活動組織が実施する農地・農業用施設の保全管理等の強化を通じて国土保全など農地等の有する多面的機能の維持増進や地域防災力の向上にも資する農村コミュニティの維持・活性化を推進する。</p> <p>(4) 森林資源の利用促進による林業の振興 【農林水産】</p> <p>ア 森林の有する公益的機能（飛砂防備、防風、土砂流出防備、土砂崩壊防備、土壌浸食防止、洪水緩和等）の維持増進を図るため、適切な森林整備・保全活動等を推進するとともに、<u>地域材を活用した木材需要の創出を図る。</u></p>	<p>持続的に行われるよう、活動組織・体制の見直しや非農業者の参画を促し、農村協働力の強化を図るとともに、地域の創意工夫による活動計画づくりや実践活動を支援することにより、農村の集落機能を維持し、地域主体の取組を推進する。</p> <p>イ 市町村が行う農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の耐震化・長寿命化等に係る事業が円滑に進むよう支援する。</p> <p>ウ 地域の活動組織が実施する農地・農業用施設の保全管理等の強化や、「<u>田んぼダム</u>」の取組拡大に向けた共同活動の支援、<u>水田の貯留機能を向上させる農地整備の推進を通じて</u>国土保全など農地等の有する多面的機能の維持増進や地域防災力の向上にも資する農村コミュニティの維持・活性化を推進する。</p> <p>(4) 森林資源の利用促進による林業の振興 【農林水産】</p> <p>ア 森林の有する公益的機能（飛砂防備、防風、土砂流出防備、土砂崩壊防備、土壌浸食防止、洪水緩和等）の維持増進を図るため、適切な森林整備・保全活動等や、<u>これらの実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の整備を推進するとともに、県産材の需要拡大を図る必要がある。</u></p> <p>イ <u>林業に係る生産基盤である林道について、避難路や迂回路としての機能も維持するため、林道橋の保全対策を推進する。</u></p>	<p>新潟県総合計画第6章 1(1)に合わせた改正</p> <p>新潟県総合計画第6章 2(3)に合わせた改正</p> <p>新潟県総合計画第6章 1(1)に合わせた改正</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
<p>イ 自然公園等の施設の老朽化による施設機能の低下により、森林等の荒廃が助長されることから、老朽化に伴う修繕、更新などの対策を推進する。</p>	<p><u>ウ</u> 自然公園等の施設の老朽化による施設機能の低下により、森林等の荒廃が助長されることから、老朽化に伴う修繕、更新などの対策を推進する。</p> <p>(<u>横断的分野の推進方針</u>)</p> <p>A) <u>リスクコミュニケーション</u></p> <p>(1) <u>市町村が行う避難行動要支援者の個別避難計画策定が促進されるよう、県は、広域的自治体として、市町村、住民、自主防災組織、福祉・医療関係者、関係機関等が連携して計画作成や計画の実効性を高めるための体制づくりの支援を行う。(1 (2) 【保健医療・福祉】イ再掲)</u></p> <p>(2) <u>県民、地域・自主防災組織等、企業・団体、大学・研究機関、医療機関、行政等の防災に関わる各主体の取組の充実と連携の仕組みづくりを進める。</u></p> <p>(3) <u>防災に関する施策・方針決定過程及び防災現場においては、女性や高齢者、障害者などの多様な視点を反映させ、きめ細かな対策を講じる。(1 (2) 【行政機能 / 警察・消防 / 防災教育等】チ再掲)</u></p> <p>(4) <u>ボランティア、NPO、企業・団体等がノウハウを活かしたきめ細かな支援活動を円滑に行えるよう、平時から協力し合える関係づくりを推進する。特に、高齢者や障害者等の要配慮者への</u></p>	<p>国土強靱化基本計画に合わせた追加</p> <p>総合計画引用 第6章 1(1)</p> <p>総合計画引用 第6章 1(1)</p> <p>総合計画引用 第6章 1(1)</p> <p>総合計画引用 第6章 1(1)</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
	<p><u>適切な支援を行うため、市町村、福祉団体及び民間事業者等とともに広域的支援体制の充実を図る。</u></p> <p><u>(5) 人口減少や高齢化等が進む中、自主防災組織、消防団、企業・団体、学校等の地域の多様な主体が災害時に力を合わせる事が重要となっている。地域の実情に応じて、確実かつ円滑に避難誘導や安否確認、避難所運営支援等を行えるよう、地域が行う計画・体制づくり(「地区防災計画」の作成)や訓練等の取組を支援する。</u> <u>(1(3)【行政機能/警察・消防/防災教育等】イ再掲)</u></p> <p><u>(6) 県民一人一人が普段から災害に対しどのように備え、災害に関する情報に対してどう行動したらよいかを考え、準備や対策を講じる「自助」の取組が重要であることから、市町村とともに県民への防災に関する知識の普及や避難に対する意識の醸成を推進する。</u> <u>また、次世代に災害の教訓を引き継ぎ、災害に適切に対応する能力を持った人材を育成するため、学校・家庭・地域等が連携した防災教育を推進する。</u> <u>(1(3)【行政機能/警察・消防/防災教育等】ウ再掲)</u></p> <p><u>(7) 地域防災力の向上のためには、自主防災組織の育成が必要であることから、市町村が行う自主防災組織の育成や活動の活性化の取組について、県が支援を行うことにより全県的な底上げを推進する。</u> <u>(1(3)【行政機能/警察・消防/防災教育等】エ再掲)</u></p>	<p>総合計画引用 第6章 1(1)</p> <p>総合計画引用 第6章 1(1)</p> <p>総合計画引用 第6章 1(1)</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
	<p><u>(8) 地域防災を中心的に担っている消防団について、市町村や関係機関と、団員の確保、装備の充実、活動環境の整備等に取り組むとともに、その役割が従来の消火活動に加え、避難誘導や安否確認等に多様化していることから、消防団員の資質向上のための教育訓練をより一層強化する。</u> <u>(1 (3) 【行政機能 / 警察・消防 / 防災教育等】才再掲)</u></p> <p><u>(9) 児童生徒が自然災害等の危険から自らの命を守り抜くための主体的な行動を起こすことができる能力を育成するため、教育活動全体を通じた防災教育を推進する。</u> <u>(3 (3) 【行政機能 / 警察・消防 / 防災教育等】再掲)</u></p> <p><u>B) 人材育成</u></p> <p><u>(1) 災害対応の知見の組織的な蓄積、防災に携わる人材の育成等により、県庁組織全体の危機管理能力を向上させる。</u> <u>(1 (2) 【行政機能 / 警察・消防 / 防災教育等】才再掲)</u></p> <p><u>(2) 過去の災害対応で指摘された課題を踏まえ、県災害対策本部の組織及び体制の充実・強化を図り、図上訓練を含めた多彩な手法による実践的・効果的な訓練の実施により、危機等の発生時における対応力を向上させる。(1 (2) 【行政機能 / 警察・消防 / 防災教育等】キ再掲)</u></p> <p><u>(3) 被災市町村に派遣された応援職員が、応急対応や生活再建業</u></p>	<p>総合計画引用 第6章 1(1)</p> <p>総合計画引用 第6章 1(1)</p> <p>総合計画引用</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
	<p><u>務等を円滑に実施できるよう、業務内容の実施手順の標準化を図る。また、県内の被災自治体への応援職員の受入れに係る支援や、大規模自然災害時の県外への支援を円滑に行えるよう、県内市町村や他都道府県、国との連携を図る。</u></p> <p><u>(4) 地域防災を中心的に担っている消防団について、市町村や関係機関と、団員の確保、装備の充実、活動環境の整備等に取り組むとともに、その役割が従来の消火活動に加え、避難誘導や安否確認等に多様化していることから、消防団員の資質向上のための教育訓練をより一層強化する。(1 (3)【行政機能 / 警察・消防 / 防災教育等】才再掲)</u></p> <p><u>(5) 建設産業は、除雪や災害対応等の地域の安全・安心の確保や社会資本の整備等を担うとともに、地域の経済と雇用を支える重要な役割を果たしているため、将来の担い手確保や持続的に安定した経営を行う産業となるよう、建設産業の振興を図る。(2 (3)【産業・情報通信】工再掲)</u></p> <p><u>(6) 災害急性期(発災後 48 時間以内)において必要な医療を確保するため、引き続き、災害派遣医療チーム (DMAT) の養成を図る。(3 (1)【保健医療・福祉】ウ再掲)</u></p> <p><u>(7) 精神保健医療への需要拡大に対応するため、災害派遣精神医療チーム (DPAT) 等の整備を図る。(3 (1)【保健医療・福祉】キ再掲)</u></p>	<p>第6章 1 (1)</p> <p>総合計画引用 第6章 1 (1)</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
	<p><u>(8) 災害派遣福祉チーム員（DWAT）の増員、資質向上を引き続き図っていく。</u> <u>（3(1)【保健医療・福祉】シ再掲）</u></p> <p><u>C) 官民連携</u></p> <p><u>(1) 災害発生時の応援協定を関係団体と締結し、日頃から連携を取るとともに、国などと大規模な災害発生時の対応方策について推進する。</u> <u>（1(1)【国土保全】オ再掲）</u></p> <p><u>(2) 県民の暮らしを脅かす様々な危機に的確に対応するためには、生活環境・医療福祉・産業経済・土木建築・教育など多方面にわたる関連施策の有機的な連携が必要となる。このため、県民、地域、企業・団体などのあらゆる主体の防災の取組を促進するとともに、相次ぐ自然災害からの教訓等を踏まえ、防災・危機管理体制の充実・強化や地域防災計画の見直し、広域避難対策への取組等により、関連施策の一体的な推進を図り、併せて、積極的に情報発信していく。</u> <u>（1(2)【行政機能／警察・消防／防災教育等】カ再掲）</u></p> <p><u>(3) 大規模自然災害発生時にサプライチェーン を確保するため、中小企業のBCP策定を支援する。</u> <u>「サプライチェーン」～企業の経営・管理で使用する用語で、原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、販売、配送まで</u></p>	

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
	<p><u>の製品の全体的な流れのこと。</u> <u>(2 (3) 【産業・情報通信】カ再掲)</u></p> <p><u>(4) 大規模自然災害発生時の電力及び工業用水の供給停止は、地域の経済活動に重大な影響を与えることから、施設の耐震化・老朽化対策を推進するとともに、早期復旧に必要な計画の策定や他の事業者との応援・連絡体制の整備等の取組を進め、事業継続性の確保を図る。</u> <u>(2 (4) 【産業・情報通信】ア再掲)</u></p> <p><u>(5) 災害時の輸送・保管体制の確保のため、協定を締結している団体（公益社団法人新潟県トラック協会、赤帽新潟県軽自動車運送協同組合、新潟県倉庫協会）などとの連携の強化を推進する。</u> <u>(2 (7) 【交通・物流】ア再掲)</u></p> <p><u>(6) 東日本大震災や能登半島地震等の教訓を踏まえ、防災拠点としての機能強化を図るとともに、首都直下地震等の大規模自然災害発生時における港湾のリダンダンシー（代替機能）を確保する。</u></p> <p><u>(7) 災害時において高齢者、障害者等の要配慮者に対する緊急支援を図るため、市町村、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークの構築を促進する。(3 (1) 【保健医療・福祉】ス再掲)</u></p>	<p>総合計画引用 第6章 1(2)</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
	<p><u>(8) 災害時の飲食料確保のため、飲料水・食料等の備蓄や、事業者等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、住民への備蓄の意識啓発を行う。(3(2)【行政機能/警察・消防等/防災教育等】再掲)</u></p> <p><u>D) 老朽化対策</u></p> <p><u>(1) 維持管理、補修及び更新を計画的に行うことで、維持管理費用の抑制、予算の平準化及び施設の長寿命化を図るために、予防保全型維持管理を推進する。</u></p> <p><u>(2) インフラ施設の点検結果等各種データの蓄積を行い、これらを踏まえた施設の劣化予測技術の精度向上を図る。また、産官学で連携し、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減につながる材料や工法の技術開発を推進するとともに、国の技術者資格登録制度を活用することにより、点検・診断等の技術力の向上を図るなど、更なる技術者の育成に引き続き取り組む。あわせて、デジタル技術を活用した点検等の省力化及び効率化を図ることでコスト縮減や担い手不足の課題にも対応し、より適切な維持管理等を行う。</u></p> <p><u>(3) インフラ施設等の維持管理を行っていく上で共有する課題等は、国や市町村等と情報交換や連携を行うなど、より効果的な維持管理につなげる。また、市町村職員の人材育成及び技術力向上を図るとともに、市町村が実施する点検、計画策定などについて支援を行う。</u></p>	<p>総合計画引用 第6章 1(2)</p> <p>総合計画引用 第6章 1(2)</p> <p>総合計画引用 第6章 1(2)</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
	<p><u>(4) インフラ施設等の維持管理・更新などを効率的・効果的に行う観点からは、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、PPP / PFI の手法を積極的に活用する。</u></p> <p><u>(5) 県内港の利用促進及び船舶航行や港湾施設利用の安全を確保するため、今後の取扱貨物量の動向や港湾利用者のニーズを的確に把握し、更なる機能強化や老朽化対策に加え、予防保全型による適切な維持管理を図る。</u></p> <p><u>E) 研究開発</u></p> <p><u>(1) 気象災害予測や技術を有する研究機関等と連携し、より詳細で、かつ分かりやすい防災情報を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を推進する。</u> <u>(1 (2) 【行政機能 / 警察・消防 / 防災教育等】ト再掲)</u></p> <p><u>(2) 広域災害発生時において、県と市町村とが連携して速やかに被災者を支援するため、専用アプリや新たなシステムの構築、ドローンの活用等、デジタル技術等を活用し、確実な避難と支援の高度化を目指す。</u></p> <p><u>F) デジタル活用</u></p> <p><u>(1) 新潟県総合防災情報システムについて、情報発信等の内容の</u></p>	<p>総合計画引用 第6章 1 (2)</p> <p>総合計画引用 第6章 1 (2)</p> <p>総合計画引用 第6章 1 (1)</p>

第4章 強靱化の推進方針

改正前	改正後	改正理由等
	<p><u>拡充を図る。</u> <u>(1 (2) 【行政機能 / 警察・消防 / 防災教育等】ソ再掲)</u></p> <p><u>(2) 災害に強い地域づくりに向け、地震被害想定調査の見直し結果を反映した地震被害想定システムを活用し、地震被害対策の強化を図る。</u> <u>((1 (2) 【行政機能 / 警察・消防 / 防災教育等】ナ再掲))</u></p> <p><u>(3) 広域災害発生時において、県と市町村とが連携して速やかに被災者を支援するため、専用アプリや新たなシステムの構築、ドローンの活用等、デジタル技術等を活用し、確実な避難と支援の高度化を目指す。</u></p> <p><u>(4) 住民の迅速かつ確実な避難行動につなげるため、身近な河川状況等の防災情報をきめ細やかにかつ切迫感が伝わるように、ITやIoTなど様々な技術を活用し、防災アプリやLアラートなどで情報発信するとともに、市町村の適切な避難指示等の発令支援を行う。</u> <u>(1 (2) 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】ツ再掲)</u></p> <p><u>(5) 災害等から命を守るため、住民目線に立った情報伝達の在り方について、市町村・関係機関と連携しながら見直し、県民等への分かりやすい情報発信に取り組むとともに、情報インフラ(注)を活用した災害対応に資する情報収集や情報提供手段の多重化を促進する。</u></p>	<p>総合計画引用 第6章 1(1)</p> <p>総合計画引用 第6章 1(1)</p> <p>総合計画引用 第6章 1(1)</p> <p>総合計画引用 第6章 1(1)</p>

第5章 計画の推進と見直し

改正前	改正後	改正理由等
<p>第5章 計画の推進と見直し</p> <p>1 特に配慮すべき事項 県民の安全と安心を確保するため、ハード・ソフト対策をもう一段加速し、一体的・総合的に防災・減災対策を推進するとともに、適切にインフラ施設及び公共施設の維持管理・補修・更新などの老朽化対策を継続するために、次の事項に特に配慮し本計画の取組を進めるものとする。</p> <p>(1) 災害から県民の命と暮らしを守るハード対策の強化 (災害の防止・軽減を図るための治水・治山・土砂災害対策・落石対策・雪崩対策等の事前対応の強化、救急活動の迅速化や生活・経済活動の早期回復のための避難路や緊急輸送道路の確保、市町村等と連携した住宅・建築物の耐震化、早期復興を想定したまちづくり等の事前復興 など)</p> <p>(2) 確実な避難行動につなげる住民目線のソフト対策の強化 (洪水浸水想定区域図作成・公表や土砂災害警戒区域等の指定、洪水・土砂災害・津波のハザードマップ作成や要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援、地域防災力の向上に資する支援、市町村への防災情報の提供 など)</p> <p>(3) 大規模災害発生時にネットワークの多重性を確保する日本海国土軸等の強化 (災害時における道路の多重性を確保するため広域道路ネット</p>	<p>第5章 計画の推進と見直し</p> <p>1 特に配慮すべき事項 県民の安全と安心を確保するため、ハード・ソフト対策をもう一段加速し、一体的・総合的に防災・減災対策を推進するとともに、適切にインフラ施設及び公共施設の維持管理・補修・更新などの老朽化対策を継続するために、次の事項に特に配慮し本計画の取組を進めるものとする。</p> <p>(1) 災害から県民の命と暮らしを守るハード対策の強化 (災害の防止・軽減を図るための治水・治山・土砂災害対策・落石対策・雪崩対策等の事前防災対策の強化、救急活動の迅速化や生活・経済活動の早期回復のための避難路や緊急輸送道路の確保、市町村等と連携した住宅・建築物の耐震化、早期復興を想定したまちづくり等の事前復興 など)</p> <p>(2) 確実な避難行動につなげる住民目線のソフト対策の強化 (洪水浸水想定区域図作成・公表や土砂災害警戒区域等の指定、洪水・土砂災害・津波のハザードマップ作成や要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援、避難行動要支援者の個別避難計画作成支援、地域防災力の向上に資する支援、市町村への防災情報の提供 など)</p> <p>(3) 大規模自然災害発生時にネットワークの多重性を確保する日本海国土軸等の強化 (災害時における道路の多重性を確保するため広域道路ネット</p>	<p>国土強靱化基本計画、国土強靱化実施中期計画に配慮し、新総合計画の文言に合わせた改正</p> <p>文言修正</p> <p>新潟県総合計画第6章 1(2)に合わせ追加</p> <p>語句の統一</p>

第5章 計画の推進と見直し

改正前	改正後	改正理由等
<p>ワークの構築を図る、全国的な大規模災害発生時の物資輸送や災害対応への支援のため日本海東北自動車道のミッシングリンク解消を図る など)</p> <p>(4) 計画的・効率的な維持管理等によるインフラ施設及び公共施設の安全の確保 (災害発生時において、施設の機能が維持されるよう、適切な維持管理・補修・更新などの老朽化対策を継続的に実施、災害時の対応に必要とされる公共施設の耐震化 など)</p> <p>2 施策の重点化 限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画では、特に配慮すべき事項との関連、県の役割の大きさ、地域の特性を踏まえた影響の大きさと緊急度並びに「新潟県総合計画」との調和等の観点から、各部局において重点化について検討し、必要に応じ関係部局と連携を図るものとする。</p> <p>3 推進上の留意点 推進方針の「柱」は、部局横断的な施策群であり、いずれも、一つの部局の枠の中で実現できるものではない。このため、関係する部局が、国、市町村等との連携を図りつつ、施策の推進に当たるよう努めるものとする。</p>	<p>ワークの構築を図る、全国的な大規模自然災害発生時の物資輸送や災害対応への支援のため日本海沿岸東北自動車道の未整備区間解消を図る など)</p> <p>(4) <u>インフラ施設及び公共施設の予防保全型維持管理への転換及び維持管理の高度化・効率化の推進</u> (災害発生時において、施設の機能が維持されるよう、適切な維持管理・補修・更新などの老朽化対策を継続的に実施、災害時の対応に必要とされる公共施設の耐震化 など)</p> <p>2 施策の重点化 限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画では、特に配慮すべき事項との関連、県の役割の大きさ、地域の特性を踏まえた影響の大きさと緊急度並びに「新潟県総合計画」との調和等の観点から、各部局において重点化について検討し、必要に応じ関係部局と連携を図るものとする。</p> <p>3 推進上の留意点 <u>(1) 国、市町村等と連携した施策推進及び実効性・効率性確保</u> 推進方針の「柱」は、部局横断的な施策群であり、いずれも、一つの部局の枠の中で実現できるものではない。このため、関係する部局が、国、市町村等との連携を図りつつ、施策の推進に当たるよう努めるものとする。</p>	<p>文言修正</p> <p>新潟県総合計画第6章 1(2)にあわせた改正</p> <p>項目の追加</p>

第5章 計画の推進と見直し

改正前	改正後	改正理由等
<p>また、PDCA サイクルを通じて得られた改善点を適切に反映するなど、本計画の目標の実現に向けて取組の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する。</p>	<p>また、PDCA サイクルを通じて得られた改善点を適切に反映するなど、本計画の目標の実現に向けて取組の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する。</p> <p><u>(2) デジタルの活用による効率的な推進</u> <u>人口減少下において、各種の国土強靱化の取組を従来よりも効率的に推進するためには、日進月歩のデジタル技術の進展を捉え、中長期的な視点に立って、有用な最先端のデジタル技術を活用し、災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化や、防災インフラやライフラインの施工・管理の合理化を図るなど、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進していくことが必要である。</u> <u>このため、脆弱性評価を通じて把握された課題を解決するデジタルの活用について検討するとともに、個別事業の実施やPDCA サイクルを通じて施策の改善を図り、国のデジタル基盤整備等と連携した取組を推進する。</u></p> <p><u>(3) 国土強靱化に関する広報・普及啓発</u> <u>国土強靱化の推進に当たっては、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者の取組が不可欠であり、民間企業・団体や地域コミュニティ、また家庭や個人等のあらゆるレベルにおいて、事前防災の必要性やその効果等も含め、更に理解・関心を高めていく必要がある。国の「国土強靱化広報・普及啓発活動戦略(令和4年6月)」を踏まえ、防災や国土強靱化に関する広報・普及啓発活動に取り組む。</u></p>	<p>国土強靱化基本計画に合わせた追加</p> <p>国土強靱化基本計画に合わせて追加</p>

第5章 計画の推進と見直し

改正前	改正後	改正理由等
<p>4 取り組むべき具体的な個別事業 本計画に基づき取り組むべき具体的な個別事業は、毎年、「新潟県国土強靱化地域計画アクションプログラム」として別冊にて取りまとめ公表する。</p> <p>5 計画の見直し 本計画については、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の進捗状況等のほか、本県全体の政策の方向を示す「新潟県総合計画」の見直しサイクルとの整合性を考慮し、概ね5年後に計画内容の見直しを行うこととする。 また、それ以前においても、毎年度の施策及び施策の柱の進捗状況等により必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を加えるものとする。</p>	<p><u>(4) 推進に当たって対応すべき「3つの変化」</u> <u>国は、第一次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月策定)において、国土強靱化施策の推進に当たっては、以下の3つの変化に対応していく必要があるとしており、本県としても、3つの変化を考慮しながら施策を推進していくものとする。</u> <u>災害外力・耐力の変化への対応</u> <u>人口減少等の社会状況の変化への対応</u> <u>事業実施環境の変化への対応</u></p> <p>4 取り組むべき具体的な個別事業 本計画に基づき取り組むべき具体的な個別事業は、毎年、「新潟県国土強靱化地域計画アクションプログラム」として別冊にて取りまとめ公表する。</p> <p>5 計画の見直し <u>(1) 計画の見直し時期</u> 本計画については、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、<u>国全体の</u>国土強靱化の施策の進捗状況等のほか、本県全体の政策の方向を示す「新潟県総合計画」の見直しサイクルとの整合性を考慮し、概ね5年後に計画内容の見直しを行うこととする。 また、それ以前においても、毎年度の施策及び施策の柱の進捗状況等により、必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を加えるものとする。</p>	<p>国土強靱化中期計画に合わせて追加</p> <p>項目建て及び文言の修正</p>

第5章 計画の推進と見直し

改正前	改正後	改正理由等
	<p><u>(2) P D C Aサイクルによる計画の着実な推進</u> <u>本計画の推進に当たっては、「第4章 強靱化の推進方針」の進捗状況及び付属資料2「推進方針の柱ごとのK P I」の達成状況を踏まえ、施策全体の検証を行い、その結果を踏まえて更なる施策推進につなげていくというP D C Aサイクルを構築し、本県の国土強靱化の着実な推進を図る。</u> <u>このP D C Aサイクルを効果的に機能させるため、上記4の「新潟県国土強靱化地域計画アクションプログラム」を毎年度策定し、計画の実効性を高める。</u> <u>また、計画の進捗状況を踏まえた施策の着実な推進を図るため、毎年度、施策の進捗状況の把握及び分析を行い、必要に応じて施策の推進方針を見なおすものとする。</u></p>	<p>追加</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

第3章1「(2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を部局横断的に調査し、施策分野ごとの状況や課題を分析するとともに、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。以下の表は、現行の計画策定に当たって実施した脆弱性評価結果と、今回の改定に当たって実施した脆弱性評価の結果を推進方針の柱ごとに対比したものである。

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果</p> <p>1 一段加速した防災・減災対策の推進</p> <p>(1) 県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策の推進 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 平成30年6月に気候変動適応法が成立(同年12月に施行)し、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが一層重要とされたところであり、法に基づく地域気候変動適応計画を策定し、適応策の推進を図る必要がある。</p> <p>イ 消防防災施設の整備・耐震化等による地域における防災基盤等の整備のため、耐震性貯水槽等の整備を計画的に進める必要がある。</p> <p>【住宅・都市】</p> <p>ア 被災後、迅速かつ確かな復興まちづくりに着手できるようにするため、市町村は復興事前準備を進めておく必要がある。</p> <p>イ <u>県営住宅入居者の生命・財産を守るだけでなく、大災害時の仮入居先として確保するためにも、耐震化を推進する必要がある。</u></p> <p>ウ 地震時における住宅・建築物及びブロック塀の倒壊等の被害から県民</p>	<p>付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果</p> <p>1 一段加速した防災・減災対策の推進</p> <p>(1) 県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策の推進 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 平成30年6月に気候変動適応法が成立(同年12月に施行)し、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが一層重要とされたところであり、法に基づく地域気候変動適応計画を策定し、適応策の推進を図る必要がある。</p> <p>イ 消防防災施設の整備・耐震化等による地域における防災基盤等の整備のため、耐震性貯水槽等の整備を計画的に進める必要がある。</p> <p><u>ウ 地籍調査の進捗率は36%(R6)と遅れており、防災関連事業や被災後における復旧復興に遅れが生じるおそれがあるため、地籍調査を推進する必要がある。</u></p> <p>【住宅・都市】</p> <p>ア 被災後、迅速かつ確かな復興まちづくりに着手できるようにするため、市町村は復興事前準備を進めておく必要がある。</p> <p>(削除)</p> <p>イ 地震時における住宅・建築物及びブロック塀の倒壊等の被害から県民</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>の生命・財産を守るためには、現行の耐震基準を満たしていない住宅・建築物の耐震診断、耐震改修及びブロック塀の安全対策の促進を図る必要がある。</p> <p>エ かけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり等の土砂災害から県民の生命・財産を守るためには、災害危険区域等にある住宅の移転促進を図る必要がある。</p> <p>【交通・物流】</p> <p>大規模自然災害時には、救命救急・消火活動・応急復旧や物資の輸送など広域的な救急活動を展開する必要があることから、市町村の庁舎・救援物資等の備蓄地点などの防災拠点へアクセスする緊急輸送道路等の整備の推進を図る必要がある。</p> <p>【農林水産】</p> <p>ア 大規模自然災害に備えて森林の公益的機能（飛砂防備、防風、土砂流出防備、土砂崩壊防備、土壌浸食防止、洪水緩和等）が発揮されるよう適切な維持管理等に努める必要がある。</p> <p>イ 本県は、山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在するために、土砂災害による被害をうける恐れがある地区が多く存在することから、計画的に地すべり防止施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>の生命・財産を守るためには、現行の耐震基準を満たしていない住宅・建築物の耐震診断、耐震改修及びブロック塀の安全対策の促進を図る必要がある。</p> <p>ウ かけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり等の土砂災害から県民の生命・財産を守るためには、災害危険区域等にある住宅の移転促進を図る必要がある。</p> <p>【交通・物流】</p> <p>ア 大規模自然災害時には、救命救急・消火活動・応急復旧や物資の輸送など広域的な救急活動を展開する必要があることから、市町村の庁舎・救援物資等の備蓄地点などの防災拠点へアクセスする緊急輸送道路等の整備の推進を図る必要がある。</p> <p><u>イ 大規模自然災害が発生しても生活・経済活動を早期に回復させるには、避難者や緊急物資の輸送機能・経済活動の維持に必要な一定の物流機能の確保が必要であるため、港湾施設の耐震性能の強化を図る必要がある。</u></p> <p>【農林水産】</p> <p>ア 大規模自然災害に備えて森林の公益的機能（飛砂防備、防風、土砂流出防備、土砂崩壊防備、土壌浸食防止、洪水緩和等）が発揮されるよう適切な維持管理等に努める必要がある。</p> <p>イ 本県は、山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在するために、土砂災害による被害をうける恐れがある地区が多く存在することから、計画的に地すべり防止施設の整備を進める必要がある。</p> <p><u>ウ 広い県土と長大な河川や海岸線を有し、また、脆弱な山地が多くを占めるなか、近年、気候変動により豪雨が激甚化・頻発化し、現行施設の能力</u></p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>【国土保全】</p> <p>ア 救命・救急活動を迅速に行うための支援や、避難路や代替輸送路の確保のため、災害発生時の二次災害防止と災害からの迅速な復旧を行う必要がある。</p> <p>イ 本県の河川管理延長は全国第2位と長く、氾濫浸水区域となる低平地に人口・資産が集中しており、また近年の気候変動により豪雨災害等が激甚化・頻発化している。</p> <p>ウ 災害時に、河川管理施設の機能不全に伴う二次災害等を発生させないよう、必要に応じた河川整備、耐震対策などの検討を計画的に進める必要がある。</p> <p>エ 本県の要保全海岸延長は全国第4位と長く、海岸沿いの低平地に人口・資産が集中し、近年も侵食・高潮被害等が発生していることから、着実に海岸保全施設を整備する必要がある。また、海岸保全施設の機能不全に伴う二次災害等を発生させないよう、必要に応じた耐震対策などの検討を計画的に進める必要がある。</p> <p>オ 地震等発生後、二次災害の発生を防ぐために県が実施する<u>土砂災害危険箇所緊急点検</u>を速やかに実施する必要がある。また、この調査結果や、河道閉塞(天然ダム)等が発生した場合に国が実施する緊急調査の結果に</p>	<p><u>を上回る災害により甚大な被害が広範囲で発生していることを踏まえ、災害を未然に防ぐ治山・海岸保全施設などの着実なハード整備と避難等のソフト対策を一体的・総合的に組み合わせ、県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策を推進する必要がある。</u></p> <p>【国土保全】</p> <p>ア 救命・救急活動を迅速に行うための支援や、避難路や代替輸送路の確保のため、災害発生時の二次災害防止と災害からの迅速な復旧を行う必要がある。</p> <p>イ 本県の河川管理延長は全国第2位と長く、氾濫浸水区域となる低平地に人口・資産が集中しており、また近年の気候変動により豪雨災害等が激甚化・頻発化している。<u>加えて、急峻な地形と脆弱な地質からなる中山間地が本県の70%以上を占めていることから、洪水や土砂災害等の自然災害リスクが非常に高い。</u></p> <p>ウ <u>大規模自然災害時において</u>、河川管理施設の機能不全に伴う二次災害等を発生させないよう、必要に応じた河川整備、耐震対策などの検討を計画的に進める必要がある。</p> <p>エ 本県の要保全海岸延長は全国第4位と長く、海岸沿いの低平地に人口・資産が集中し、近年も侵食・高潮被害等が発生していることから、着実に海岸保全施設を整備する必要がある。また、<u>大規模自然災害時において</u>、海岸保全施設の機能不全に伴う二次災害等を発生させないよう、必要に応じた耐震対策などの検討を計画的に進める必要がある。</p> <p>オ 地震等発生後、二次災害の発生を防ぐために県が実施する<u>土砂災害警戒区域等緊急点検</u>を速やかに実施する必要がある。また、この調査結果や、河道閉塞(天然ダム)等が発生した場合に国が実施する緊急調査の結</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>ついて、市町村等を通じて速やかに関係者・関係機関に伝達する必要がある。</p> <p>カ 砂防関係施設の整備率は、令和元年度末で20～30%と低い水準にとどまっており、土砂災害に対する安全度の向上のため、砂防事業を推進する必要がある。</p> <p>キ <u>平成30年7月豪雨では、浄水場などのライフラインや高規格道路などの重要交通網が被災し、国民生活に重大な影響を与えるとともに、復旧・復興の大きな妨げとなったことから、重要インフラを保全する砂防施設の整備を推進する必要がある。</u></p> <p>ク <u>地域の避難所や避難路は限られており、土砂災害に伴い被害が生じると、避難に困難が生じるため、円滑な避難を確保するための砂防施設の整備を推進する必要がある。</u></p> <p>ケ <u>平成29年7月九州北部豪雨では、山地部の河川や溪流で大量の土砂や流木が発生し、下流域の被害が拡大したことから、重要な保全対象の上流域で砂防施設の整備を進める必要がある。</u></p> <p>コ <u>県土の約75%は脆弱な山間地からなる中山間地であり、過去10年間の土砂災害の発生件数は全国3位となっている。</u></p> <p>サ <u>近年、これまで経験したことのない未曾有の土砂災害が多発していることから、県民の生命・財産を守るために土砂災害対策を推進する必要がある。</u></p> <p>シ <u>集落雪崩対策の整備率は、平成30年度末で7.0%に止まっており、雪崩災害に対する安全度の向上のため、集落雪崩対策事業を推進する必要がある。</u></p>	<p>果について、市町村等を通じて速やかに関係者・関係機関に伝達する必要がある。</p> <p>カ 砂防関係施設の整備率は、<u>令和6年度末で約3割</u>と低い水準にとどまっており、土砂災害に対する安全度の向上のため、砂防事業を推進する必要がある。</p> <p>キ <u>本県は、日本海側特有の豪雪地帯という気象条件に加えて、脆弱な地質や急峻な地形という自然条件のために、毎年、多くの土砂災害が発生しており、過去10年間の土砂災害の発生件数は全国6位となっており、令和4年8月の県北豪雨では土砂災害により多数の被害が発生した。</u> <u>このため、県民の生命・財産を守るために土砂災害対策を推進する必要がある。</u></p> <p>削除</p> <p>ク <u>雪崩対策の整備率は、令和6年度末で7.1%に止まっており、雪崩災害に対する安全度の向上のため、雪崩対策事業を推進する必要がある。</u></p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>(2) 防災・危機管理体制の強化 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 大規模自然災害等の発生時においても業務を継続するために、重要な情報システム等の復旧・運用継続に係る ICT 業務継続計画の内容を<u>拡充</u>する必要がある。</p> <p>イ <u>大規模自然災害時においても通信を確保するため、県庁と地域振興局及び市町村間の無線の二重化を図った。これらを維持していくため保守の拡充を図ると共に、通信方式の高度化に対応していく必要がある。</u></p> <p>ウ 県庁舎事業者回線は<u>光回線と ISDN 回線の二重化を図ったので、</u>これらが正常に稼働するよう維持していく必要がある。また、災害時優先電話回線は増やすことが出来ないことから、<u>現在の回線数を維持し続ける必要がある。</u></p> <p>エ 県庁及び地域振興局の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。</p> <p>オ 災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、総合防災訓練の実施により、各防災関係機関及び自主防災組織、地域団体、住民との協力体制を確立する必要がある。</p> <p>カ 市町村等防災機関の意思決定を支援し、県民へ安全・安心情報を配信するため、県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供する情報システムを整備・維持する必要がある。人的被害を最小限にとどめるため、避難者等へ迅速・確実に情報を提供するための情報伝達体制を整備する必要がある。</p>	<p>(2) 防災・危機管理体制の強化 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 大規模自然災害等の発生時においても業務を継続するために、重要な情報システム等の復旧・運用継続に係る ICT 業務継続計画の内容を<u>更新</u>する必要がある。</p> <p>イ <u>大規模自然災害時における</u>通信を確保するため、県庁と地域振興局及び市町村間で<u>二重化された無線回線が正常に機能するよう設備の保全、運用の習熟を図る必要がある。</u></p> <p>ウ 県庁舎事業者回線は<u>二重化を図っている</u>ので、これらが正常に稼働するよう維持していく必要がある。また、災害時優先電話回線を維持し続ける必要がある。</p> <p>エ 県庁及び地域振興局の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。</p> <p>オ 災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、総合防災訓練の実施により、各防災関係機関及び自主防災組織、地域団体、住民との協力体制を確立する必要がある。</p> <p>カ 市町村等防災機関の意思決定を支援し、県民へ安全・安心情報を配信するため、県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供する情報システムを整備・維持する必要がある。人的被害を最小限にとどめるため、避難者等へ迅速・確実に情報を提供するための情報伝達体制を整備する必要がある。</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>キ <u>大規模災害</u>に備え、計画の期限である<u>令和5年度末までに</u>緊急消防援助隊の増隊を市町村に働きかける必要がある。</p> <p>ク 常備消防力の強化のため、補助金等を活用した整備を市町村に働きかける必要がある。</p> <p>ケ 平成28年度までに東京都及び大阪府に災害警備訓練施設を設置し、災害警備訓練施設の整備目標は達成された。引き続き、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備する必要がある。</p> <p>コ 災害現場での救命・救助活動能力を高めるため、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。</p> <p>サ 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備等を図る必要がある。</p> <p>シ 市町村から避難所の指定を受けた県立施設は、災害時の対応も想定し、環境を整備する必要がある。</p> <p>【人材育成】</p> <p>ア 被災市町村でマンパワー不足等が起こっても、<u>円滑な災害対応ができるよう自治体相互の応援体制を強化するとともに、共通システムの導入等による業務の標準化を推進した。今後も県・市町村の連携体制を強化するとともに、市町村のBCPや受援計画の策定支援を強化する必要がある。</u></p>	<p>キ <u>大規模自然災害</u>に備え、計画の期限である<u>令和10年度末までに</u>緊急消防援助隊の増隊を市町村に働きかける必要がある。</p> <p>ク 常備消防力の強化のため、補助金等を活用した整備を市町村に働きかける必要がある。</p> <p>ケ 平成28年度までに東京都及び大阪府に災害警備訓練施設を設置し、災害警備訓練施設の整備目標は達成された。引き続き、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備する必要がある。</p> <p>コ 災害現場での救命・救助活動能力を高めるため、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。</p> <p>サ 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備等を図る必要がある。</p> <p><u>シ 災害関連死の防止及び避難所における良好な生活環境の確保のため、避難所の円滑な運営に向けた市町村の取組を支援する必要がある。また、避難所における良好な生活環境の確保に必要な設備、備品等の整備を進めるとともに、市町村の避難所環境改善に係る取組を支援する必要がある。</u></p> <p>ス 市町村から避難所の指定を受けた県立施設は、災害時の対応も想定し、環境を整備する必要がある。</p> <p>【人材育成】</p> <p>ア 被災市町村のマンパワー不足等が起こっても、<u>自治体相互の応援協定に基づき円滑な災害対応ができるよう、業務の標準化を図る必要がある。また、被災市町村が業務を継続し、応援を受け入れるため、BCPや受援計画の策定を促進する必要がある。</u></p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>イ 災害対応のノウハウや知見が組織として継承される仕組みが十分に整っていないことから、これまでのノウハウ等を組織として蓄積する仕組みを構築する必要がある。</p> <p>【研究開発】 災害に強い地域づくりに向け、地震被害想定調査の見直し結果を反映した地震被害想定システムの開発を進め、地震被害対策の強化を図る必要がある。</p> <p>【住宅・都市】 下水道管渠の耐震化率は95% (H30)、下水道施設の耐震化率は43% (H30)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、汚水処理人口普及率の向上を図る必要がある。</p> <p>【保健医療・福祉】 災害時における外国人支援では、多言語による情報提供等を行う多言語支援窓口の設置・運営や通訳・翻訳ボランティア等が必要になることから、県、市町村、地域国際化協会等関係団体が協働して、外国人に対する防災教育や多言語支援体制を構築する必要がある。</p> <p>【産業・情報通信】 大規模災害等の発生時において、可能な限り電力及び工業用水の供給を中断させず、中断した場合においても可能な限り早急に復旧するために必要な取組の策定を進めていく必要がある。</p>	<p>イ 災害対応のノウハウや知見が組織として継承される仕組みが十分に整っていないことから、これまでのノウハウ等を組織として蓄積する仕組みを構築する必要がある。</p> <p>【研究開発】 災害に強い地域づくりに向け、地震被害想定調査の見直し結果を反映した地震被害想定システムを活用し、地震被害対策の強化を図る必要がある。</p> <p>【住宅・都市】 下水道管渠の耐震化率は95% (R6)、下水道施設の耐震化率は57% (R6)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、汚水処理人口普及率の向上を図る必要がある。</p> <p>【保健医療・福祉】 災害時における外国人支援では、多言語による情報提供等を行う多言語支援窓口の設置・運営や通訳・翻訳ボランティア等が必要になることから、県、市町村、地域国際化協会等関係団体が協働して、外国人に対する防災教育や多言語支援体制を構築する必要がある。</p> <p>【産業・情報通信】 大規模自然災害等の発生時において、可能な限り電力及び工業用水の供給を中断させず、中断した場合においても可能な限り早急に復旧するために必要な取組の策定を進めていく必要がある。</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>【交通・物流】</p> <p>災害時における港湾、空港、鉄道の各施設での人的被害や混乱、事故等を防止するため、外国人を含めた施設利用者に対し、被害や避難に係る正確な情報を適切な方法で、迅速かつ着実に伝えるため、関係機関とも連携し、情報提供の強化を図る必要がある。</p> <p>(3) 県民の防災意識・地域防災力の向上</p> <p>【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 災害時における互助の取組を進める必要がある。自主防災組織の活動カバー率(平成31年4月1日現在)は県内平均85.3%(同時点の全国平均84.1%)となっており、一定程度組織化は進んでいるとみられるが、引き続き、未組織化の地域での結成促進及び結成済みの地域での活動の活性化を促す必要がある。</p> <p>イ 消防団員の確保のため、市町村と連携を図りながら施策を進めていく必要がある。</p> <p>【リスクコミュニケーション】</p> <p>ア 国土強靱化を進める上で、「<u>にいがた防災戦略</u>」の基本方針「<u>あらゆる主体の力を集めて効果的に災害に対応する</u>」が実践されるよう教育、訓練、啓発等の機会が継続的に与えられるようにする必要がある。</p> <p>イ 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持向上させる必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組</p>	<p>【交通・物流】</p> <p>災害時における港湾、空港、鉄道の各施設での人的被害や混乱、事故等を防止するため、外国人を含めた施設利用者に対し、被害や避難に係る正確な情報を適切な方法で、迅速かつ着実に伝えるため、関係機関とも連携し、情報提供の強化を図る必要がある。</p> <p>(3) 県民の防災意識・地域防災力の向上</p> <p>【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 災害時における互助の取組を進める必要がある。自主防災組織の活動カバー率(<u>令和6年4月1日現在</u>)は県内平均87.7%(同時点の全国平均85.4%)となっており、一定程度組織化は進んでいるとみられるが、引き続き、未組織化の地域での結成促進及び結成済みの地域での活動の活性化を促す必要がある。</p> <p>イ 消防団員の確保のため、市町村と連携を図りながら施策を進めていく必要がある。</p> <p>【リスクコミュニケーション】</p> <p>ア 国土強靱化を進める上で、「<u>新潟県防災基本条例</u>」の目的「<u>多様な主体が連携して防災に対する対策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心な地域社会の実現に資すること</u>」が実践されるよう教育、訓練、啓発等の機会が継続的に与えられるようにする必要がある。</p> <p>イ 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持向上させる必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>織、団体の主体的な活動について、後方支援等を含め促進する必要がある。</p> <p>【研究開発】 平成10年3月に公表した地震被害想定調査結果以降、<u>見直しがされていないため、発災後の実被害との乖離が大きくなる</u>ことが想定される。したがって、<u>最新の知見や社会情勢の変化を踏まえた地震被害想定調査の見直しが必要である。</u></p> <p>(4) 火災予防の推進 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 ア <u>火災については、例年、住宅火災の発生件数が多く、高齢者の死者割合が高いことから、消防本部と連携して火災予防対策を推進する必要がある。</u>また、危険物事故についても、近年危険物施設は減少してきているが、<u>危険物事故件数はわずかに増加傾向にあり、重大事故を減らすため、危険物事故防止対策等を推進する必要がある。</u> イ 東日本大震災においては、ガソリンスタンド等の危険物施設が被災したことから、危険物施設以外の場所で一時的な貯蔵や取扱いなどが行われた。このような平常時とは異なる貯蔵・取扱いにおいては、火災危険性が高まることから、事業者に対しガイドラインに沿った対応を行うよう消防本部と連携し指導していくことが<u>必要</u>。</p> <p>【住宅・都市】</p>	<p>織、団体の主体的な活動について、後方支援等を含め促進する必要がある。</p> <p>【研究開発】 平成10年3月に公表した地震被害想定調査結果以降、<u>県内外において大きな被害を生じさせた地震の発生や社会情勢の変化など新たな知見の蓄積を踏まえ、令和4年3月に2回目となる地震被害想定調査結果を公表した。</u><u>想定の内容を県民に対して意識啓発を行うとともに、市町村に対して各施策への積極的な活用を促すことが必要である。</u></p> <p>(4) 火災予防の推進 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 ア <u>発生する火災の種別は、例年、住宅火災が多く、高齢者の死者割合が高いことから、消防本部及び関係団体と連携して火災予防対策を推進する必要がある。</u>また、危険物事故についても、近年危険物施設は減少してきているが、危険物事故件数は<u>増加傾向にあり、特に漏えい事故が顕著なため、</u>危険物事故防止対策等を推進する必要がある。 イ 東日本大震災においては、ガソリンスタンド等の危険物施設が被災したことから、危険物施設以外の場所で一時的な貯蔵や取扱いなどが行われた。このような平常時とは異なる貯蔵・取扱いにおいては、火災危険性が高まることから、事業者に対しガイドラインに沿った対応を行うよう消防本部と連携し指導していくことが<u>必要である</u>。</p> <p>【住宅・都市】</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>ア 強風等の悪条件が重なり、近年まれに見る大規模火災となった糸魚川市駅北大火の教訓から、このような大火を二度と起こさないため、県内各地にこの教訓等を伝えるとともに、総合的な視点による防火対策を市町村と連携して啓発を進める必要がある。</p> <p>イ 未耐震や防災設備未整備の文化財もあることから、今後も所有者への防災対策に係る啓発を行っていく必要がある。</p> <p>【産業・情報通信】</p> <p>ア 全てのLPガス充てん所で現在適用される基準に適合しており、その維持状況は立入検査等で確認している。引き続き確認が必要。</p> <p>イ LPガス販売事業者や(一社)新潟県LPガス協会を通じて周知・普及を促進しているが、まだ十分ではないため、引き続き働きかける必要がある。</p> <p>(5) 災害時の情報伝達に必要な情報インフラの整備</p> <p>【行政機能/警察・消防等/防災教育等】</p> <p>災害発生時に孤立地域での通信手段や活動などを確保するため、引き続き、市町村における孤立可能性集落の状況把握や資機材等の整備を支援する必要がある。</p> <p>【産業・情報通信】</p> <p>ア 県内居住地域の99.9%で携帯電話の利用が可能であり、携帯電話が不感となる地域では、衛星携帯電話等の代替の連絡手段があることから、概ね不感は解消しているものとする。</p>	<p>ア 強風等の悪条件が重なり、近年まれに見る大規模火災となった糸魚川市駅北大火の教訓から、このような大火を二度と起こさないため、県内各地にこの教訓等を伝えるとともに、総合的な視点による防火対策を市町村と連携して啓発を進める必要がある。</p> <p>イ 未耐震や防災設備未整備の文化財もあることから、今後も所有者への防災対策に係る啓発を行っていく必要がある。</p> <p>【産業・情報通信】</p> <p>ア 全てのLPガス充てん所で現在適用される基準に適合しており、その維持状況は立入検査等で確認している。引き続き確認が必要。</p> <p>イ LPガス販売事業者や(一社)新潟県LPガス協会を通じて周知・普及を促進しているが、まだ十分ではないため、引き続き働きかける必要がある。</p> <p>(5) 災害時の情報伝達に必要な情報インフラの整備</p> <p>【行政機能/警察・消防等/防災教育等】</p> <p>災害発生時に孤立地域での通信手段や活動などを確保するため、引き続き、市町村における孤立可能性集落の状況把握や資機材等の整備を支援する必要がある。</p> <p>【産業・情報通信】</p> <p>ア 県内居住地域の99.9%で携帯電話の利用が可能であり、携帯電話が不感となる地域では、衛星携帯電話等の代替の連絡手段があることから、概ね不感は解消しているものとする。また、衛星等を利用し通信を行う新</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>イ 県内居住地域の99.9%でいずれかのラジオが受信可能であるものの、未だ一部又は全てのラジオが受信できない地域がある。ラジオが受信できない地域では、インターネットラジオなどの利用が可能であるが、よりよい受信環境の実現に向け、引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>ウ 新潟県総合防災情報システムについて、情報発信等の内容の拡充を図る必要がある。</p> <p>(6) ハード対策とソフト対策の一体的・総合的な推進 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 大規模な噴火は、一瞬にして広範な地域に壊滅的な被害をもたらし、噴火を覚知してからでは避難が困難な場合も多いため、国、県、関係市町村、専門家等が事前に、共同で噴火時の避難体制等を検討する必要がある。</p> <p>イ 噴火後の被害を最小限に留めるため、関係機関から住民・登山者等への情報伝達体制や避難誘導等の応急対策を適切に実施する必要がある。</p> <p>ウ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等のうち、当初想定していた箇所の調査・指定が完了した。しかしながら、全国において区域以外の箇所で被害を生じるケースが確認されており、引き続き指定区域の検証と継続的な見直しの必要がある。</p> <p>エ ハザードマップ等の整備は進んでいるものの、実際の避難に結びついていない事例が確認されているため、危険度が高まった際に我が事とし</p>	<p><u>たな通信技術の運用も一部開始されている。</u></p> <p>イ 県内居住地域の99.9%でいずれかのラジオが受信可能であるものの、未だ一部又は全てのラジオが受信できない地域がある。ラジオが受信できない地域では、インターネットラジオなどの利用が可能であるが、よりよい受信環境の実現に向け、引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>ウ 新潟県総合防災情報システムについて、情報発信等の内容の拡充を図る必要がある。</p> <p>(6) ハード対策とソフト対策の一体的・総合的な推進 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 大規模な噴火は、一瞬にして広範な地域に壊滅的な被害をもたらし、噴火を覚知してからでは避難が困難な場合も多いため、国、県、関係市町村、専門家等が事前に、共同で噴火時の避難体制等を検討する必要がある。</p> <p>イ 噴火後の被害を最小限に留めるため、関係機関から住民・登山者等への情報伝達体制や避難誘導等の応急対策を適切に実施する必要がある。<u>また、噴火に伴う降灰はひとたび噴火が発生すると影響が広範囲に及び可能性があるため、火山災害警戒地域外にも周知、情報発信を行う必要がある。</u></p> <p>ウ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等のうち、当初想定していた箇所の調査・指定が完了した。しかしながら、全国において区域以外の箇所で被害を生じるケースが確認されており、引き続き指定区域の検証と継続的な見直しの必要がある。</p> <p>エ ハザードマップ等の整備は進んでいるものの、実際の避難に結びついていない事例が確認されているため、危険度が高まった際に我が事とし</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>て伝わる伝達方法の整備等、確実な避難行動につなげるソフト対策を推進する必要がある。</p> <p>【国土保全】</p> <p>ア <u>近年の激甚化する自然災害を踏まえ、ハード整備だけでは防ぎきれない、命の危機に直結する災害は必ず発生するとの考えに立ち、施設規模を超える大規模水害時においても命を守るため、全市町村の洪水ハザードマップ作成の支援をはじめ、避難行動を促す防災情報の提供や防災教育等のソフト対策を関係機関と連携して推進する必要がある。</u></p> <p>イ 大規模噴火による被害はハード整備のみでは被害を完全に回避することは困難であることから、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、ソフト対策を関係機関と連携して推進する必要がある。</p> <p>ウ 近年、大規模な雪崩被害が発生していないことから、雪崩に関する危機意識が薄まってきており、雪崩危険箇所や雪崩に関する知識が失われてきている。このことから、県内における雪崩災害に関する情報を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的に推進する必要がある。</p> <p>エ <u>津波発生時に住民が的確・迅速に避難するため、県の最新の津波浸水想定等に基づき、全沿岸市町村における津波ハザードマップの作成を促進する必要がある。また、大規模津波発生時には膨大な人的、物的被害が発生するおそれがあることから、総合的な津波対策を検討する必要がある。</u></p> <p>オ 地籍調査の進捗率は <u>35.0%(R1)</u>と遅れており、防災関連事業や被災後における復旧復興に遅れが生じるおそれがあるため、地籍調査を推進する必要がある。</p>	<p>て伝わる伝達方法の整備等、確実な避難行動につなげるソフト対策を推進する必要がある。</p> <p>【国土保全】</p> <p>ア <u>激甚化する豪雨・地震・津波・豪雪・火山噴火等の自然災害や、それらが複合して発生する複合災害については、ハード整備だけでは防ぎきれない命の危機に直結する災害であり、必ず発生するとの考えに立ち、国、県、市町村等からなる減災対策協議会や流域治水協議会等により連携体制を構築・強化し、相手に伝わる情報発信など住民目線に立ったソフト対策を、ハード対策と一体的・総合的に両輪で推進する必要がある。</u></p> <p>イ 大規模噴火による被害はハード整備のみでは被害を完全に回避することは困難であることから、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、ソフト対策を関係機関と連携して推進する必要がある。</p> <p>ウ 近年、大規模な雪崩被害が発生していないことから、雪崩に関する危機意識が薄まってきており、雪崩危険箇所や雪崩に関する知識が失われてきている。このことから、県内における雪崩災害に関する情報を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的に推進する必要がある。</p> <p>エ <u>津波発生時に住民が的確・迅速に避難できるよう沿岸市町村が作成する津波ハザードマップを踏まえ、市町村における、地区単位での津波避難計画の作成や避難訓練実施に係る取組を促進する必要がある。また、大規模津波発生時には膨大な人的、物的被害が発生するおそれがあることから、総合的な津波対策を検討する必要がある。</u></p> <p>オ 地籍調査の進捗率は <u>36.0%(R6)</u>と遅れており、防災関連事業や被災後における復旧復興に遅れが生じるおそれがあるため、地籍調査を推進する必要がある。</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>2 安全・安心な地域を支える基盤づくり</p> <p>(1) インフラ施設及び公共施設の安全の確保 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 地域機関、県の施設及び県立学校等が、被災により機能の大幅な低下を招かないよう、長寿命化を進める必要がある。</p> <p>イ <u>警察施設の耐震化など地域における活動拠点となる施設の耐災害性の強化目標は達成した。</u>引き続き、大規模災害時に警察施設の機能継続を確保するため、損壊により機能不全に至らぬよう老朽化施設の建替を行い、より強固な建物に更新を進める必要がある。</p> <p>ウ 平成30年6月に気候変動適応法が成立(同年12月に施行)し、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが一層重要とされたところであり、法に基づく地域気候変動適応計画を策定し、適応策の推進を図る必要がある。(1(1)【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】ア再掲)</p> <p>【住宅・都市】 下水道管渠の耐震化率は95%(H30)、下水道施設の耐震化率は43%(H30)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、汚水処理人口普及率の向上を図る必要がある。</p> <p>【交通・物流】</p>	<p>2 安全・安心な地域を支える基盤づくり</p> <p>(1) インフラ施設及び公共施設の安全の確保 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 地域機関、県の施設及び県立学校等が、被災により機能の大幅な低下を招かないよう、長寿命化を進める必要がある。</p> <p>イ 大規模自然災害時に警察施設の機能継続を確保するため、損壊により機能不全に至らぬよう老朽化施設の建替を行い、より強固な建物に更新を進める必要がある。</p> <p>ウ 平成30年6月に気候変動適応法が成立(同年12月に施行)し、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが一層重要とされたところであり、法に基づく地域気候変動適応計画を策定し、適応策の推進を図る必要がある。(1(1)【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】ア再掲)</p> <p>【住宅・都市】 下水道管渠の耐震化率は95%(R6)、下水道施設の耐震化率は57%(R6)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、汚水処理人口普及率の向上を図る必要がある。</p> <p>【交通・物流】</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>地震による人的被害を軽減するため、港湾施設や空港施設、鉄道施設の耐震性能の強化を図る必要がある。</p> <p>【農林水産】</p> <p>豪雨等による浸水被害、土砂災害など災害発生のおそれがある場合は、施設管理者等において適切な対応が必要であり、そのための管理体制等の整備が必要である。</p> <p>【国土保全】</p> <p>ア 漁港施設や海岸保全施設は、老朽化が進行するとともに、発生頻度の高い地震・津波に対する耐震・耐津波機能が不足している施設があることから、<u>長寿命化や防災・減災機能を強化する必要がある。</u></p> <p>イ <u>河川管理施設の機能不全や河道埋塞に伴う浸水被害による多数の死傷者の発生を回避するため、老朽化した河川管理施設等について維持管理計画に基づき、より適切な維持管理・更新を進める必要がある。</u></p> <p>ウ <u>海岸保全施設の機能不全や海岸侵食等に伴う浸水被害による多数の死傷者の発生を回避するため、老朽化した海岸保全施設等について維持管理計画に基づき、より適切な維持管理・更新を進める必要がある。</u></p> <p>エ <u>大規模自然災害時に、学校や不特定多数が集まる施設の周辺において、地震時に土砂災害による二次災害を回避するため、また、救命・救助活動の停滞を回避するため、老朽化した砂防施設について維持管理計画に基</u></p>	<p>地震による人的被害を軽減するため、港湾施設や空港施設、鉄道施設の耐震性能の強化を図る必要がある。</p> <p>【農林水産】</p> <p><u>ア 豪雨等による浸水被害、土砂災害など災害発生のおそれがある場合は、施設管理者等において適切な対応が必要であり、そのための管理体制等の整備が必要である。</u></p> <p><u>イ 土地改良施設を管理する土地改良区は、組合員や職員の減少、施設の老朽化等で管理体制が脆弱化しており、効率的な維持管理体制の構築と持続可能な基盤整備が必要である。</u></p> <p>【国土保全】</p> <p>ア 漁港施設や海岸保全施設は、老朽化が進行するとともに、発生頻度の高い地震・津波に対する耐震・耐津波機能及び近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する台風・低気圧災害に対する耐浪機能が不足している施設があることから、<u>長寿命化や防災・減災機能を強化する必要がある。</u></p> <p>イ <u>大規模自然災害時において、浸水を伴う二次災害による救助・救急活動の停滞を回避するため、老朽化した河川管理施設等について維持管理計画に基づき、より適切な維持管理・更新を進める必要がある。</u></p> <p>ウ <u>大規模自然災害時において、浸水を伴う二次災害による救助・救急活動の停滞を回避するため、老朽化した海岸保全施設等について維持管理計画に基づき、より適切な維持管理・更新を進める必要がある。</u></p> <p>エ <u>激甚化・頻発化する豪雨に伴う土砂災害等による被害を防止又は軽減するため、施設の機能が確実に発揮できるよう、老朽化した砂防関係施設について維持管理計画に基づく適切な維持管理・更新を進める必要があ</u></p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p><u>づく適切な維持管理・更新を進める必要がある。</u></p> <p>オ <u>平成30年7月豪雨では、定期点検で大きな変状が認められなかった古い石積砂防堰堤が土石流により被災し、下流域に大きな被害が発生したことから、改築・補強等の必要な対策を進める必要がある。</u></p> <p>カ 集落雪崩被害を防止又は軽減するため、施設の機能が確実に発揮できるよう、老朽化した雪崩対策施設について維持管理計画に基づく適切な維持管理・更新を進める必要がある。</p> <p>キ <u>大規模災害により海岸保全施設機能が十分に発揮できなくなるといった事態を防止するため、戦略的に維持管理計画を策定し、適切に維持管理を行う必要がある。</u></p> <p>ク <u>波浪により海岸背後地が浸水するといった事態を防止するため、海岸高潮・侵食対策事業を促進する必要がある。</u></p> <p>ケ 所定の点検等を実施し、適切な維持管理、補修等を行ってきた。今後も施設の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理、補修及び更新を計画的かつ効果的に実施することにより、施設の長寿命化等を推進する必要がある。</p> <p>コ 老朽化が進む公園施設については、施設の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理、補修及び更新を計画的かつ効果的に実施することにより、施設の長寿命化等を推進する必要がある。</p> <p>【老朽化対策】</p> <p>ア 我が国の国民生活や社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園、学校等の生活基盤、農業水利施設・漁港等の食料生産・供給基盤、治山・治水・砂防・<u>海岸</u>といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成する社会基盤によって支えられて</p>	<p><u>る。</u></p> <p>オ 集落雪崩被害を防止又は軽減するため、施設の機能が確実に発揮できるよう、老朽化した雪崩対策施設について維持管理計画に基づく適切な維持管理・更新を進める必要がある。</p> <p>カ <u>大規模自然災害</u>により海岸保全施設機能が十分に発揮できなくなるといった事態を防止するため、戦略的に維持管理計画を策定し、適切に維持管理を行う必要がある。</p> <p>キ <u>波浪等による海岸背後地の浸水被害を防止・軽減する</u>ため、海岸高潮・侵食対策事業を促進する必要がある。</p> <p>ク 所定の点検等を実施し、適切な維持管理、補修等を行ってきた。今後も施設の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理、補修及び更新を計画的かつ効果的に実施することにより、施設の長寿命化等を推進する必要がある。</p> <p>ケ 老朽化が進む公園施設については、施設の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理、補修及び更新を計画的かつ効果的に実施することにより、施設の長寿命化等を推進する必要がある。</p> <p>【老朽化対策】</p> <p>ア <u>日本国内での生活</u>や社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の基盤整備や上下水道・公園・学校等の生活基盤、農業水利施設・漁港等の食料生産・供給基盤、治山治水・<u>海岸堤防等</u>といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられて</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>いるが、<u>社会基盤の高齢化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備された社会基盤が今後一斉に老朽化することが課題となっているため、計画的に対応するとともに、</u>地方自治体として必要な投資額の確保について国に要望する必要がある。</p> <p>イ <u>老朽化した社会基盤の中には、建設年度や構造形式等の施設諸元や、劣化や損傷等の老朽化の進展状況など、維持管理に必要な情報が不明な施設も存在しているとともに、維持管理に係る基準やマニュアル等は管理者間でばらつきが存在するなど、制度や体制についても十分とはいえない面があるため、</u>地元の社会基盤の状況を熟知等する建設産業の振興を含めた体制整備支援等を図る必要がある。</p> <p>(2) 安全で快適な日常生活を実現する社会基盤の整備 【住宅・都市】 大規模自然災害時に、電柱の転倒などにより道路が通行不能となった事態を防止するため、無電柱化の推進を図る必要がある。また、避難路、消火活動、救急救命活動を支援するため、延焼遮断帯としての道路整備を促進する必要がある。</p> <p>【交通・物流】 ア 道路による物資輸送ルートを実実に確保し、災害による交通途絶を避</p>	<p>いるが、<u>老朽化したインフラの割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、</u>新技術の開発・普及も進めながら、<u>事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新、集約・再編を行う必要がある。</u></p> <p><u>また、</u>地方自治体として必要な投資額の確保について国に要望する必要がある。</p> <p>イ <u>インフラ維持管理・更新の担い手の減少や、多くのインフラを管理する地方公共団体等における財源や人的資源の不足が懸念されているところ、ドローンや AI を活用したリモートセンシングや無人化施工技術等、少ない人手で効率的に対応できるような技術開発や地方公共団体等における実行性ある実施体制の構築が必要である。</u></p> <p>(2) 安全で快適な日常生活を実現する社会基盤の整備 【住宅・都市】 大規模自然災害時に、電柱の転倒などにより道路が通行不能となった事態を防止するため、無電柱化の推進を図る必要がある。また、避難路、消火活動、救急救命活動を支援するため、延焼遮断帯としての道路整備を促進する必要がある。</p> <p>【交通・物流】 ア 道路による物資輸送ルートを実実に確保し、災害による交通途絶を避</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>けるため、道路の耐震、豪雨、斜面崩落、落石、<u>越浪</u>、停電・節電、道路冠水、雪崩、地吹雪等の対策を推進する必要がある。</p> <p>イ 地震・豪雨・豪雪などの大規模自然災害時には幹線道路が寸断されるリスクがあり、物資輸送等の道路ネットワーク機能を失わないため、幹線道路を強化するとともに、複数路線の整備を進めていく必要がある。</p> <p>(3) 地域を支える産業の基盤強化</p> <p>【産業・情報通信】</p> <p>ア 地震及び津波等による被害を最小限に食い止めるため、地域防災計画に基づき、産業への影響について関係機関等から情報収集(被害状況の把握)し、必要に応じた措置を講ずる体制が整備されていることから、引き続き、現在の体制を維持する必要がある。</p> <p>イ 地震及び津波等による風評被害を最小限に食い止めるため、地域防災計画に基づき、報道機関等に対して、情報提供を行うための体制が整備されていることから、引き続き、現在の体制を維持する必要がある。</p> <p>ウ 大企業では大規模な自然災害への事前対策が一定程度進んでいる一方、小規模事業者では取組が一部にとどまっており、大企業に比べて経営資源が脆弱な中小企業は、ひとたび被災すると経営に大きな影響を受ける可能性が高い。このため、経営支援機関である商工会等が、地域の防災を担う関係市町村と連携して作成した、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する計画について認定し、支援体制・取組の強化を図る。</p> <p>エ <u>旅館・ホテルや観光施設等の建物倒壊等による利用者等の人的被害を避けるため、建物の耐震化を促進する必要がある。</u></p> <p>オ 大規模災害発生後、想定される風評被害に対し、迅速かつ継続して正確</p>	<p>けるため、道路の耐震、豪雨、斜面崩落、落石、<u>越波</u>、停電・節電、道路冠水、雪崩、地吹雪等の対策を推進する必要がある。</p> <p>イ 地震・豪雨・豪雪などの大規模自然災害時には幹線道路が寸断されるリスクがあり、物資輸送等の道路ネットワーク機能を失わないため、幹線道路を強化するとともに、複数路線の整備を進めていく必要がある。</p> <p>(3) 地域を支える産業の基盤強化</p> <p>【産業・情報通信】</p> <p>ア 地震及び津波等による被害を最小限に食い止めるため、地域防災計画に基づき、産業への影響について関係機関等から情報収集(被害状況の把握)し、必要に応じた措置を講ずる体制が整備されていることから、引き続き、現在の体制を維持する必要がある。</p> <p>イ 地震及び津波等による風評被害を最小限に食い止めるため、地域防災計画に基づき、報道機関等に対して、情報提供を行うための体制が整備されていることから、引き続き、現在の体制を維持する必要がある。</p> <p>ウ 大企業では大規模な自然災害への事前対策が一定程度進んでいる一方、小規模事業者では取組が一部にとどまっており、大企業に比べて経営資源が脆弱な中小企業は、ひとたび被災すると経営に大きな影響を受ける可能性が高い。このため、経営支援機関である商工会等が、地域の防災を担う関係市町村と連携して作成した、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する計画について認定し、支援体制・取組の強化を図る。</p> <p>エ <u>大規模自然災害</u>発生後、想定される風評被害に対し、迅速かつ継続して</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>な情報発信を行い、観光入込客の減少等、県内観光への影響を抑える必要がある。</p> <p>カ 建設産業は、除雪や災害対応等の地域の安全・安心の確保や社会資本の整備等を担うとともに、地域の経済と雇用を支える重要な役割を果たしているが、他産業と比べ収益性が低くなっており、安定的な利益の確保と収益性の改善が必要である。また、高齢化に加え若手就業者の割合が減少しているため将来の担い手確保・育成が必要である。</p> <p>主 地域経済の基盤強化のため、本社機能誘致等の取組を推進する必要がある。</p> <p>ク 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、中小企業のBCPの策定を支援する。</p> <p>(4) 災害時におけるエネルギーの安定供給 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 1,000kl以上の容量の屋外タンクについては、休止中の2基以外は全て消防法で定める耐震性の基準に適合済み。500kl以上の屋外タンク、また、一定規模以上の浮き屋根式屋外タンク及び浮き蓋付き屋外タンクについても消防法で耐震性の基準が設定されているが、経過措置期間中。消防本部と連携しできる限り早期に基準に適合するよう要請している。</p> <p>イ <u>平成26年度には、東日本大震災における石油コンビナート施設の被害、本県の津波想定及びコンビナート区域周辺のエネルギー産業の発展等を踏まえ、地震・津波対策や防災活動体制を強化等防災対策をより充実させるため、平成30年度には、平成29年11月公表の新たな津波浸水想定を</u></p>	<p>正確な情報発信を行い、観光入込客の減少等、県内観光への影響を抑える必要がある。</p> <p>オ 建設産業は、除雪や災害対応等の地域の安全・安心の確保や社会資本の整備等を担うとともに、地域の経済と雇用を支える重要な役割を果たしているが、他産業と比べ収益性が低くなっており、安定的な利益の確保と収益性の改善が必要である。また、高齢化に加え若手就業者の割合が減少しているため将来の担い手確保・育成が必要である。</p> <p>カ 地域経済の基盤強化のため、本社機能誘致等の取組を推進する必要がある。</p> <p>主 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、中小企業のBCPの策定を支援する。</p> <p>(4) 災害時におけるエネルギーの安定供給 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】</p> <p>ア 1,000kl以上の容量の<u>石油の</u>屋外タンクについては、休止中の2基以外は全て消防法で定める耐震性の基準に適合済み。500kl以上の屋外タンク、また、一定規模以上の浮き屋根式屋外タンク及び浮き蓋付き屋外タンクについても消防法で耐震性の基準が設定されているが、<u>休止中の2基に対し</u>、消防本部と連携しできる限り早期に基準に適合するよう要請している。</p> <p>イ <u>平成10年3月の地震被害想定策定以降、県内外で大きな被害が生じた地震が発生していることや想定技術の進歩・新たな知見の蓄積などを踏まえ、令和元年度から3年度にかけて、本県で2回目となる地震被害想定調査を実施し、令和4年3月に公表。その地震被害想定調査を踏ま</u></p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p><u>踏まえ、災害対策をより充実させるため、新潟県石油コンビナート等防災計画を修正。</u></p> <p>ウ <u>東日本大震災、最近の石油コンビナート施設での重大事故を踏まえ、自衛防災組織の活動の手引きが見直された。この手引きにより、事業者が活動基準を再確認、必要に応じて見直すよう消防本部と連携して要請する必要がある。</u></p> <p>【産業・情報通信】</p> <p>ア 高圧ガス施設の耐震設計基準については、すべての施設で現在適用される基準に合致しており、その維持状況は立入検査等で確認している。引き続き確認が必要。高圧ガス関係協会の協力のもと、自主保安体制の確立を指導しているが、引き続き働きかけが必要。</p> <p>イ 管理用施設や管理用道路橋・水管橋など関連施設について順次耐震化を図っている。<u>大規模災害等の発生による電力及び工業用水の供給停止は、供給先の経済活動やサプライチェーンの維持に重大な影響を与えることから、施設の耐震化・老朽化対策として計画に基づく改修を進めていく必要がある。</u></p> <p>ウ <u>大規模災害等の発生時において、他の工業用水道事業者等の被災状況等により対応が必要な場合に備えるため、応援・連絡体制を整える必要がある。</u></p> <p>エ エネルギーの安定供給のために、国産資源であるメタンハイドレートの開発が必要である。表層型メタンハイドレートは国による資源量把握調査が実施され、日本海側に分布が見込まれる場所が数多く確認された</p>	<p><u>え、令和5年度に防災アセスメント調査を実施し、令和6年度に新潟県石油コンビナート等防災計画を修正した。引き続き、事業者及び関係機関は、本計画に基づき災害の防止と被害の軽減のために連携して取り組む必要がある。</u></p> <p>ウ <u>令和6年に石油コンビナート施設での小規模な漏洩への対応も含めて、自衛防災組織の活動の手引きが見直された。この手引きにより、事業者が活動基準を再確認、必要に応じて見直すよう消防本部と連携して要請する必要がある。</u></p> <p>【産業・情報通信】</p> <p>ア 高圧ガス施設の耐震設計基準については、すべての施設で現在適用される基準に合致しており、その維持状況は立入検査等で確認している。引き続き確認が必要。高圧ガス関係協会の協力のもと、自主保安体制の確立を指導しているが、引き続き働きかけが必要。</p> <p>イ 管理用施設や管理用道路橋・水管橋など関連施設について順次耐震化を図っている。<u>大規模自然災害等の発生による電力及び工業用水の供給停止は、供給先の経済活動やサプライチェーンの維持に重大な影響を与えることから、施設の耐震化・老朽化対策として計画に基づく改修を進めていく必要がある。</u></p> <p>ウ <u>大規模自然災害等の発生時において、他の工業用水道事業者等の被災状況等により対応が必要な場合に備えるため、応援・連絡体制を整える必要がある。</u></p> <p>エ エネルギーの安定供給のために、国産資源であるメタンハイドレートの開発が必要である。表層型メタンハイドレートは国による資源量把握調査が実施され、日本海側に分布が見込まれる場所が数多く確認された</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>が、資源量全体の推計を早期に進める必要がある。また、回収・生産技術の開発が進められているところであり、開発の促進及び地元への経済的メリット還元の方策として、工学研究の促進や地方における調査研究体制の整備、地元の技術・人材の活用・育成が必要である。</p> <p>(5) 交通ネットワークの整備 【交通・物流】</p> <p>ア 地震・豪雨・豪雪などの大規模自然災害時には幹線道路が寸断されるリスクがあり、物資輸送等の道路ネットワーク機能を失わないため、幹線道路を強化するとともに、複数路線の整備を進めていく必要がある。(2 (2) 【交通・物流】イ再掲)</p> <p>イ 津波による人的被害を防止するため、避難情報の提供体制を整備するとともに、港湾、空港、鉄道の各施設における津波対策機能の強化を図る必要がある。</p> <p>ウ 幹線交通の分断による影響は甚大であり、輸送モードの代替性の確保を図る必要があることから、鉄道ネットワークの整備を着実に進めていく必要がある。一方、地域公共交通は住民の生活にとって重要な交通手段であることからその確保に向けて支援等を行っているところである。災害時は復旧が遅れないよう、運行主体を中心に関係機関で連携しながら対応していく必要がある。</p> <p>エ 今後、発生が想定されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震など大規模地震発生時には、太平洋側の交通ネットワークの途絶が想定され、日本海側からの物資輸送や災害対応への支援が重要となることから、日本海側の広域道路ネットワークを整備する必要がある。</p>	<p>が、資源量全体の推計を早期に進める必要がある。また、回収・生産技術の開発が進められているところであり、開発の促進及び地元への経済的メリット還元の方策として、工学研究の促進や地方における調査研究体制の整備、地元の技術・人材の活用・育成が必要である。</p> <p>(5) 交通ネットワークの整備 【交通・物流】</p> <p>ア 地震・豪雨・豪雪などの大規模自然災害時には幹線道路が寸断されるリスクがあり、物資輸送等の道路ネットワーク機能を失わないため、幹線道路を強化するとともに、複数路線の整備を進めていく必要がある。(2 (2) 【交通・物流】イ再掲)</p> <p>イ 津波による人的被害を防止するため、避難情報の提供体制を整備するとともに、港湾、空港、鉄道の各施設における津波対策機能の強化を図る必要がある。</p> <p>ウ 幹線交通の分断による影響は甚大であり、輸送モードの代替性の確保を図る必要があることから、鉄道ネットワークの整備を着実に進めていく必要がある。一方、地域公共交通は住民の生活にとって重要な交通手段であることからその確保に向けて支援等を行っているところである。災害時は復旧が遅れないよう、運行主体を中心に関係機関で連携しながら対応していく必要がある。</p> <p>エ 今後、発生が想定されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震など大規模地震発生時には、太平洋側の交通ネットワークの途絶が想定され、日本海側からの物資輸送や災害対応への支援が重要となることから、日本海側の広域道路ネットワークを整備する必要がある。</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>オ <u>大規模地震</u>時には、救命救急、消火活動、応急復旧や物資の輸送など広域的な活動を展開する必要があるが、市町村の庁舎、救援物資等の備蓄地点など防災拠点を連結する緊急輸送道路等の途絶が想定されることから、道路及び沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、緊急輸送道路等の橋梁及び沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある。</p> <p>カ 道路施設の老朽化により、大規模自然災害時に緊急物資の輸送や地域住民の避難等に支障とならないよう、老朽化が進む道路施設については、適切な維持管理、補修及び更新を計画的に実施する必要がある。</p> <p>(6) 港湾空港等を活用した災害時の物流拠点の形成 【交通・物流】</p> <p>ア 避難者や緊急物資の輸送機能・経済活動の維持に必要な一定の物流機能が確保出来なくなるといった事態を防止するため、港湾施設や空港施設、鉄道施設の耐震性強化を図る必要がある。</p> <p>イ 大規模自然災害時に緊急物資の輸送基地、地域住民の避難場所となることから、機能不全に至らぬよう老朽化施設の更新等を促進する必要がある。</p> <p>(7) 緊急物資等の輸送手段の確保 【交通・物流 / 官民連携】</p> <p>ア 災害時の輸送・保管体制の確保のため、協定を締結している団体(公益</p>	<p>オ <u>大規模自然災害</u>時には、救命救急、消火活動、応急復旧や物資の輸送など広域的な活動を展開する必要があるが、市町村の庁舎、救援物資等の備蓄地点など防災拠点を連結する緊急輸送道路等の途絶が想定されることから、道路及び沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、緊急輸送道路等の橋梁及び沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある。<u>加えて、道路ネットワークの信頼性を確保するためにも道路施設の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。</u></p> <p>カ 道路施設の老朽化により、大規模自然災害時に緊急物資の輸送や地域住民の避難等に支障とならないよう、老朽化が進む道路施設については、適切な維持管理、補修及び更新を計画的に実施する必要がある。</p> <p>(6) 港湾空港等を活用した災害時の物流拠点の形成 【交通・物流】</p> <p>ア 避難者や緊急物資の輸送機能・経済活動の維持に必要な一定の物流機能が確保出来なくなるといった事態を防止するため、港湾施設や空港施設、鉄道施設の耐震性強化を図る必要がある。</p> <p>イ 大規模自然災害時に緊急物資の輸送基地、地域住民の避難場所となることから、機能不全に至らぬよう老朽化施設の更新等を促進する必要がある。</p> <p>(7) 緊急物資等の輸送手段の確保 【交通・物流 / 官民連携】</p> <p>ア 災害時の輸送・保管体制の確保のため、協定を締結している団体(公益</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>社団法人新潟県トラック協会、赤帽新潟県軽自動車運送協同組合、新潟県倉庫協会)などとの連携を強化して行く必要がある。</p> <p>イ 陸・海・空の物資輸送ルートを実実に確保するため、関係団体との平時の連携強化、各種訓練などを通じ、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。</p> <p>ウ 各交通モードにおける耐震機能等の強化を図るほか、関係団体との平時の連携強化、各種訓練などを通じ、災害時における輸送体制確保の実効性を高めていく必要がある。</p> <p>エ <u>外貿航路による物資の輸送が滞らないよう</u>、平時より港湾事業者や船会社等の関係者と連携を強化し、航路の充実を図る。</p> <p>オ 海外との貿易への甚大な影響を避けるため、災害発生時においても外貿航路による輸送ネットワークを迅速に確保できるよう、港湾運営会社や港湾事業者等の関係者と連携を強化する必要がある。</p> <p>カ 支援物資の供給が滞らないよう、外貿貨物の輸送については、関係する港湾事業者等と連携を強化する必要がある。</p> <p>キ 海外との貿易に甚大な影響を与えないよう、災害発生時における外貿貨物の代替輸送ルート確保に向けた検討を行う必要がある。</p> <p>ク 航空機の安全運航を確保するため、空港閉鎖時における、代替空港又は最寄りの飛行場への飛行・着陸に求められる調整措置を図る必要がある。</p> <p>ケ 港湾・空港は、災害発生時には、人員並びに緊急物資等の輸送など、各種の応急対策活動を支え、輸送施設としての重要な役割を担うことから、災害に対する安全性を考慮した整備により港湾・空港機能を確保する必要があるとともに、被災した場合は、早期の復旧が必要である。</p> <p>コ 大雪時の幹線道路の交通渋滞や通行止めによる県民生活等への影響を回避するため、除雪体制の強化や迂回路の設定などについて、関係する道</p>	<p>社団法人新潟県トラック協会、赤帽新潟県軽自動車運送協同組合、新潟県倉庫協会)などとの連携を強化して行く必要がある。</p> <p>イ 陸・海・空の物資輸送ルートを実実に確保するため、関係団体との平時の連携強化、各種訓練などを通じ、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。</p> <p>ウ 各交通モードにおける耐震機能等の強化を図るほか、関係団体との平時の連携強化、各種訓練などを通じ、災害時における輸送体制確保の実効性を高めていく必要がある。</p> <p>エ <u>海上貨物輸送による物資の輸送が滞らないよう</u>、平時より港湾事業者や船会社等の関係者と連携を強化し、航路の充実を図る<u>必要がある。</u></p> <p>オ 海外との貿易への甚大な影響を避けるため、災害発生時においても外貿航路による輸送ネットワークを迅速に確保できるよう、港湾運営会社や港湾事業者等の関係者と連携を強化する必要がある。</p> <p>カ 支援物資の供給が滞らないよう、海上貨物輸送については、関係する港湾事業者等と連携を強化する必要がある。</p> <p>キ 海外との貿易に甚大な影響を与えないよう、災害発生時における外貿貨物の代替輸送ルート確保に向けた検討を行う必要がある。</p> <p>ク 航空機の安全運航を確保するため、空港閉鎖時における、代替空港又は最寄りの飛行場への飛行・着陸に求められる調整措置を図る必要がある。</p> <p>ケ 港湾・空港は、災害発生時には、人員並びに緊急物資等の輸送など、各種の応急対策活動を支え、輸送施設としての重要な役割を担うことから、災害に対する安全性を考慮した整備により港湾・空港機能を確保する必要があるとともに、被災した場合は、早期の復旧が必要である。</p> <p>コ 大雪時の幹線道路の交通渋滞や通行止めによる県民生活等への影響を回避するため、除雪体制の強化や迂回路の設定などについて、関係する道</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>路管理者や交通管理者と十分な調整が必要である。併せて道路除雪を実施し幹線道路の交通確保を行うことで、県民生活への影響を回避する必要がある。</p> <p>【農林水産】</p> <p>ア 農山村地域の防災体制づくりを推進するため、農林道を迂回路等として活用できるよう道路管理者間の情報共有等の促進を図る必要がある。</p> <p>イ 農道・農道橋等については、物資供給路として使用する場合があることから、点検・耐震化等を行い適切な管理を進める必要がある。</p> <p>3 安全で安心なまちづくり</p> <p>(1) 医療・福祉の安全・安心の確保</p> <p>【保健医療・福祉】</p> <p>ア 新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会を設立し、県と「災害時における要配慮者支援に関する協定」を締結し、災害時に避難所等へ災害福祉支援チームの派遣等を行うこととなっている。</p> <p>イ 病院の耐震化率は77.2%(R1)にとどまっていることから、引き続き耐震化を促進する必要がある。</p> <p>ウ 災害急性期(発災後48時間以内)において必要な医療を確保するため、DMATの養成を引き続き行う必要がある。</p> <p>エ 災害時において市町村が実施する、感染症法に基づく消毒や害虫駆除</p>	<p>路管理者や交通管理者と十分な調整が必要である。併せて道路除雪を実施し幹線道路の交通確保を行うことで、県民生活への影響を回避する必要がある。</p> <p>【農林水産】</p> <p>ア 農山村地域の防災体制づくりを推進するため、農林道を迂回路等として活用できるよう道路管理者間の情報共有等の促進を図る必要がある。</p> <p>イ 農道・農道橋等については、物資供給路として使用する場合があることから、点検・耐震化等を行い適切な管理を進める必要がある。</p> <p>3 安全で安心なまちづくり</p> <p>(1) 医療・福祉の安全・安心の確保</p> <p>【保健医療・福祉】</p> <p>ア 新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会を設立し、県と同協議会構成団体は「新潟県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」を締結し、災害時に避難所等へ災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣等を行うこととなっており、支援体制の更なる充実のために、人員の確保や資質の向上を図る必要がある。</p> <p>イ 病院の耐震化率は84.0%(R5)にとどまっていることから、引き続き耐震化を促進する必要がある。</p> <p>ウ 災害急性期(発災後48時間以内)において必要な医療を確保するため、DMATの養成を引き続き行う必要がある。</p> <p>エ 災害時において市町村が実施する、感染症法に基づく消毒や害虫駆除</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>の実施及び予防接種法に基づく予防接種の実施が円滑に行えるよう支援する必要がある。</p> <p>オ 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制やマスク、消毒液等の備蓄など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>カ 障害福祉関係施設の耐震化は進んでいるものの、<u>大規模災害時</u>、施設利用者の安全確保、及び在宅障害児・者の受入れ支援の機能を担うことから、引き続き耐震化を促進する必要がある。</p> <p>キ 療養介護・医療型障害児支援施設の耐震化率は100%であるが、<u>大規模災害時</u>、施設利用者の安全確保、及び在宅障害児・者の受け入れ支援の機能を担うことから、引き続き防災・減災機能の強化を図る必要がある。</p> <p>ク 災害急性期（発災後48時間以内）、亜急性期（48時間～1週間）、慢性期（1週間以降）において精神保健医療への需要拡大に対応するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する必要がある。</p> <p>ケ 災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出の拠点となり、災害時における精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う災害拠点精神科病院を整備する必要がある。</p> <p>コ 不特定多数の利用がある児童館等の施設について、耐震化率は向上されてきているところだが、耐震化されていない施設が一定程度見受けられることから、耐震化されていない施設の耐震性や事業継続性の確保のため整備を図る必要がある。</p> <p>サ 大規模・広域災害における海からのアプローチの防災対策である、災害時多目的船（医療機能に焦点を当てたもの）の実証訓練を行う国の事業に協力していく必要がある。</p>	<p>の実施及び予防接種法に基づく予防接種の実施が円滑に行えるよう支援する必要がある。</p> <p>オ 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制やマスク、消毒液等の備蓄など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>カ 障害福祉関係施設の耐震化は進んでいるものの、<u>大規模自然災害時</u>、施設利用者の安全確保、及び在宅障害児・者の受入れ支援の機能を担うことから、引き続き耐震化を促進する必要がある。</p> <p>キ 療養介護・医療型障害児支援施設の耐震化率は100%であるが、<u>大規模自然災害時</u>、施設利用者の安全確保、及び在宅障害児・者の受け入れ支援の機能を担うことから、引き続き防災・減災機能の強化を図る必要がある。</p> <p>ク 災害急性期（発災後48時間以内）、亜急性期（48時間～1週間）、慢性期（1週間以降）において精神保健医療への需要拡大に対応するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する必要がある。</p> <p>ケ 災害発生時に被災地域内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び<u>搬出等を行う災害拠点精神科病院を1か所指定しているが、県土が広いため引き続き体制整備する必要がある。</u></p> <p>コ 不特定多数の利用がある児童館等の施設について、耐震化率は向上されてきているところだが、耐震化されていない施設が一定程度見受けられることから、耐震化されていない施設の耐震性や事業継続性の確保のため整備を図る必要がある。</p> <p>サ 大規模・広域災害における海からのアプローチの防災対策である、災害時多目的船（医療機能に焦点を当てたもの）の実証訓練を行う国の事業に協力していく必要がある。</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>【産業・情報通信】 医療機関等の重要施設については、随時対象施設の検討と施設情報の収集を行い、燃料供給体制を確保していく必要がある。また、救命救急、医療活動に必要な燃料供給体制を確保するため、協定締結団体との連携を強化していく必要がある。</p> <p>【交通・物流】 今後、発生が想定されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震など大規模地震発生時には、太平洋側の交通ネットワークの途絶が想定され、日本海側からの物資輸送や災害対応への支援が重要となることから、日本海側の広域道路ネットワークを整備する必要がある。(2(5)【交通・物流】工再掲)</p> <p>(2) 飲料水・食料等の確保 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 災害時の食料確保のため、引き続き、協定締結団体との連携強化、備蓄物資の確保、住民への備蓄の意識啓発を行う必要がある。</p> <p>【住宅・都市】 災害発生時に水道の断減水を最小限に抑えるため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。</p>	<p>【産業・情報通信】 医療機関等の重要施設については、随時対象施設の検討と施設情報の収集を行い、燃料供給体制を確保していく必要がある。また、救命救急、医療活動に必要な燃料供給体制を確保するため、協定締結団体との連携を強化していく必要がある。</p> <p>【交通・物流】 今後、発生が想定されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震など大規模地震発生時には、太平洋側の交通ネットワークの途絶が想定され、日本海側からの物資輸送や災害対応への支援が重要となることから、日本海側の広域道路ネットワークを整備する必要がある。(2(5)【交通・物流】工再掲)</p> <p>(2) 飲料水・食料等の確保 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 災害時の食料確保のため、引き続き、協定締結団体との連携強化、備蓄物資の確保、住民への備蓄の意識啓発を行う必要がある。</p> <p>【住宅・都市】 災害発生時に水道の断減水を最小限に抑えるため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>(3) 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 学校により特性が様々であることから、防災教育プログラムの自校化を図り、児童生徒の成長段階に応じて継続的に、避難訓練と合わせた防災教育を推進していく必要がある。</p> <p>【住宅・都市】 ア 建物倒壊等による生徒等の人的被害を避けるため、建物の耐震化を促進する必要がある。 イ <u>特定建築物以外の小規模な施設や体育館の吊り天井等非構造部材について耐震工事未了のものがあることから、耐震化を進める必要がある。</u></p>	<p>(3) 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 学校により特性が様々であることから、防災教育プログラムの自校化を図り、児童生徒の成長段階に応じて継続的に、避難訓練と合わせた防災教育を推進していく必要がある。</p> <p>【住宅・都市】 ア 建物倒壊等による生徒等の人的被害を避けるため、建物の耐震化を促進する必要がある。 イ <u>体育館の照明器具等の非構造部材について、耐震工事未了のものがある</u>ことから、耐震化を進める必要がある。</p>
<p>(4) 交通安全対策の推進 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れ等を回避するため、信号機電源付加装置の整備、信号機設備の老朽化対策、情報提供のためのシステム整備等を推進する必要がある。</p>	<p>(4) 交通安全対策の推進 【行政機能 / 警察・消防等 / 防災教育等】 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れ等を回避するため、信号機電源付加装置の整備、信号機設備の老朽化対策、情報提供のためのシステム整備等を推進する必要がある。</p>
<p>(5) 安全に安心して暮らせるまちづくり 【住宅・都市】 ア 災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方を示す総合的な計画づくりが必要である。また、防災上危険な市街地が形成されることを防止するとともに災害に強い宅</p>	<p>(5) 安全に安心して暮らせるまちづくり 【住宅・都市】 ア 災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方を示す総合的な計画づくりが必要である。また、防災上危険な市街地が形成されることを防止するとともに災害に強い宅</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>地造成を推進する必要がある。</p> <p>イ <u>大規模災害時に公園施設が損壊し、避難地としての機能不全に至らぬよう老朽化施設の更新等を進める必要がある。</u></p> <p>ウ <u>大規模災害時に避難する空間として都市公園の整備を推進する必要がある。</u></p> <p>エ <u>県民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現のためには、多様化する住宅困窮者に対して適切に住宅が供給されるとともに、まちづくりと一体となった良好な居住環境の形成が求められる。</u></p> <p>オ <u>中越地震や中越沖地震、糸魚川市駅北大火などを教訓に、災害に強いまちづくりを目指す必要がある。</u></p> <p>【交通・物流】</p> <p><u>大規模地震時には、救命救急、消火活動、応急復旧や物資の輸送など広域的な活動を展開する必要があるが、市町村の庁舎、救援物資等の備蓄地点など防災拠点を連結する緊急輸送道路等の途絶が想定されることから、道路及び沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、緊急輸送道路等の橋梁及び沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある。(2 (5)【交通・物流】オ再掲)</u></p> <p>(6) 雪と共に暮らす地域づくり</p> <p>【住宅・都市】</p> <p>住宅の屋根における積雪について、例年その処理に伴い死傷事故が発生</p>	<p>地造成を推進する必要がある。</p> <p>イ <u>大規模自然災害時に公園施設が損壊し、避難地としての機能不全に至らぬよう老朽化施設の更新等を進める必要がある。</u></p> <p>ウ <u>大規模自然災害時に避難する空間として都市公園の整備を推進する必要がある。</u></p> <p>エ <u>居住者の安全確保はもちろん、被災者の仮設住宅としての活用ができるよう、建築物の部材落下や機能不全を防ぐため、県営住宅の老朽化対応(長寿命化)を進める必要がある。</u></p> <p>オ <u>上記のため、市町村営住宅においても耐震化、老朽化対応(長寿命化)を進める必要がある。</u></p> <p>カ <u>過去の災害などを教訓に、災害に強いまちづくりを目指す必要がある。</u></p> <p>【交通・物流】</p> <p><u>大規模自然災害時には、救命救急、消火活動、応急復旧や物資の輸送など広域的な活動を展開する必要があるが、市町村の庁舎、救援物資等の備蓄地点など防災拠点を連結する緊急輸送道路等の途絶が想定されることから、道路及び沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、緊急輸送道路等の橋梁及び沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある。<u>加えて、道路ネットワークの信頼性を確保するためにも道路施設の老朽化対策を計画的に実施する必要</u>がある。(2 (5)【交通・物流】オ再掲)</u></p> <p>(6) 雪と共に暮らす地域づくり</p> <p>【住宅・都市】</p> <p>住宅の屋根における積雪について、例年その処理に伴い死傷事故が発生</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>しており、地震時には被害拡大のリスクもあることから、雪下ろしが不要な克雪住宅の整備を促進し、無雪化街区を形成する必要がある。</p> <p>【交通・物流】 道路による物資輸送ルートを実際に確保し、災害による交通途絶を避けるため、道路の耐震、豪雨、斜面崩落、落石、<u>越浪</u>、停電・節電、道路冠水、雪崩、地吹雪等の対策を推進する必要がある。(2(2)【交通・物流】ア再掲)</p> <p>【国土保全】 <u>集落雪崩対策の整備率は、平成30年度末で7.0%に止まっており、雪崩災害に対する安全度の向上のため、集落雪崩対策事業を推進する必要がある。</u></p> <p>4 自然環境の保全と農山漁村の多面的機能の維持・発揮 (1) 汚水・廃棄物・有害物質対策 【環境】 ア 有害物質等による環境汚染事案への対応を円滑に行うための<u>対応マニュアル</u>を策定し、環境汚染事案等に備えている。 イ 災害によって漏洩や飛散などした有害物質による環境影響の把握や対策を迅速かつ的確に行うため、平時からの的確な環境モニタリングの実施と、そのための公害監視機器等の整備・維持を図る必要がある。 ウ 災害による有害物質の拡散状況をリアルタイムに把握するため、平時からのテレメータシステムの的確な運用と、その整備・維持を図る必要がある。</p>	<p>しており、地震時には被害拡大のリスクもあることから、雪下ろしが不要な克雪住宅の整備を促進し、無雪化街区を形成する必要がある。</p> <p>【交通・物流】 道路による物資輸送ルートを実際に確保し、災害による交通途絶を避けるため、道路の耐震、豪雨、斜面崩落、落石、<u>越波</u>、停電・節電、道路冠水、雪崩、地吹雪等の対策を推進する必要がある。(2(2)【交通・物流】ア再掲)</p> <p>【国土保全】 <u>雪崩対策の整備率は、令和6年度末で7.1%に止まっており、雪崩災害に対する安全度の向上のため、雪崩対策事業を推進する必要がある。</u></p> <p>4 自然環境の保全と農山漁村の多面的機能の維持・発揮 (1) 汚水・廃棄物・有害物質対策 【環境】 ア 災害による有害物質等の環境汚染事案への対応を円滑に行うため、<u>マニュアルを的確に運用し、環境汚染事案に備える必要がある。</u> イ 災害によって漏洩や飛散などした有害物質による環境影響の把握や対策を迅速かつ的確に行うため、平時からの的確な環境モニタリングの実施と、そのための公害監視機器等の整備・維持を図る必要がある。 ウ 災害による有害物質の拡散状況をリアルタイムに把握するため、平時からのテレメータシステムの的確な運用と、その整備・維持を図る必要がある。</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>エ 災害による建築物等からのアスベストの飛散状況を的確に把握するため、平時からの調査体制の整備・維持を図る必要がある。</p> <p>オ 大雨等による地盤の低い地域の広域・長期にわたる浸水被害を軽減するため、平時から地盤沈下の進行している地域において調査・監視を行い、沈下の状況を把握する必要がある。</p> <p>カ 浄化槽台帳の運用により、浄化槽の設置・管理状況の把握を継続する必要がある。</p> <p>キ 合併処理浄化槽の普及促進により、老朽化した単独処理浄化槽の転換を図る必要がある。</p> <p>ク <u>ごみ焼却施設の老朽化対策と併せ自家発電設備の設置等、災害対応力強化を図る必要がある。</u></p> <p>ケ 平成30年に改定された国の災害廃棄物対策指針などを踏まえ、必要に応じて<u>県計画等を見直すとともに、市町村における災害廃棄物処理計画の策定・見直しを促進する必要がある。</u>また、市町村における災害廃棄物の仮置場候補地の選定などの取組を促進する必要がある。</p> <p>コ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うため、県内市町村間の広域処理体制や関係団体との協力体制の整備・充実を図る必要がある。</p>	<p>エ 災害による建築物等からのアスベストの飛散状況を的確に把握するため、平時からの調査体制の整備・維持を図る必要がある。</p> <p>オ 大雨等による地盤の低い地域の広域・長期にわたる浸水被害を軽減するため、平時から地盤沈下の進行している地域において調査・監視を行い、沈下の状況を把握する必要がある。</p> <p>カ 浄化槽台帳の運用により、浄化槽の設置・管理状況の把握を継続する必要がある。</p> <p>キ 合併処理浄化槽の普及促進により、老朽化した単独処理浄化槽の転換を図る必要がある。</p> <p>ク <u>激甚化・頻発化する災害に備え、市町村における一般廃棄物処理施設の耐震化を促進する必要がある。</u></p> <p>ケ 平成30年に改定された国の災害廃棄物対策指針などを踏まえ、必要に応じて<u>県計画等を更に充実させるとともに、市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び更なる充実を促進する必要がある。</u>また、市町村における災害廃棄物の仮置場候補地の選定などの取組を促進する必要がある。</p> <p>コ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うため、県内市町村間の広域処理体制や関係団体との協力体制の整備・充実を図る必要がある。</p>
<p>(2) 農業生産基盤の整備 【農林水産】</p> <p>ア <u>大規模災害時においても円滑な食料等供給を維持するために、事業者・関係者間の連携・協力体制を構築するとともに、施設の老朽化対策や非常用電源設備等の整備など、食料等供給に係る耐災害性の強化を図る必要</u></p>	<p>(2) 農業生産基盤の整備 【農林水産】</p> <p>ア <u>大規模自然災害時においても円滑な食料等供給を維持するために、事業者・関係者間の連携・協力体制を構築するとともに、施設の老朽化対策や非常用電源設備等の整備など、食料等供給に係る耐災害性の強化を図</u></p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>がある。</p> <p>イ 排水施設等の施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに気候変動や過疎化等の自然的・社会的状況に対応しつつ、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。</p> <p>ウ ため池など農業水利施設で耐震性等を有していないものについて、計画的な施設の改善に努めるとともに適正な維持管理を推進する必要がある。</p> <p>エ 農業水利施設等の老朽化が進行していることから、人家・公共施設への影響等の現状を把握するとともに、機能保全計画の策定を進め、長寿命化対策に取り組む必要がある。</p> <p>オ 豪雨等による浸水被害、土砂災害など災害発生のおそれがある場合は、施設管理者等において適切な対応が必要であり、そのための管理体制等の整備が必要である。</p> <p>(3) 中山間地域農業の維持と農山漁村の多面的機能の発揮 【農林水産】</p>	<p>る必要がある。</p> <p>イ 排水施設等の施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに気候変動や過疎化等の自然的・社会的状況に対応しつつ、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。</p> <p>ウ ため池など農業水利施設で耐震性等を有していないものについて、計画的な施設の改善に努めるとともに適正な維持管理を推進する必要がある。</p> <p>エ 農業水利施設等の老朽化が進行していることから、人家・公共施設への影響等の現状を把握するとともに、機能保全計画の策定を進め、長寿命化対策に取り組む必要がある。</p> <p><u>オ 局地的豪雨等への対応では排水路整備などのハード対策に限界があるため、地域全体での防災対策と、災害発生時の速やかな復旧に向けた機動的対応が必要である。</u></p> <p><u>カ 土地改良施設を管理する土地改良区は、組合員や職員の減少、施設の老朽化等で管理体制が脆弱化しており、効率的な維持管理体制の構築と持続可能な基盤整備が必要である。</u>(2(1)【農林水産】イ再掲)</p> <p>キ 豪雨等による浸水被害、土砂災害など災害発生のおそれがある場合は、施設管理者等において適切な対応が必要であり、そのための管理体制等の整備が必要である。</p> <p>(3) 中山間地域農業の維持と農山漁村の多面的機能の発揮 【農林水産】</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果	改定に当たって実施した脆弱性評価の結果
<p>ア 過疎化・高齢化の進行による地域コミュニティの脆弱化により、集落等の共同活動などによる農地の保全が困難になってきており、地域の防災力・活動力の低下が懸念されることから、農業生産活動の持続的な実施を通じて農地の荒廃を防ぐため、農業生産活動の維持や地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。</p> <p>イ 農村地域においては、農地や農業用施設を保全するための共同活動が農振農用地の約7割(R1)で実施されており、これらの共同活動が農村における地域コミュニティの維持・活性化等にも寄与していることから、引き続き取組の推進を図る必要がある。</p> <p>ウ 農業集落排水施設や漁業集落排水施設の耐震化等については、市町村ごとに対策が実施されており、引き続き市町村と連携して着実に対策を推進する必要がある。</p>	<p>ア 過疎化・高齢化の進行による地域コミュニティの脆弱化により、集落等の共同活動などによる農地の保全が困難になってきており、地域の防災力・活動力の低下が懸念されることから、農業生産活動の持続的な実施を通じて農地の荒廃を防ぐため、農業生産活動の維持や地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。</p> <p>イ 農村地域においては、農地や農業用施設を保全するための共同活動が農振農用地の約75%(R6)で実施されており、これらの共同活動が農村における地域コミュニティの維持・活性化等にも寄与していることから、引き続き取組の推進を図る必要がある。</p> <p>ウ 農業集落排水施設や漁業集落排水施設の耐震化、長寿命対策等については、市町村ごとに対策が実施されており、引き続き市町村と連携して着実に対策を推進する必要がある。</p>
<p>(4) 森林資源の利用促進による林業の振興 【農林水産】</p> <p>ア 森林の有する公益的機能(飛砂防備、防風、土砂流出防備、土砂崩壊防備、土壌浸食防止、洪水緩和等)の維持増進を図るため、適切な森林整備・保全活動等を進めるとともに、地域材を活用した木材需要の創出に努める必要がある。</p> <p>イ 自然公園等の施設の老朽化による施設機能の低下により、森林等の荒廃が助長されることから、老朽化に伴う修繕、更新などの対策を推進する必要がある。</p>	<p>(4) 森林資源の利用促進による林業の振興 【農林水産】</p> <p>ア 森林の有する公益的機能(飛砂防備、防風、土砂流出防備、土砂崩壊防備、土壌浸食防止、洪水緩和等)の維持増進を図るため、適切な森林整備・保全活動等や、これらの実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の整備を推進するとともに、県産材の需要拡大を図る必要がある。</p> <p>イ 林業に係る生産基盤である林道について、避難路や迂回路としての機能も維持するため、林道橋の保全対策を推進する必要がある。</p> <p>ウ 自然公園等の施設の老朽化による施設機能の低下により、森林等の荒廃が助長されることから、老朽化に伴う修繕、更新などの対策を推進する必要がある。</p>

付属資料1 推進方針の柱ごとの脆弱性評価結果

現行の脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果（施策分野）

起るべきではない甚悪の事態	行政機能の確保/消防等/防災教育等							
	1住宅・都市	2住宅・都市	3保健医療福祉	4産業・情報通信	5交通・物流	6農林水産	7国土保全	8環境
1-1)住宅・建物・施設等の構造的・大規模破壊や不特定多数が多数の死者の犠牲による多数の死者の発生	●	●	●	●	●	●	●	●
1-2)商業市街地や不特定多数が多数の犠牲による多数の死者の発生	●	●	●	●	●	●	●	●
1-3)広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	●	●	●	●	●	●	●	●
1-4)突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死者の発生	●	●	●	●	●	●	●	●
1-5)大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死者の発生	●	●	●	●	●	●	●	●
1-6)暴風等及び津波による多数の死者の発生	●	●	●	●	●	●	●	●
2-1)被災地での飲料・軟水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	●	●	●	●	●	●	●	●
2-2)多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	●	●	●	●	●	●	●	●
2-3)警察、消防等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足	●	●	●	●	●	●	●	●
2-4)医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの遮断、エネルギー供給の途絶による医療機能の崩壊	●	●	●	●	●	●	●	●
2-5)大量の帰宅困難者の発生、混乱	●	●	●	●	●	●	●	●
2-6)被災地に於ける感染、感染症等の大規模発生	●	●	●	●	●	●	●	●
2-7)食糧・医薬品・生活物資、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化、死者の発生（重症）	●	●	●	●	●	●	●	●
3-1)被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	●	●	●	●	●	●	●	●
3-2)県庁機能の機能不全	●	●	●	●	●	●	●	●
3-3)学校や地域機関及び市町村の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下	●	●	●	●	●	●	●	●
4-1)防災・災害対応に必要な通信インフラの障害、機能停止	●	●	●	●	●	●	●	●
4-2)テレビ、ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	●	●	●	●	●	●	●	●
4-3)災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助、支援が滞る事態	●	●	●	●	●	●	●	●
5-1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	●	●	●	●	●	●	●	●
5-2)エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響	●	●	●	●	●	●	●	●
5-3)コンビネーター・重要な産業施設の破壊、火災、爆発等	●	●	●	●	●	●	●	●
5-4)海上輸送の機能の停止による海外貿易や主要な地域産業への甚大な影響	●	●	●	●	●	●	●	●
5-5)日本海沿線及び太平洋沿線の船舶輸送の機能の停止による等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人便への甚大な影響	●	●	●	●	●	●	●	●
5-6)金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	●	●	●	●	●	●	●	●
5-7)食料等の安定供給の確保	●	●	●	●	●	●	●	●
5-8)異常気象等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	●	●	●	●	●	●	●	●
6-1)電力供給ネットワーク（発電電源、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPG・LPガス供給システム等の長期にわたる供給の停止	●	●	●	●	●	●	●	●
6-2)上下水道等の長期にわたる供給停止	●	●	●	●	●	●	●	●
6-3)汚水処理施設等の長期にわたる機能停止	●	●	●	●	●	●	●	●
6-4)新幹線等基幹的交通から離れつつある地域生活交通網等、陸海空の交通インフラの長期にわたる機能不全	●	●	●	●	●	●	●	●
6-5)防災インフラの長期にわたる機能不全	●	●	●	●	●	●	●	●
7-1)地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死者の発生	●	●	●	●	●	●	●	●
7-2)海上・臨海部の広域津波の発生	●	●	●	●	●	●	●	●
7-3)沿岸・沿岸の建物倒壊に伴う閉塞、地下埋設物の損傷等に伴う陥没による交通閉塞	●	●	●	●	●	●	●	●
7-4)洪水・浸水、ため池、防災インフラ、天然ダム等の破壊・機能不全や灌漑・土砂・火山噴出物の発生による多数の死者の発生	●	●	●	●	●	●	●	●
7-5)有害物質の大規模漏洩・流出による農上の汚染	●	●	●	●	●	●	●	●
7-6)農地・森林等の被害による農上の汚染	●	●	●	●	●	●	●	●
8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の滞りにより復興が大幅に遅れる事態	●	●	●	●	●	●	●	●
8-2)復興のための大規模な土木・建築工事の遅延・中断等、復興に遅延・中断・停滞等が生じ、及び復興に遅延・中断等による被害により復興できない事態	●	●	●	●	●	●	●	●
8-3)広域にわたる広域・長期にわたる洪水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	●	●	●	●	●	●	●	●
8-4)貴重な文化財や歴史的建造物の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形的・無形の文化的遺産の喪失	●	●	●	●	●	●	●	●
8-5)事業用施設の閉鎖、仮設住宅・仮設店舗・仮事務所等の整備が遅延する復興が大幅に遅れる事態（重症）	●	●	●	●	●	●	●	●
8-6)国際的信用格付けの低下に伴う、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済活動への甚大な影響	●	●	●	●	●	●	●	●

改定に当たって実施した脆弱性評価の結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果（施策分野）

起るべきではない甚悪の事態	行政機能の確保/消防等/防災教育等							
	住宅・都市	保健医療福祉	産業・情報通信	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	
1-1)大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の構造的・大規模破壊による多数の死者の発生								
1-2)地震に伴う商業市街地等の大規模火災の発生による多数の死者の発生								
1-3)広域にわたる大規模津波による多数の死者の発生								
1-4)突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死者の発生（ため池の環境によるものや、防災インフラの損傷・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の弱体化に伴うものを含む）								
1-5)大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死者の発生								
1-6)火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者の発生								
1-7)暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死者の発生								
2-1)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足								
2-2)医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの遮断、エネルギー供給の途絶による医療機能の崩壊								
2-3)劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生								
2-4)被災地での飲料・軟水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止								
2-5)想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱								
2-6)多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生								
2-7)大規模な自然災害と感染症との同時発生								
3-1)被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱								
3-2)県庁機能の機能不全								
3-3)学校や地域機関及び市町村の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下								
4-1)サプライチェーンの寸断・一企業中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下								
4-2)コンビネーター・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模漏洩・流出								
4-3)海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響								
4-4)金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響								
4-5)食料等の安定供給の確保に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響								
4-6)異常気象等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響								
4-7)農地・森林や生態系等の被害に伴う農上の汚染・多面的機能の低下								
5-1)テレビ、ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助、支援が滞る事態								
5-2)電力供給ネットワーク（発電電源、送配電設備）の長期・大規模にわたる機能の停止								
5-3)都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期にわたる機能の停止								
5-4)上下水道供給の長期にわたる機能停止								
5-5)新幹線等基幹的交通から離れつつある地域生活交通網まで、陸海空の交通インフラの長期にわたる機能不全								
6-1)自然災害後の地域への早期復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ被害が拡大する事態								
6-2)災害対応、復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興が遅くなる事態								
6-3)大量に発生する災害廃棄物の処理の滞りにより復興が大幅に遅れる事態								
6-4)貴重な文化財や歴史的遺産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形的・無形の文化的遺産の喪失								
6-5)事業用施設の閉鎖、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が遅延する復興が大幅に遅れる事態								
6-6)国際的信用格付けの低下に伴う、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済活動への甚大な影響								

付属資料2 推進方針の柱ごとのK P I

改正前			改正後				改正理由等
付属資料2 推進方針の柱ごとのK P I			付属資料2 推進方針の柱ごとのK P I				新潟県総合計画の成果指標について、国土強靱化に関連するものをK P Iとして設定
指標名	現状	目標	指標名	現状値	目標値		
1 一段加速した防災・減災対策の推進					令和10年度 目標値	令和14年度 目標値	
河川改修率	53.7% (- km) (2016年度)	54.7% (+ 27km) (2024年度)	中小河川における想定最大規模の降雨に対するハザードマップ公表市町村数	4市町村 (13.8%) (令和5年度)	29市町村 (100%)	29市町村 (100%)	
土砂災害等から守られる人家戸数	42,400戸 (2017年度)	49,500戸 (2024年度)	計画規模の洪水を流下させることができる河川延長の割合 (河川改修率)	54.4% (令和5年度)	54.8%	55.2%	
災害・危機に関して的確な対応が行われていないと感じる県民の割合	10.1% (2018年度)	減少させる	土砂災害から守られる人家戸数の割合	40.8% (令和5年度)	41.9%	42.8%	
災害や危機に対し、自ら対策を講じている県民の割合	57.3% (2018年度)	85% (2024年度)	ハザードマップの確認を行っている県民の割合	24.5% (令和6年度)	28.1%	31.7%	
災害や危機に対し、自ら対策を講じている県民の割合	57.3% (2018年度)	85% (2024年度)	避難行動要支援者のうち個別避難計画策定済の割合 (策定市町村数)	26.2% (27市町村) (令和6年)	60.0% (30市町村)	100% (30市町村)	
災害・危機に関して的確な対応が行われていないと感じる県民の割合	10.1% (2018年度)	減少させる	災害・危機に関して的確な対応が行われていないと感じる県民の割合	10.9% (令和6年度)	5.0%	0%	
想定最大規模の降雨に対するハザードマップ作成市町村数	3市町村 (2017年度末)	27市町村 (2024年度末)	自主防災組織活動カバー率	87.7% (令和6年度)	94.0%	100%	
2 安全・安心な地域を支える基盤づくり			災害・危機に対して、自ら対策を講じている県民の割合	74.0% (令和6年度)	84.4%	100%	
インフラ施設等の個別施設計画の策定割合	69.6% (2017年度)	100% (2020年度)	2 安全・安心な地域を支える基盤づくり				
安心で快適にすれ違える道路の割合	68.0% (- km) (2017年度)	68.8% (+ 60km) (2024年度)	老朽化に起因する重要インフラ施設等の重大事故数	0 (令和5年度)	0	0	
安全で快適に歩ける空間への改善数	9か所 (2017年度) (全体396か所)	100か所	県内建設業の利益率	4.6% (令和5年度) 全国5.0%	全国の建設業 平均以上	全国の建設業 平均以上	
大学・高校新卒者の就業継続率	大卒71.4% 高卒61.8% (2017年度)	大卒75.0% 高卒67.0% (2024年度)	県内建設業における大学・高校新卒者の就業継続率 (卒業3年後)	大卒 73.7% 高卒 65.9% (令和5年度)	大卒 75.4% 高卒 67.6%	大卒 76.8% 高卒 69.0%	
県内建設企業の利益率	4.7% (2017年度)	向上させる (2024年度)	県内建設業の労働時間 (所定内・所定外の合計)	1,966時間 (令和6年)	1,884時間	1,868時間	

付属資料2 推進方針の柱ごとのK P I

改正前			改正後				改正理由等
指標名	現状	目標	指標名	現状値	目標値		
3 安全で安心なまちづくり					令和10年度 目標値		令和14年度 目標値
県立学校施設の耐震化率	93.0% (2017年度末)	100% (2020年度末)	交通事故死者数	55人 (令和6年)	第11次新潟県交通安全計画における令和7年の目標値54人から減少させる	中間値から更に減少させる	
交通事故死者数	102人 (2018年)	中間目標(63人以下)から更に減少させる	住んでいるまちが魅力的だと感じる住民の割合	50.2% (令和6年度)	64.2%	65.2%	
住んでいるまちが魅力的だと感じる住民の割合	50.9% (2018年度)	増加させる (2024年度)	立地適正化計画に防災指針を定めた市町村数	6市 (令和5年度)	13市町村	20市町村	
県管理道路の橋梁の健全度率	98.6% (2017年度)	前年度基準値より増加	積雪時でも安心して暮らせると感じる県民の割合	65.7% (令和6年度)	70.0%	75.0%	
雪処理に伴う死傷者数	140人 (2013～2017年度平均)	90人以下 (2020～2024年度平均)	県立学校施設の大規模改修工事の進捗率	67.4% (令和5年度)	71.0%	75.0%	
4 自然環境の保全と農山漁村の多面的機能の維持・発揮			橋梁の修繕等措置着手率	63.9% (令和5年度)	84.7%	100%	
県民の自然環境に関する満足度	72.2% (2018年度)	向上させる (2024年度)	4 自然環境の保全と農山漁村の多面的機能の維持・発揮				
中山間地域等直接支払制度の取組面積	22,346ha (2017年度)	22,000ha以上 (2020年度)	共同活動により農業インフラが保全管理される農地面積	126,536ha (令和5年度)	130,200ha	130,500ha	
地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積	124,241ha (2017年度)	132,000ha (2020年度)					